

官報

号外

令和三年六月一日

○第二百四回 衆議院会議録 第三十号

令和三年六月一日(火曜日)

議事日程 第二十二号

令和三年六月一日

午後一時開議

第一 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置

法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

第二 災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律案(災害対策特別委員長提出)

第三 日本放送協会平成二十八年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書

第四 日本放送協会平成二十九年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書

第五 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件
日程第一 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

令和三年六月一日 衆議院会議録第三十号
特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

令和三年六月一日 衆議院会議録第三十号

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

午後一時二分開議

○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

日程第一 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

○議長(大島理森君) 日程第一、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件を議題といたします。

委員長(大島理森君) 報告を求めます。国土交通委員長あかま二郎君。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔あかま二郎君登壇〕

○あかま二郎君 ただいま議題となりました承認を求めるの件につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、北朝鮮船舶の全ての船舶、北朝鮮に寄港した第三国籍船舶、国際連合安全保障理事会の決定等に基づき制裁措置の対象とされた船舶及び北朝鮮に寄港した日本籍船舶について、本年四月十三日まで入港を禁止することとした閣議決定を、我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、本年四月六日の閣議において令和五年四月十三日まで二年延長することとしたため、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、入港禁止の実施につき国会の承認を求めるものであります。

本件は、去る五月二十五日本委員会に付託され、翌二十六日、赤羽国土交通大臣から趣旨の説明を聴取した後、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 日程第二は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

日程第二 災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律案
(災害対策特別委員長提出)

○議長(大島理森君) 日程第二、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。災害対策特別委員長金子恭之君。

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

〔本号末尾に掲載〕

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律案

〔金子恭之君登壇〕

○金子恭之君 たいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

本案は、海に囲まれた我が国においては災害時等における医療を確保する上で船舶を活用した医療の提供が効果的であることに鑑み、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備を総合的かつ集中的に推進するため、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する基本理念及び基本方針等を定めるとともに、内閣に船舶活用医療推進本部を設置しようとするものであります。

本案は、去る五月二十七日の災害対策特別委員会において、全会一致をもって成案と決定し、これを委員会提出法律案とすることに決したものであります。

なお、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する件を本委員会の決議として議決したことを申し添えます。

何とぞ議員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

日程第三 日本放送協会平成二十八年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書
日程第四 日本放送協会平成二十九年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書

○議長(大島理森君) 日程第三、日本放送協会平成二十八年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書、日程第四、日本放送協会平成二十九年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書、右両件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長石田祝稔君。

日本放送協会平成二十八年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書及び同報告書
日本放送協会平成二十九年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔石田祝稔君登壇〕

○石田祝稔君 たいま議題となりました両件につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

両件は、放送法第七十四条第三項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て内閣より提出された平成二十八年度及び平成二十九年度の日本放送協会の決算であります。

まず、平成二十八年度決算について申し上げます。

一般勘定の経常事業収入は七千九百九十九億円、経常事業支出は六千八百八十五億円であり、差引き経常事業収支差金は百三十三億円となっております。これに経常事業外収支差金等を加え又は差し引いた当期事業収支差金は二百八十億円となっております。

次に、平成二十九年度決算について申し上げます。

一般勘定の経常事業収入は七百五十六億円、経常事業支出は七千七百三十三億円であり、差引き経常事業収支差金は八十三億円となっております。これに経常事業外収支差金等を加え又は差し引いた当期事業収支差金は二百二十九億円となっております。

両件は、去る五月二十七日、武田総務大臣、日本放送協会会長及び会計検査院からそれぞれ説明を聴取した後、質疑に入り、同日質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、平成二十八年度決算は賛成多数をもって、平成二十九年度決算は全会一致をもって、いずれも異議がないものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) これより採決に入ります。

まず、日程第三につき採決いたします。

本件の委員長の報告は異議がないと決したものであります。本件を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり議決いたしました。

次に、日程第四につき採決いたします。

本件の委員長の報告は異議がないと決したものであります。本件を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり議決いたしました。

日程第五 重要施設周辺及び国境離島等における土地利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第五、重要施設周辺及び国境離島等における土地利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長木原誠二君。

重要施設周辺及び国境離島等における土地利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔木原誠二君登壇〕

○木原誠二君 たいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、我が国の安全保障等に寄与するため、重要施設の敷地の周囲おおむね千メートル及び国境離島等の区域を注視区域として指定することができることとし、注視区域内にある土地利用状況について調査を行うとともに、注視区域に係る重要施設又は国境離島等の機能が特に重要である場合には、当該注視区域を、特別注視区域として指定することができることとし、特別注視区域内にある一定面積以上の土地等の売買契約等を締結する場合には、原則として、あらかじめ届け出なければならないこととする等の措置を講ずるものであります。

本案は、去る五月十一日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、同日本委員会に付託されました。

本委員会においては、十九日小此木国務大臣から趣旨の説明を聴取した後、二十一日から質疑に入り、二十八日質疑を終局いたしました。

質疑終局後、本案に対し、国民民主党・無所属クラブから修正案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。

次いで、原案及び修正案を一括して討論を行い、順次採決いたしましたところ、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○武部新君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

議院運営委員長提出、国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(大島理森君) 武部新君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

○議長(大島理森君) 国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。議院運営委員長 高木毅君。

国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

(高木毅君登壇)

○高木毅君 ただいま議題となりました国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

本法律案は、政府職員の改正に準じて、国会職員の定年を段階的に引き上げる等の措置を講じようとするものであります。

本法律案は、本日、議院運営委員会において起草し、提出したものであります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は可決いたしました。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十七分散会

出席国務大臣

総務大臣 武田 良太君
国土交通大臣 赤羽 一嘉君
国務大臣 小此木八郎君

○議長の報告

(法律公布奏上及び通知)

一、去る五月二十五日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

公職選挙法の一部を改正する法律

海上交通安全法等の一部を改正する法律

(通知書受領)

一、去る五月二十五日、内閣から、議員あきもと司君について勾留期間が更新された旨の通知書を受領した。

一、去る五月二十六日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

著作権法の一部を改正する法律

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律

一、去る五月二十八日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とセルビア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とジョージアとの間の条約の締結について承認を求めるの件
投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とジョージアとの間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定の規定の適用範囲に関する交換公文を改正する交換公文の締結について承認を求めるの件

一、去る五月二十八日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律

(報告書及び文書受領)

一、去る五月二十五日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第三十一条の規定に基づく令和二年一月一日から同年十二月三十一日までの間における同法の施行状況に関する報告

食料・農業・農村基本法第十四条第一項の規定に基づく「令和二年度食料・農業・農村の動向」に関する報告

食料・農業・農村基本法第十四条第二項の規定に基づく「令和三年度食料・農業・農村施策」についての文書

一、去る五月二十五日、内閣を経由して法務大臣 上川陽子君から、次の報告書を受領した。

破壊活動防止法第三十六条の規定に基づく令和二年団体規制状況の年次報告

一、去る五月二十八日、内閣から次の報告書を受領した。

食育基本法第十五条の規定に基づく「令和二年度食育推進施策」に関する報告

ものづくり基盤技術振興基本法第八条の規定に基づく「令和二年度ものづくり基盤技術の振興施策」に関する報告

交通政策基本法第十五条第八項の規定に基づく交通政策基本計画の報告

自転車活用推進法第九条第三項の規定に基づく自転車活用推進計画の報告

一、去る五月二十八日、内閣を経由して新型コロナウイルス感染症対策本部長菅義偉君から、次の報告書を受領した。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二条第三項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長の報告

一、昨五月三十一日、内閣から次の報告書を受領した。

第二百三回国会衆議院において採択された請願の処理経過

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る五月二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

決算行政監視委員

辞任

補欠

棚橋 泰文君

務台 俊介君

山本 公一君

門 博文君

江田 憲司君

櫻井 周君

門 博文君

山本 公一君

務台 俊介君

棚橋 泰文君

櫻井 周君

江田 憲司君

一、去る五月二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

池田 佳隆君

小田原 潔君

高木 啓君

上杉謙太郎君

永岡 桂子君

菅家 一郎君

吉川 起君

繁本 護君

大河原雅子君

篠原 豪君

塩川 鉄也君

赤嶺 政賢君

岸本 周平君

高井 崇志君

上杉謙太郎君

高木 啓君

小田原 潔君

池田 佳隆君

菅家 一郎君

永岡 桂子君

繁本 護君

吉川 起君

篠原 豪君

大河原雅子君

赤嶺 政賢君

塩川 鉄也君

高井 崇志君

岸本 周平君

文部科学委員

辞任

補欠

船田 元君

深澤 陽一君

吉良 州司君

齊木 武志君

藤田 文武君

青山 雅幸君

深澤 陽一君

佐藤 明男君

佐藤 明男君

船田 元君

齊木 武志君

吉良 州司君

青山 雅幸君

藤田 文武君

厚生労働委員

辞任

補欠

青山 周平君

井出 庸生君

木村 次郎君

神田 裕君

神田 裕君

杉田 水脈君

井出 庸生君

青山 周平君

杉田 水脈君

木村 次郎君

経済産業委員

辞任

補欠

神山 佐市君

福山 守君

辻 清人君

加藤 鮎子君

逢坂 誠二君

石川 香織君

山崎 誠君

松田 功君

加藤 鮎子君

辻 清人君

福山 守君

神山 佐市君

石川 香織君

逢坂 誠二君

松田 功君

山崎 誠君

一、去る五月二十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

石田 真敏君

深澤 陽一君

田嶋 要君

川内 博史君

川内 博史君

山崎 誠君

深澤 陽一君

石田 真敏君

山崎 誠君

田嶋 要君

一、去る五月二十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

池田 佳隆君

佐々木 紀君

大河原雅子君

武内 則男君

塩川 鉄也君

赤嶺 政賢君

岸本 周平君

高井 崇志君

赤嶺 政賢君

塩川 鉄也君

高井 崇志君

岸本 周平君

佐々木 紀君

池田 佳隆君

武内 則男君

大河原雅子君

環境委員

辞任

補欠

長尾 秀樹君

逢坂 誠二君

森 夏枝君

串田 誠一君

逢坂 誠二君

長尾 秀樹君

串田 誠一君

森 夏枝君

議院運営委員

辞任

補欠

武内 則男君

渡辺 周君

渡辺 周君

武内 則男君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る五月二十七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

補欠

鈴木 憲和君

津島 淳君

平 将明君

福山 守君

武部 新君

額賀福志郎君

中谷 真一君

百武 公親君

根本 幸典君

青山 周平君

池田 真紀君

逢坂 誠二君

高木錬太郎君

森山 浩行君

岡本 三成君

佐藤 英道君

青山 周平君

根本 幸典君

津島 淳君

鈴木 憲和君

額賀福志郎君

武部 新君

百武 公親君

中谷 真一君

福山 守君

平 将明君

逢坂 誠二君

池田 真紀君

森山 浩行君

高木錬太郎君

佐藤 英道君

岡本 三成君

科学技術・イノベーション推進特別委員

辞任

補欠

杉田 水脈君

繁本 護君

宮下 一郎君 細田 健一君 岡本 三成君 吉田 宣弘君 繁本 護君 国光あやの君 国光あやの君 小寺 裕雄君 小寺 裕雄君 高木 啓君 高木 啓君 杉田 水脈君 細田 健一君 宮下 一郎君 吉田 宣弘君 岡本 三成君 原子力問題調査特別委員 補欠 辞任 築 和生君 高木 啓君 高木 啓君 築 和生君	離婚の際の父母の間における養育費の定め 保に関する施策の推進に関する法律案 (議案付託) 一、去る五月二十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(内閣提出、承認第三号) 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五 条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止 の実施につき承認を求めるの件(内閣提出、承 認第二号) 国土交通委員会 付託 一、去る五月二十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する 法律案(内閣提出第四三三三号)(参議院送付) 環境委員会 付託	災害時等における船舶を活用した医療提供体制 の整備の推進に関する法律案(災害対策特別委 員長提出) 一、昨五月三十一日、予備審査のため次の本院議 員提出案を参議院に送付した。 令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラ リンピック競技大会特別措置法の一部を改正す る法律案(馳浩君外四名提出) (議案通知) 一、去る五月二十五日、参議院送付の次の同院提 出案を可決した旨参議院に通知した。 公職選挙法の一部を改正する法律案 一、去る五月二十五日、参議院送付の次の内閣提 出案を可決した旨参議院に通知した。 海上交通安全法等の一部を改正する法律案 (議案通知書受領) 一、去る五月二十六日、参議院から、本院の送付 した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受 領した。 著作権法の一部を改正する法律案 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改 正する法律案 一、去る五月二十八日、参議院から、次の本院提 出案を可決した旨の通知書を受領した。 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に 関する法律案 一、去る五月二十八日、参議院から、本院の送付 した次の件を承認することを議決した旨の通知 書を受領した。 所得に対する租税に関する二重課税の除去並び に脱税及び租税回避の防止のための日本国とセ ルビア共和国との間の条約の締結について承認 を求めるの件	ジョージアとの間の条約の締結について承認を 求めるの件 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国と ジョージアとの間の協定の締結について承認を 求めるの件 日本国における経済協力開発機構の特権及び免 除に関する日本国政府と経済協力開発機構との 間の協定の規定の適用範囲に関する交換公文を 改正する交換公文の締結について承認を求める の件 一、去る五月二十八日、参議院から、本院の送付 した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受 領した。 農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する 法律案 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法 律の一部を改正する法律案 (質問書提出) 一、去る五月二十五日、議員から提出した質問主 意書は次のとおりである。 雇用調整助成金の過払いに関する質問主意書 (前原誠司君提出) 北陸新幹線敦賀・新大阪間の建設計画に関する 質問主意書(前原誠司君提出) 東京オリンピック・パラリンピック開催に係る 菅総理大臣の答弁に関する質問主意書(山井和 則君提出) 一、去る五月二十六日、議員から提出した質問主 意書は次のとおりである。 衆議院国土交通委員会における非居住者(外国 人)のカジノ所得に対する課税についての特定 複合観光施設区域整備推進本部事務局の虚偽答 弁等に関する再質問主意書(江田憲司君提出) 一、去る五月二十七日、議員から提出した質問主 意書は次のとおりである。	一、去る五月二十七日、委員長から提出した議案は次のとおりである。 災害時等における船舶を活用した医療提供体制 の整備の推進に関する法律案(災害対策特別委 員長提出) 一、去る五月二十八日、議員から提出した議案は次 次のとおりである。 令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラ リンピック競技大会特別措置法の一部を改正す る法律案(馳浩君外四名提出) 一、昨五月三十一日、議員から提出した議案は次 次のとおりである。 子どもの最善の利益が図られるための子ども施 策の総合的な推進に関する法律案(大西健介君 外六名提出) 強制労働の廃止に関する条約(第百五号)の締結 のための関係法律の整備に関する法律案(馳浩 君外七名提出) (議案受領) 一、去る五月二十五日、予備審査のため参議院か ら送付された次の議案を受領した。	一、去る五月二十五日、予備審査のため次の本院 議員提出案を参議院に送付した。	一、去る五月二十七日、予備審査のため次の本院 議員提出案を参議院に送付した。	一、去る五月二十七日、予備審査のため次の本院 議員提出案を参議院に送付した。
--	--	---	--	--	---	---	---

「紀州鉄道コンポーネント・オーナーズ・システム」に関する質問主意書(大西健介君提出)
一、去る五月二十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

新型コロナウイルス感染症に対する政府のサービス提供に関する質問主意書(岡本充功君提出)
東京五輪選手団及び役員等に対する医療提供体制の整備に関する質問主意書(岡本充功君提出)
東京五輪の開催に際して訪日する海外要人に対する接遇経費に関する質問主意書(岡本充功君提出)

日本に渡航することに対する注意情報の発出に関する質問主意書(岡本充功君提出)
ワクチン接種による企業活動及び働く人への影響対策に関する質問主意書(古本伸一郎君提出)

(答弁書受領)

一、去る五月二十五日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員山井和則君提出国民の命を救うための新型コロナウイルス感染症治療薬の政府主導による治験等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員今井雅人君提出救急救命士等への慰労金の支給等に関する質問に対する答弁書

令和三年五月十三日提出
質問 第一一三三三号

国民の命を救うための新型コロナウイルス感染症治療薬の政府主導による治験等に関する質問主意書

提出者 山井 和則

国民の命を救うための新型コロナウイルス感染症治療薬の政府主導による治験等に関する質問主意書

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続き、医療の逼迫が極めて深刻となる中で、新型コロナウイルス感染症治療薬の普及は喫緊の課題です。多くの入院すべき患者が、十分な治療や手当てを受けられないまま、自宅療養やホテル療養を余儀なくされ、さらにはその中で命を落とす方もおられます。治療薬の安全性はもちろん確認しなければなりません。一瞬でも早期の治療薬の承認が必要で。

そこで以下のとおり、質問します。

一 医療逼迫の深刻な状況に鑑み、すでに他の疾病について薬事承認されているトシリズマブ(アクテムラ)、ファビピラビル(アビガン)、イベルメクチンなどの薬剤を、入院患者のみならず、自宅療養やホテル療養となっている患者に、医薬品副作用健康被害救済制度の対象とした上で、積極的に投与できるようにすべきではありませんか。

二 さらに他の疾病について薬事承認され、「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き・第四、二版」に掲載されているトシリズマブ(アクテムラ)、ファビピラビル(アビガン)、イベルメクチンなどの薬剤について、新型コロナウイルス感染症に対する有効性が明確となっていないこととすることは不思議ではありません。では、これらの薬剤はなぜ診療の手引きに掲載されたのでしょうか。その有効性の不明確さを理由に新型コロナウイルス感染症治療薬としての薬事承認ができないのであれば、医療逼迫の深刻な状況や国民の命が失われている状況に鑑み、政府がその有効性を明確にすべきではありませんか。

三 新型コロナウイルス感染症に対するトシリズマブ(アクテムラ)、ファビピラビル(アビガ

ン)、イベルメクチンの治験について、現在は医師や製薬会社が主導していると認識していますが、医療が逼迫し、入院すべき患者が入院できずに自宅療養やホテル療養を余儀なくされている緊迫した現状に鑑み、これらの薬剤については政府が主導して治験を進め、早急に治験を終了させるべきではないですか。政府の見解を示して下さい。

質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。)第十四条第一項の規定による承認又は同条第十三項の規定による承認事項の一部変更承認(以下「承認等」という。)を受けた医薬品ではないことから、同感染症に対する有効性及び安全性が確認され、承認等を受けた医薬品と同様の取扱いとすることは困難であると考えている。また、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第百九十二号)に基づく医薬品副作用被害救済制度については、適正な使用目的で適正に使用されたにもかかわらず生じた医薬品の副作用による健康被害であること等の同法等の規定に基づく所要の要件を満たす場合に対象となるものであることから、御指摘の「薬剤」について、「医療逼迫の深刻な状況に鑑み、すでに他の疾病について薬事承認されている」ことを理由として、同制度の対象とすることは困難であると考えている。

内閣衆質二〇四第一三三三号
令和三年五月二十五日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員山井和則君提出国民の命を救うための新型コロナウイルス感染症治療薬の政府主導による治験等に関する質問に対する答弁書

(別紙)

衆議院議員山井和則君提出国民の命を救うための新型コロナウイルス感染症治療薬の政府主導による治験等に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、「積極的に投与」の意味するところが必ずしも明らかではなく、お答えすることは困難である。なお、御指摘の「薬剤」については、新型コロナウイルス感染症に対する有効性及び安全性に関する評価が定まっているものではないが、「入院患者」及び「自宅療養やホテル療養となっている患者」に対し、医師の判断により投与が行われることがあり得ると承知しており、また、同感染症に対する有効性及び安全性が確認され、医薬品、医療機器等の品

二及び三について

「これらの薬剤はなぜ診療の手引きに掲載されたのでしょうか」とのお尋ねについては、御指摘の「薬剤」について国内外で治験、臨床研究等が実施されていること等を踏まえ、「診療の手引き」に掲載されているところである。また、お尋ねの「政府がその有効性を明確にすべき」と及び「政府が主導して治験を進め、早急に治験を終了させるべき」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一般論として、承認等に当たっては、独立行政法人医薬品医療機器総合機構において、承認等を申請した企業から提出される臨床試験の結果等についての法第十四条の二第一項の規定に基づく審査が行われた上で、薬事・食品衛生審議会において、当該審査

の結果に基づき、承認等の可否について議論されることとなること、御指摘の「薬剤」の「新型コロナウイルス感染症治療薬」の承認等についてもこの手続による必要があることとなる。

政府としては、新型コロナウイルス感染症の治療薬の研究開発について、国立研究開発法人日本医療研究開発機構による治験を含む研究開発への支援を始めた必要な支援を行うこと等により、有効性及び安全性が確認された治療薬をできるだけ早期に実用化できるよう取り組んでまいりたい。

令和三年五月十四日提出
質問 第一三四号

救急救命士等への慰労金の支給等に関する質問主意書

提出者 今井 雅人

救急救命士等への慰労金の支給等に関する質問主意書

令和二年度補正予算等により、「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」として、医療機関等に勤務し新型コロナウイルス感染症患者と接する医療従事者等に対する一時金としての慰労金(以下「医療従事者等慰労金」という。)の給付が行われている。一方、消防機関において救急搬送に従事し、医療従事者等と同じく新型コロナウイルス感染症患者と接している救急救命士その他の救急隊員(以下「救急救命士等」という。)は、医療従事者等慰労金の対象とされていないと承知している。

これらのことを踏まえ、以下質問する。

一 救急救命士等が医療従事者等慰労金の対象とされなかった理由は何か。

二 救急救命士等も「新型コロナウイルス感染症

対応従事者慰労金交付事業」の概要にあるように「相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って、業務に従事していること」から、何らかの形で一時金が給付されるべきと考えるが政府の見解を示されたい。

三 「新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための人事院規則九一三〇の特別」として「防疫等作業手当」が設けられている。この「防疫等作業手当」について、救急救命士等へ支給されているか。支給されている場合には、これまでに支給された額の総額、支給された者一人当たりの平均的な累計支給額等の支給実績について政府として把握するところを明らかにされたい。

四 「防疫等作業手当」のほか、救急救命士等が新型コロナウイルス感染症患者と接触することや救急救命士等自身が新型コロナウイルスに感染する可能性があることを理由として支給される手当はあるか。そうした手当がある場合には、これまでに支給された額の総額、支給された者一人当たりの平均的な累計支給額等の支給実績について政府として把握するところを明らかにされたい。また、救急救命士等が新型コロナウイルス感染症に対応することを理由とする手当の拡充の必要性について、政府の見解を示されたい。

内閣衆質二〇四第一三四号
令和三年五月二十五日

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員今井雅人君提出救急救命士等への慰労金の支給等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員今井雅人君提出救急救命士等への慰労金の支給等に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」による慰労金については、新型コロナウイルス感染症に感染すると重症化するリスクが高い患者との接触を伴うこと等を踏まえ、医療機関に勤務する医療従事者等を対象としているものであるため、消防機関において救急搬送に従事する救急救命士その他の救急隊員(以下「救急救命士等」という。)はその対象としていない。

二及び四について

お尋ねの「一時金」及び「防疫等作業手当」のほか、救急救命士等が新型コロナウイルス感染症患者と接触することや救急救命士等自身が新型コロナウイルスに感染する可能性があることを理由として支給される手当の「意味」とするところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」においては、一についてでお答えしたとおり、救急救命士等は対象とされていない。しかしながら、地方公共団体は人事院規則九一―二九(東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための人事院規則九一三〇(特殊勤務手当)の特例(以下「規則」という。))第七条の規定の内容及び趣旨を踏まえ、新型コロナウイルス感染症から国民の生命及び健康を保護するための措置に係る作業を対象とした手当の創設が可能である。総務省が行った「新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例の運用に係る状況調査(第二回)」において、消防部門

を所管していると回答した地方公共団体のうち、令和三年一月一日時点で、当該手当の創設の有無について、「有」又は「検討中」と回答した地方公共団体は約九割となっている。当該手当について、お尋ねの「これまでに支給された額の総額、支給された者一人当たりの平均的な累計支給額等の支給実績」については、把握していない。また、お尋ねの「救急救命士等が新型コロナウイルス感染症に対応することを理由とする手当の拡充」については、同条の規定の内容及び趣旨を踏まえ、各地方公共団体において適切に検討されるべきものであるが、政府としては、救急活動に支障が生じることのないよう、状況を注視していく考えである。

三について

規則第七条の規定に基づき支給される防疫等作業手当は、一般職の国家公務員に支給されるものである。救急救命士等は、一般職の地方公務員であり、同条の規定に基づく防疫等作業手当は支給されない。

一、去る五月二十八日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員中谷一馬君提出被害者が障害を有する性犯罪事件に関する質問に対する答弁書
衆議院議員今井雅人君提出まん延防止等重点措置として飲食店に対する酒類の提供等の停止を要請することに関する質問に対する答弁書
衆議院議員山井和則君提出薬剤師による新型コロナウイルスワクチン接種に関する質問に対する答弁書

衆議院議員江田憲司君提出新型コロナウイルスの感染抑止のための下水道検査に関する質問に対する答弁書

令和三年六月一日 衆議院会議録第三十号 議長の報告

令和三年五月十八日提出
質問 第一三五号

被害者が障害を有する性犯罪事件に関する質問主意書

提出者 中谷 一馬

被害者が障害を有する性犯罪事件に関する質問主意書

一 現在法務省には「性犯罪に関する刑事法検討会」が設置され、四月十二日に「取りまとめ報告書(案)」が公表された。そこで以下を質問する。

1 検討会では、刑法第七十八條第二項が定める「心神喪失」又は「抗拒不能」については「適用にばらつきがある」との指摘があることを踏まえ、その要件解釈を明確化して適用を安定させるため、例えば、抗拒不能性を根拠付ける一類型として、被害者の重大な障害につけ込む行為等を例示列挙する方法があり得るといった意見が述べられ、これに対する異論はなかった」とのことである。

現時点で想定される「被害者の重大な障害」の根拠や基準について、政府の考えは如何に。

2 検討会では、「新たに障害者を被害者とする処罰規定を設けることの要否・当否」について、「介護が必要であるなど他人に生活を依存している場合や、障害の特性により相手に迎合的であったり流されやすかったりする場合があり、そのような状況や特性を利用する行為への対応が必要であるといった意見が述べられ、これに対する異論はなかった」とのことである。

現時点で想定される「介護が必要であるなど他人に生活を依存している」根拠や基準について、政府の考えは如何に。

加えて、「障害の特性により相手に迎合的であったり流されやすかったりする場合」の根拠や基準について、政府の考えは如何に。

二 令和三年四月一日から、性犯罪の被害者が精神に障害を有する場合、その供述の特性や心情等に配慮した事情聴取の取組として「代表者による聴取」の試行が実施されることになった。そこで以下を質問する。

1 「代表者による聴取」の対象者は、性犯罪の被害者のうち、「知的障害、発達障害、精神障害等、広く精神に障害を有する被害者であつて、言語によるコミュニケーション能力に問題があり、又は聴取者に対する迎合性や被誘導性が高いと認められるもの」とされている。

そこで、どのような場合に「代表者による聴取」の対象となる「広く精神に障害を有する被害者」と判断するのか、その基準をお示しいただきたい。

2 重度の身体障害又は知的障害があることに乗じて性交等を行う行為は、刑法第七十八條第二項の「心神喪失」又は「抗拒不能」に乘じたとして処罰することができるとされている。「心神喪失」とは「精神的な障害によつて正常な判断力を失つた状態」、「抗拒不能」とは「心理的又は物理的に抵抗ができない状態」とされている。

性犯罪の被害者が「代表者による聴取」の対象となる場合は、当該被害者が「心神喪失」又は「抗拒不能」の状態にあるものとして、準強制性交等罪又は準強姦わいせつ罪での捜査が行われるべきと考えるが、政府の考えは如何に。

3 被害者側が「代表者による聴取」の実施を希望しても、警察や検察が「実施しない」と判断

する事件もあることが想定される。試行段階であることから、聴取を実施しないこととした事案、判断した理由及び件数を把握し、公開すべきと考えるが、政府の考えは如何に。

内閣衆質二〇四第一三五号
令和三年五月二十八日
内閣総理大臣 菅 義偉
衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員中谷一馬君提出被害者が障害を有する性犯罪事件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

三 令和三年四月一日から令和八年三月三十一日を計画期間とする「第四次犯罪被害者等基本計画(令和三年三月三十日閣議決定)」では、障害のある犯罪被害者に対する施策も盛り込まれた。そこで以下を質問する。

衆議院議員中谷一馬君提出被害者が障害を有する性犯罪事件に関する質問に対する答弁書

1 基本計画では、性暴力被害者ワンストップ支援センターにおける、障害者等様々な性犯罪・性暴力被害者への適切な対応や支援を行うことができるよう、性犯罪・性暴力被害者の支援体制の充実のための施策の検討が明記されている。

御指摘の「取りまとめ報告書(案)」は、案文の段階の上、御指摘の箇所の記述は、いずれも法務省に設置した「性犯罪に関する刑事法検討会」の構成員である委員の意見を取りまとめたものであることから、これらに係るお尋ねについて、政府としてお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、同検討会における検討結果を踏まえ、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための刑事法に関する施策の在り方について適切に検討してまいりたい。

令和二年十一月一日時点で、メールで相談できるセンターは十六か所にとどまっている。聴覚障害、音声言語をしゃく障害等をお持ちの方にとって、メールで相談できることは、極めて重要である。全センターにおいてメールで相談できる体制を早急に整備することについて、政府の考えは如何に。

警察及び検察においては、「障害がある性犯罪被害者の事情聴取について」(令和三年三月十二日付け最高検刑第十七号最高検察庁刑事部長通知(以下「最高検通知」という。))等に基づき、知的障害、精神障害、発達障害等、精神に障害を有する被害者に係る性犯罪事件を対象として、警察及び検察のうちの代表者が被害者から聴取する取組(以下「代表者聴取」という。)を行っているところであるが、お尋ねの「どのような場合に「代表者による聴取」の対象となる「広く精神に障害を有する被害者」と判断するのか」については、最高検通知等に記載されてい

2 基本計画では、「法務省において、性犯罪被害者、障害者等の犯罪被害者の特性に応じた被害実態の調査・分析を実施する方向での検討も含め、犯罪被害の動向及び犯罪被害者等施策に関する調査を実施する」とされている。現在実施予定の調査・分析について、政府の説明を求める。

右質問する。

る以上の具体的な基準はないものと承知している。

その上で、警察及び検察においては、最高検通知等に基づき、事件の内容、証拠関係、被害者の障害の程度等を考慮し、被害者の負担軽減及び供述の信用性確保の観点から、代表者聴取を行うことが相当であると認められる事件のうち、試行するのに適した事件については、代表者聴取を実施することとしているが、個々の事件について常に代表者聴取を実施するか否かの意思決定が行われるわけではないと承知しているため、お尋ねの「聴取を実施しないこととした事案、判断した理由及び件数」を網羅的に把握することは困難である。

二の2については、捜査機関の活動内容に關わる事柄であり、お答えすることは差し控えたが、最高検通知にいう「知的障害、精神障害、発達障害等、精神に障害を有する被害者」は、必ずしも刑法(明治四十年法律第四十五号)第百七十八条にいう「心神喪失」又は「抗拒不能」とであると認められる者に限られないものと承知している。

二の4については、代表者聴取を行う警察及び検察において、個別の事案に応じて適切に判断されるべき事柄であるものと考えている。

三の1については、内閣府においては、障害のある方についても、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター(以下「ワンストップ支援センター」という。)に相談しやすい環境を整備することが必要であると考えており、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」(令和二年六月十一日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決

定等)に基づき、可能な限り全てのワンストップ支援センターにおいて電子メール、SNS等による相談が実施されるように、都道府県に対して性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金の活用による相談体制の強化を促しているところである。

三の2については、法務省においては、第三次犯罪被害者等基本計画(平成二十八年四月一日閣議決定)の下、犯罪被害の動向や、犯罪被害者等が関与する刑事手続における各種制度の実施状況等の調査結果について、犯罪白書において公表するとともに、第五回犯罪被害実態(暗数)調査を実施し、その分析結果を公表したところである。第四次犯罪被害者等基本計画(令和三年三月三十日閣議決定)の下においても、引き続き、犯罪被害の動向等についての調査結果を犯罪白書において公表していく予定であり、犯罪被害者の特性に応じた被害実態の調査・分析については、その時期、方法、対象、内容等を含め、その在り方を検討しているところである。

令和三年五月十九日提出
質問 第一三六号
まん延防止等重点措置として飲食店に対する酒類の提供等の停止を要請することに関する質問主意書

提出者 今井 雅人
まん延防止等重点措置として飲食店に対する酒類の提供等の停止を要請することに関する質問主意書
政府は、今般の新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)第三十一条の六第一項に基づくまん延防止等重点措置として、飲食

店等に対し酒類の提供等の停止を要請すること(以下「酒類提供停止要請」という。)を認めている。この点につき、以下質問する。

一 まん延防止等重点措置については、令和三年二月一日の衆議院内閣委員会において、西村国務大臣は「営業時間の変更を超えた休業要請中略は含めないこととしております。」と答弁している。他方で、酒類提供停止要請は令和三年厚生労働省告示第百八十二号等の告示により、酒類提供停止要請がまん延防止等重点措置に追加された。しかしながら、酒類の提供が欠かれない居酒屋等の飲食店においては、酒類提供停止要請は実質的な休業要請であり、営業時間の変更の要請とはいえないと考えられる。したがって、まん延防止等重点措置として酒類提供停止要請を行うためには法改正が必要であり、告示により酒類提供停止要請を行うことはできないのではないかと。政府の見解を示されたい。

二 現行の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の協力要請推進枠を活用した協力金の対象は、休業要請又は営業時間短縮要請への協力に応じた事業者に限定されている。しかしながら、酒類提供停止要請は営業時間短縮要請とは別の要請であり、事業者は経済的影響を大きく受けるものである。特に、酒類の提供が欠かれない居酒屋等の飲食店にとって、酒類提供停止要請は実質的には休業要請に相当するものである。したがって、飲食店が酒類提供停止要請に応じた場合は、営業時間短縮要請に対する協力金とは別に、酒類提供停止により受ける影響に対する支援を行うべきではないかと。政府の見解を示されたい。

内閣衆質二〇四第一三六号
令和三年五月二十八日

内閣総理大臣 菅 義偉
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員今井雅人君提出まん延防止等重点措置として飲食店に対する酒類の提供等の停止を要請することに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員今井雅人君提出まん延防止等重点措置として飲食店に対する酒類の提供等の停止を要請することに関する質問に対する答弁書

一 について
新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号。以下「特措法」という。)第三十一条の六第一項において、都道府県知事は、「営業時間の変更その他国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある重点区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置として政令で定める措置を講ずるよう要請することができ」とこととされ、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成二十五年政令第二百二十二号。以下「施行令」という。)第五号の五第八号において、同項の「政令で定める措置」の一つとして「新型インフルエンザ等のまん延の防止のために必要な措置として厚生労働大臣が定めて公示するもの」が規定されている。これらの規定に基づき、新型インフルエンザ等感染症のまん延の防止のために必要な措置及び同感染症の感染の防止のために必要な措置(令和二年厚生労働省告示第百七十六号)第一条第四号において、施行令第五号の五第八号の新型インフルエンザ等

のまん延の防止のために必要な措置の一つとして「入場をする者等に対する酒類の提供の停止」を定めたものであり、都道府県知事による酒類の提供の停止の要請(以下「酒類提供停止要請」という。)は、いわゆる休業要請には該当しないものと考えている。

二について

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の協力要請推進枠を活用した協助力金(以下「協助力金」という。)の支給対象は、特措法に関する事務を担当する国務大臣との協議を経て、特措法第三十一条の六第一項の都道府県知事が定める区域又は特措法第三十二条第一項第二号に掲げる区域において都道府県知事が行った休業要請、営業時間短縮の要請等に応じた飲食業を営む事業者としている。当該事業者が中小企業であり、これらの要請に従う場合の協助力金の金額については、全国の飲食店の売上高に占める家賃、地代等のいわゆる固定費の割合が約三割となっていることを踏まえ、これをカバーできる水準として、事業規模に応じて売上高の四割としているものであり、都道府県知事から特措法第三十一条の六第一項の規定による営業時間短縮の要請及び酒類提供停止要請を受けた飲食業を営む事業者が自主的に休業を行った場合についても協助力金の支給対象となっている。

令和三年五月十九日提出
質問 第一一三七号

薬剤師による新型コロナウイルスワクチン接種に関する質問主意書

提出者 山井 和則

薬剤師による新型コロナウイルスワクチン接種に関する質問主意書

新型コロナウイルスワクチンの接種を、速やか

に拡大することが求められる中で、新型コロナウイルスワクチン接種体制の更なる充実が必要である。

そこで以下のとおり、質問します。

一 薬剤師が新型コロナウイルスワクチンの注射を行えるようにするためには、法律の改正が必要ですか。政府の見解を示して下さい。
右質問する。

内閣衆質二〇四第一一三七号
令和三年五月二十八日

内閣総理大臣 菅 義偉
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員山井和則君提出薬剤師による新型コロナウイルスワクチン接種に関する質問に対する答弁書

(別紙)

衆議院議員山井和則君提出薬剤師による新型コロナウイルスワクチン接種に関する質問に対する答弁書

一について

医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第十七条の規定により、医師でなければ、医療(医師が医師の医学的判断及び技術をもつてするものでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為をいう。以下同じ。)を業とすることをいう。)をなしてはならないとされている。お尋ねの「新型コロナウイルスワクチンの注射」は医行為に該当するところ、「行えるようにする」の意味するところが必ずしも明らかではないが、薬剤師が当該行為を適法に業として行うことができることとするためには、同条の規定の特例を設ける等の立法措置が必要になると考えている。

なお、既に、薬剤師については、注射器への薬液の充填等、医行為に該当しない範囲において、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する業務に協力していただいている。

令和三年五月十九日提出
質問 第一一三八号

新型コロナウイルスの感染抑止のための下水道検査に関する質問主意書

提出者 江田 憲司

新型コロナウイルスの感染抑止のための下水道検査に関する質問主意書

新型コロナウイルスの感染拡大を抑え込むには、下水道検査により、感染拡大の予兆の早期発見や、エビセンター(感染集積地)を抽出、特定する事で、そこを徹底的にPCR検査し、感染者を隔離することが極めて有効である。よって、以下質問する。

一 私、衆議院決算行政監視委員会(令和三年四月十二日)で、菅首相に下水道検査の実施を要請したところ、首相は「是非やりたい、これから大変効果的だというふうに思っていますので、もう一度しっかりと私から指示しておきます」と答弁したが、その後の検討状況如何。いつから実施するのか。

二 下水道処理場は、政令指定都市だけで全国で約五百十か所あると承知しているが、その他の都市も含め、全国でいくつあるのか。政府の把握するところを答えられたい。

三 下水道検査は、処理場の検査だけでなく、マンホール毎に検査すれば、個別の施設(例…高齢者施設、病院、学校)単位で、感染の有無、感染者数の多寡等も把握できる。実施する場合、特に感染者数の多い地域については、この

施設単位での下水道(マンホール)検査も組み合わせるべきではないか。

四 すでに、札幌市や船橋市では、大学や製薬会社等と連携して、下水道検査の実証試験を行っている。また、個別施設内の下水から、新型コロナウイルスの存在を定期的に監視・調査するサービスを開始した民間会社もある。下水道検査を実施するにあたっては、これら民間の能力も活用すべきではないか。

五 この下水道検査については、日本は欧米に比し感染者数が少なく、下水中のウイルス濃度も低いため、精度よく検出できないのではないかと指摘がある。しかし、例えば、北海道大学の研究では、下水を特殊な技術で濃縮し、PCR検査にかけることで、無症状者が一人に一人いても検出可能な精度を達成したという。少なくとも「精度」の問題はクリアできたと思われるが、政府の見解如何。
右質問する。

内閣衆質二〇四第一一三八号
令和三年五月二十八日

内閣総理大臣 菅 義偉
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員江田憲司君提出新型コロナウイルスの感染抑止のための下水道検査に関する質問に対する答弁書

(別紙)

衆議院議員江田憲司君提出新型コロナウイルスの感染抑止のための下水道検査に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「下水道検査」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の令和三年四月十二日の衆議院決算行政監視委員会におい

て、菅内閣総理大臣が、「我が国のこれまでの感染状況というのは数が少ないということで、水中のウイルス濃度から感染者を推定することは・・・困難」であるが、「そうしたことが可能であればそれは是非やりたい」と答弁しているところ、政府としては、現在、国立感染症研究所等において、下水から新型コロナウイルスを検出する方法に係る検討等を行っているところであり、引き続き、下水に含まれる新型コロナウイルスの調査を新型コロナウイルス感染症の監視体制の強化にどのように活用していくかについて検討を進めてまいりたい。

二について

お尋ねの「下水道処理場」の意味するところが必ずしも明らかではないが、全国の下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第六号に規定する終末処理場の数は、公益社団法人日本下水道協会の「平成三十年度版下水道統計」によると、平成三十一年三月末時点で二千六百六十八であると承知している。

三及び四について

「実施する場合・・・施設単位の下水道（マンホール）検査も組み合わせで行うべきではないか」及び「下水道検査を実施するにあたっては、これら民間の能力も活用すべきではないか」とのお尋ねについては、政府としては、一についてでお答えしたとおり、現在、下水に含まれる新型コロナウイルスの調査を新型コロナウイルス感染症の監視体制の強化にどのように活用していくかについて検討を進めているところであり、当該調査の実施に当たっての具体的な手法等については、当該検討の結果を踏まえた上で、検討すべきものであると考えている。

五について

お尋ねの「少なくとも「精度」の問題はクリア

できた」の意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。なお、政府としては、一についてでお答えしたとおり、現在、国立感染症研究所等において、下水から新型コロナウイルスを検出する方法に係る検討等を行っているところであり、引き続き、下水に含まれる新型コロナウイルスの調査を新型コロナウイルス感染症の監視体制の強化にどのように活用していくかについて検討を進めてまいりたい。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

右国会に提出する。

令和三年四月十六日

内閣総理大臣臨時代理
国 務 大 臣 麻 生 太 郎

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法（平成十六年法律第二百二十五号。以下「法」という。）第三條第三項の規定により閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（令和三年四月六日閣議決定）に基づき別紙のとおり行う入港禁止の実施につき、法第五條第一項の規定に基づいて国会の承認を求める。

一 入港禁止の理由

平成十八年十月九日、北朝鮮により核実験を

実施した旨の発表がなされた。北朝鮮が同年七月五日に弾道ミサイルを発射したことに加え、核実験を実施したとしていることは、我が国のみならず、東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威である。これは核兵器不拡散条約（NPT）体制に対する重大な挑戦であり、また、日朝平壤宣言及び六者会合の共同声明のみならず、国際連合安全保障理事会決議第千六百九十五号及び同年十月七日の国際連合安全保障理事会議長声明にも違反するものである。さらに、平成二十八年一月六日に北朝鮮が核実験を実施したこと及び同年二月七日に「人工衛星」と称する弾道ミサイルを発射したところ、平成二十八年三月二日（ニューヨーク時間）に国際連合安全保障理事会決議第二千二百七十号が採択されたこと並びに平成二十八年九月九日及び平成二十九年九月三日に北朝鮮が核実験を実施したこと等を踏まえ、また、我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があると認め、法第三條第一項に基づき、三に掲げる特定船舶の本邦の港への入港を禁止することとする。

二 特定の外国

三 北朝鮮

特定船舶

（一）北朝鮮籍のすべての船舶
（二）外国の国籍を有する船舶（北朝鮮籍のものを除く。）のうち、平成二十八年二月十九日以後に北朝鮮の港に寄港したことが我が国の法令に基づき手続等によって確認されたもの
（三）国際連合安全保障理事会の決定又は国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号十二に従って設置された委員会による決定若しくは指定（以下「関連決定等」という。）に基づき、国際

連合安全保障理事会決議第千七百十八号八（d）等の規定により課された凍結又はその他の関連する措置の対象とされた船舶（その後、当該措置の対象とならないこととされた船舶は除く。）であって、その国際海事機関船舶識別番号が関連決定等において明示されるもの（上記（一）又は（二）に該当する船舶を除く。）
（四）日本の国籍を有する船舶のうち、平成二十八年十二月九日以後に北朝鮮の港に寄港したことが我が国の法令に基づき手続等によって確認されたもの（上記（三）に該当する船舶を除く。）

四 入港禁止の期間

（一）については、平成十八年十月十四日から令和五年四月十三日までの間。ただし、万景峰九二号（北朝鮮船舶籍船舶、貨客船）については、平成十八年十月十三日から令和五年四月十三日までの間。

（二）については、平成二十八年二月二十日から令和五年四月十三日までの間。

（三）については、平成二十八年四月二日から令和五年四月十三日までの間。ただし、平成二十八年四月一日以降に（三）の対象となる船舶については、その国際海事機関船舶識別番号の告示の日の翌日から令和五年四月十三日までの間。
（四）については、平成二十八年十二月十日から令和五年四月十三日までの間。

五 法第二條第二項第二号の船舶を特定船舶とする場合にあつては、同号に規定する日

（一）については平成二十八年二月十九日。
（四）については平成二十八年十二月九日。
六 法第六條第一項の規定により特定船舶を出港させなければならない期日
平成二十八年十二月九日以降に（三）の対象となる船舶については、その国際海事機関船舶識別番号の告示の日の翌日。

七 その他入港禁止の実施に関し必要な事項

必要な人道上の配慮を行うとともに、法令の執行及び我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行に支障を及ぼさないようにする。

また、(三)に関し、外務大臣は、関連決定等に基づき、国際連合安全保障理事会決議第七百十八号八(ウ)等の規定により課された凍結若しくはその他の関連する措置の対象とされた船舶又は当該措置の対象とならないこととされた船舶の国際海事機関船舶識別番号を直ちに告示する。

理 由

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第三条第三項の規定により閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」に基づく入港禁止の実施につき、同法第五条第一項の規定に基づいて国会の承認を求める必要があるからである。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法
第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本件は、平成十八年十月十四日から北朝鮮船舶の全ての船舶の入港を禁止することとする同年十月十三日の閣議決定、平成二十八年二月十九日以後に北朝鮮の港に寄港したことが確認された第三国籍船舶の入港を禁止することとする同年二月十九日の閣議決定、国際連合安全保障理事会の決定等に基づき制裁措置の対象とされ

た船舶の入港を禁止することとする同年四月一日の閣議決定及び同年十二月九日以後に北朝鮮の港に寄港したことが確認された日本籍船舶の入港を禁止することとする同年十二月九日の閣議決定等により変更された平成十八年七月五日の閣議決定について、その後の我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、令和三年四月六日に入港禁止の期間を令和五年四月十三日まで二年延長する変更をしたため、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、入港禁止の実施につき国会の承認を求めるものである。

二 議案の可決理由

本件は、我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、我が国の平和及び安全を維持するため、特定船舶の入港禁止を実施する措置として妥当なものと認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

令和三年五月二十六日

国土交通委員長 あかま二郎

衆議院議長 大島 理森殿

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律案

右の議案を提出する。

令和三年五月二十七日

提出者

災害対策特別委員長 金子 恭之

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条 第三条)

第二章 災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する基本方針(第四条・第五条)

第三章 災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する計画(第六条)

第四章 船舶活用医療推進本部(第七条 第十

五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、海に囲まれた我が国においては災害が発生した時又は感染症が発生し若しくはまん延し、若しくはそのおそれがある時(以下「災害時等」という。)における医療を確保する上で船舶を活用した医療の提供が効果的であることに鑑み、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、船舶活用医療推進本部を設置することにより、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備を総合的かつ集中的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進は、災害が発生し、又は感染症が発生し若しくはまん延し、若しくはそのおそれがある地域(第四条第二号において「災害が発生した地域等」という。)において必要とされる医療を船舶を活用して的確かつ迅速に提供することにより、当該地域にある医療施設の機能を補完し、国民の生命及び身体を災害又は感染症から保護することに資することを旨として、行われなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

第二章 災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する基本方針

(基本方針)

第四条 災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備は、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

一 災害時等における船舶を活用して提供される医療と陸上の医療施設において提供される医療との適切な役割分担及び相互の連携協力を確保すること。

二 災害が発生した地域等において必要とされる医療の的確かつ迅速な提供が可能となるよう、災害時等における医療の提供の用に主として供するための船舶を保有すること(独立行政法人独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第十三条において同じ。)その他の国以外の者により保有することを含む。

三 災害時等における船舶を活用した医療の提供に必要な官民の医療関係者、船舶職員その他の人員を確保すること。

四 災害時等における船舶を活用した医療の提供のための教育訓練等を実施することにより人材を育成すること。

五 災害時等における船舶を活用した医療の提供に必要な医薬品、医療機器その他の物資を確保すること。

六 災害時等以外において、離島等における巡回診療、国際緊急援助活動等に第二号の船舶を効果的に活用すること。

七 民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用すること。

八 前各号に掲げるもののほか、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関し必要と認められる施策を実施すること。

(法制上の措置等)

第五条 政府は、前条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。この場合において、必要となる法制上の措置については、この法律の施行後一年以内を目途として講じなければならない。

第三章 災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する計画

第六条 政府は、政府が災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関し講ずべき措置について必要な計画(以下「整備推進計画」という。)を策定しなければならない。

2 内閣総理大臣は、整備推進計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

3 政府は、整備推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

4 前二項の規定は、整備推進計画の変更について準用する。

第四章 船舶活用医療推進本部(設置)

第七条 災害時等における船舶を活用した医療提

供体制の整備の推進を総合的かつ集中的に行うため、内閣に、船舶活用医療推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第八条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する総合調整に関すること。

二 整備推進計画の案の作成及び実施の推進に関すること。

三 災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進を総合的かつ集中的に行うために必要な法律案及び政令案の立案に関すること。

四 災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。

2 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(組織)

第九条 本部は、船舶活用医療推進本部長、船舶活用医療推進副本部長及び船舶活用医療推進本部員をもつて組織する。

(船舶活用医療推進本部長)

第十条 本部の長は、船舶活用医療推進本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもつて充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(船舶活用医療推進副本部長)

第十一条 本部に、船舶活用医療推進副本部長(次項及び次条第二項において「副本部長」という。)を置き、国務大臣をもつて充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(船舶活用医療推進本部員)

第十二条 本部に、船舶活用医療推進本部員(次項において「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもつて充てる。

(資料の提出その他の協力)

第十三条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)及び国立大学法人等(国立大学法人法(平成十五年法律第百二十二号)第二条第五項に規定する国立大学法人等をいう。)の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。)の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対して、必要な協力を依頼することができる。

(事務局)

第十四条 本部の事務を処理させるため、本部に、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、本部長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第十五条 この法律に定めるもののほか、本部に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 本部については、この法律の施行後五年を目途として総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

理 由

海に囲まれた我が国においては災害時等における医療を確保する上で船舶を活用した医療の提供が効果的であることに鑑み、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備を総合的かつ集中的に推進するため、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、船舶活用医療推進本部を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本放送協会平成二十八年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書並びに監査委員会及び会計監査人の意見書

右
国会に提出する。

平成二十九年十二月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

29 検 第 672 号
平成 29 年 11 月 8 日

内閣総理大臣
安倍 晋三殿

会計検査院長
河戸 光彦

日本放送協会平成 28 年度財務諸表等の検査を行った旨の通知及び同書類の回付について
日本放送協会平成28年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書等の検査を行ったので、その旨を通知し、同書類を回付します。

なお、本院は、「会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書」として「日本放送協会における関連団体の事業運営の状況に関する会計検査の結果について」を国会に報告し、その概要を平成28年度決算検査報告に「国会からの検査要請事項に関する報告」として掲載しました。

1 平成 28 年度財産目録 財 産 目 録

平成 29 年 3 月 31 日現在

(協 会 全 体)

科 目	内		訳 額		合 計
	摘	要	金 額	千円	
(資 産 の 部)				千円	千円
流 動 資 産	現 金	定期預金ほか	329,565	338,582,414	
現金及び預金	預 金		67,948,339	68,277,905	
受信料未収金	受信料未収金	受信料未収金の 未収受信料欠損引当金	18,404,527	6,055,527	
			△ 12,349,000	△	
有 価 証 券		国 債	499,873	242,491,322	
		政 府 保 証 債	3,799,396		
		非 政 府 保 証 債	16,297,391		

番 組 勘 定	地 方 債	3,799,952	9,217,598
前 払 費 用	事 業 債	25,594,709	
未 収 金	議 渡 性 預 金	192,500,000	
その他の流動資産	未放送の番組に係る経費ほか		1,556,277
	貸 借 料 ほ か		8,505,830
	国際放送関係交付金ほか		2,477,952
固定資産	仮払消費税ほか	2,400,202	
有形固定資産	立 替 金 ほ か	77,749	
建物	仮 金		575,396,185
	その他の流動資産		431,279,477
			148,705,755
構築物	放送会館、放送所ほか	337,811,456	
		△ 189,105,700	64,514,844
構築物	減価償却累計額	163,021,299	
		△ 98,506,455	135,478,716
機械及び装置	機械及び装置減価償却累計額	732,096,546	
		△ 596,617,829	1,655,859
車両及び運搬具	車両及び運搬具減価償却累計額	9,642,551	
		△ 7,986,692	3,275,855
器具	事務用器具ほか	9,071,804	
		△ 5,795,948	48,357,679
土地	放送会館敷地、放送所敷地ほか		29,290,766
建設仮勘定	放送設備ほか		17,199,348
無形固定資産			

無形固定資産		(負債の部)	
出 資	施 設 利 用 権	流 動 負 債	
	ソフトウェア	未 払 金	
	ソフトウェア 勘定	未 払 費 用	
	その他の無形固 定資産		
出資その他の資産 長期保有有価証 券	国際放送施設 備利用権ほか	契約収納事務費 その他の未払費 用	
	地 上 権	電力料、回線料 ほか	
	債 権	番組制作経費、ほ か	
	国 債		
出 資	関 係 会 社 出 資	未 払 消 費 税 等	
	関 NHK エン タープライズほ か	受信料前受金	
	船海外通信・放 送・郵便事業支 援機構ほか	短期リース債務	
	放送所敷地賃借 料ほか	その他の流動負 債	
長期前払費用	差 入 保 証 金	固 定 負 債	
	その他の資産	退職給付引当金	
	賃借保証金ほか	役員退任引当金	
	建設協力金ほか	国際催事放送権 料引当金	
特 定 資 産 建設積立資産	建設資金積立金	東京オリゾンビ ック・パビリオン ビック関連費用 引当金	
	国 債	長期リース債務	
	政府保証債	その他の固定負 債	
	非政府保証債	負 債 合 計	
資 産 合 計	地 方 債		
	業 債		
17,199,348		225,507,868	
2,183,346		56,788,489	
14,122,243		24,385,898	
852,981			
40,777		4,836,111	
126,917,359		19,549,786	
98,518,452		4,927,562	
5,993,155		136,968,531	
10,986,835		931,373	
16,398,028		1,506,013	
12,797,991		154,301	
52,342,441		1,345,868	
10,322,032		5,844	
453,900		143,031,915	
105,466		105,339,309	
14,150,070		124,380	
3,367,436		28,777,597	
3,024,049		6,000,000	
343,387		1,696,052	
170,756,635		1,094,575	
170,756,635		368,539,784	
1,200,000			
15,400,000			
82,600,000			
17,400,000			
54,156,635			
1,084,735,234			

2 平成28年度貸借対照表

貸借対照表

平成29年3月31日現在

(協会全体)

科 目	内 訳	金 額	構 成 比
	千円	千円	%
流 産 の 部	産 金	68,277,905	
現 金 及 び 預 収 金	18,404,527		
受 信 料 未 収 受 信 料 欠 損 引 当 金	△ 12,349,000	6,055,527	
有 価 証 券 定 用 金		242,491,322	
前 払 勘 費		9,217,598	
未 払 組 勘 費		1,556,277	
そ の 他 の 流 動 資 産		8,505,830	
流 動 資 産 合 計		2,477,952	31.2
固 有 形 固 定 資 産		338,582,414	
建 築 物	337,811,456		
減 価 償 却 累 計 額	△ 189,105,700	148,705,755	
機 械 及 び 運 搬 具	163,021,299		
減 価 償 却 累 計 額	△ 98,506,455	64,514,844	
車 両 及 び 運 搬 具	732,096,546		
減 価 償 却 累 計 額	△ 596,617,829	135,478,716	
器 具	9,642,551		
減 価 償 却 累 計 額	△ 7,986,692	1,655,859	
土 建 設 仮 勘 定 地	9,071,804		
有 形 固 定 資 産 合 計	△ 5,795,948	3,275,855	
無 形 固 定 資 産		48,357,679	
無 形 固 定 資 産 合 計		29,290,766	
		431,279,477	39.8
		17,199,348	
		17,199,348	
			1.6

出 資 の 他 の 資 産	98,518,452		
長 期 保 有 価 証 資 産	10,775,932		
出 資 係 会 社 の 出 資	10,322,032		
そ の 他 の 前 払 費 用	453,900		
長 期 前 払 金 費 用	105,466		
前 払 年 金 費 用	14,150,070		
そ の 他 の 出 資 の 他 の 資 産	3,367,436		
出 資 の 他 の 資 産 合 計	126,917,359		11.7
特 定 資 産 合 計	575,396,185		53.1
特 定 積 立 資 産	170,756,635		
特 定 積 立 資 産 合 計	170,756,635		15.7
流 動 資 産 合 計	1,084,735,234		100.0
未 払 費 用	56,788,489		
未 払 消 費 税 等 金 務 債	24,385,898		
未 払 料 理 費 受 取 金 務 債	4,927,562		
未 払 信 用 料 前 入 金 務 債	136,968,531		
未 払 期 の 他 の 流 動 資 産	931,373		
未 払 期 の 他 の 流 動 資 産 合 計	1,506,013		
固 有 形 固 定 資 産	225,507,868		20.8
建 築 物	105,339,309		
減 価 償 却 累 計 額	124,380		
機 械 及 び 運 搬 具	28,777,597		
車 両 及 び 運 搬 具	6,000,000		
器 具	1,696,052		
減 価 償 却 累 計 額	1,094,575		
土 建 設 仮 勘 定 地	143,031,915		13.2
有 形 固 定 資 産 合 計	368,539,784		34.0
無 形 固 定 資 産	456,825,629		
無 形 固 定 資 産 合 計			

剰余金	259,206,445	
建設積立金	162,717,535	
繰越剰余金	96,488,910	
純資産合計	716,195,450	66.0
負債純資産合計	1,084,735,234	100.0

注 平成28年度末における繰越剰余金964億8,891万円のうち、平成29年度において、建設積立金に80億3,910万円を組み入れます。

これにより、建設積立金は1,707億5,663万5千円、繰越剰余金は884億4,981万円となります。

(一般勘定)

科 目	内 訳 千円	金 額 千円	構 成 比 %
(資産の部)			
流動資産		68,277,845	
現金及び預金	18,404,527	6,055,527	
受取信用料未収	△ 12,349,000	242,491,322	
有価証券		9,217,598	
前払費用		1,539,469	
放送番組等有料配信業務勘定短期貸付金		7,105,077	
未収の流動資産		8,225,584	
その他の流動資産		2,477,952	
固定資産		345,390,378	31.6
有形固定資産			
建物	337,811,456		
構築物	△ 189,105,700	148,705,755	
機械及び装置	△ 163,021,299	64,514,844	
運搬具	△ 98,506,455	135,478,716	
車両及び運搬具	△ 732,096,546	1,655,859	
減価償却累計額	△ 596,617,829		
減価償却累計額	△ 9,642,551		
減価償却累計額	△ 7,986,692		
減価償却累計額	△ 8,988,302		
減価償却累計額	△ 5,729,146	3,259,155	

土地	48,357,679	
建物	29,290,766	
有形固定資産合計	431,262,777	39.5
無形固定資産	17,199,348	
無形固定資産合計	17,199,348	1.6
出長期保有価証券	98,518,452	
出長期保有価証券	10,775,932	
出長期保有価証券	10,322,032	
出長期保有価証券	453,900	
出長期保有価証券	105,466	
出長期保有価証券	14,150,070	
出長期保有価証券	3,367,436	
出長期保有価証券	126,917,359	11.6
出長期保有価証券	575,379,485	52.7
出長期保有価証券	170,756,635	15.7
出長期保有価証券	170,756,635	15.7
出長期保有価証券	1,091,526,499	100.0
出長期保有価証券	56,322,484	
出長期保有価証券	24,385,898	
出長期保有価証券	4,889,784	
出長期保有価証券	136,968,531	
出長期保有価証券	913,837	
出長期保有価証券	1,488,393	
出長期保有価証券	224,968,930	20.6
出長期保有価証券	105,339,309	
出長期保有価証券	124,380	
出長期保有価証券	28,777,597	
出長期保有価証券	6,000,000	
出長期保有価証券	1,696,052	

平成28年度損益計算書

書算益損

(全体協議)

平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで

科目	金額	千円
經常事業收入	689,021,461	704,548,083
受託業務收入	3,791,300	
交付金	2,207,745	
放送番組等有料配信業務収入	7,394,147	
受託業務等収入	2,133,429	
經常事業支出	314,789,520	691,021,347
国内放送	23,472,377	
国際放送	1,724,692	
放送番組等有料配信業務等	521,957	
契約受信設備	58,919,398	
受信設備	972,736	
広報研究	5,391,464	
調査	9,530,316	
調給	111,017,573	
退職手当・厚生費	64,556,262	
退職金	13,175,399	
減価償却費	74,906,158	
未収受信料欠損償却費	12,043,489	
經常事業収入	13,526,736	
經常事業支出	7,664,310	11,115,418
經常事業収入	3,451,108	
經常事業支出	112,451	11,002,966
經常事業外収入		24,529,702
經常事業外支出		

[illegible]

(一) 一般勘定

科 目	金 額	千 円
經常事業收入	689,021,461	701,953,452
經常事業收入	3,791,300	
經常事業收入	9,140,690	688,578,215
經常事業收入	314,789,520	
經常事業收入	23,472,377	58,919,398
經常事業收入	972,736	
經常事業收入	5,369,517	9,530,316
經常事業收入	110,930,946	
經常事業收入	64,510,082	13,150,371
經常事業收入	74,889,457	
經常事業收入	12,043,489	13,375,236
經常事業收入		

官報 (号外)

当期変動額				
資本支出充当	—	5,003,329	—	△ 5,003,329
当期事業収支 差金	—	—	—	28,235,995
建設積立金繰 入れ	—	—	27,899,721	△ 27,899,721
当期変動額合計	—	5,003,329	27,899,721	△ 4,667,054
当期末残高	163,375	456,825,629	162,717,535	96,488,910

(一般勘定)

(単位 千円)

科目	資		本		純資産合計
	承継資本	固定資産 充当資本	剰余金	繰越剰余金	
前期末残高	163,375	451,822,300	134,817,814	108,638,135	695,441,624
当期変動額	—	5,003,329	—	△ 5,003,329	—
資本支出充当	—	—	—	28,084,028	28,084,028
当期事業収支 差金	—	—	—	28,084,028	28,084,028
建設積立金繰 入れ	—	—	27,899,721	△ 27,899,721	—
当期変動額合計	—	5,003,329	27,899,721	△ 4,819,021	28,084,028
当期末残高	163,375	456,825,629	162,717,535	103,819,113	723,525,653

(放送番組等有料配信業務勘定)

(単位 千円)

科目	目	純資産	剰余金	繰越欠損金
		資本	利益	繰越欠損金
前期末残高		△	7,482,169	
当期事業収支差金			151,966	

当期変動額合計	151,966
当期末残高	△ 7,330,202

(受託業務等勘定)

(単位 千円)

科目	目	純資産	剰余金	繰越剰余金
		資本	利益	繰越剰余金
前期末残高		—		
当期変動額		—		
当期事業収支差金		376,230		
一般勘定への繰入れ	△	376,230		
当期変動額合計		—		
当期末残高		—		

5 平成28年度キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フロー計算書

平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで

(協会全体)

(単位 千円)

区	分	金額
I 事業活動によるキャッシュ・フロー	当期事業収支差金	28,235,995
	減価償却費	74,842,741
	退職給付引当金の増減額	12,101,630
	前払年金費用の増減額	5,476,136
	役員退任引当金の増減額	3,830
	未収受信料欠損引当金の増減額	1,262,000
	国際催事放送権料引当金の増減額	2,753,354
	東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金の増減額	3,000,000
	受取利息及び受取配当金	7,664,310
		△

固定資産売却益	△	4,024,243	6 平成28年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書に関する説明書 1 決 算 概 説 日本放送協会(以下「協会」という。)は、平成28年度の事業運営にあたり、[NHK経営計画2015―2017年度]を踏まえ、経営目標の達成に向けて事業計画を着実に実施するとともに、業務全般にわたる適正かつ効率的な運営を図りました。視聴者の負担する受信料によって支えられる公共放送の使命と責任を深く認識し、視聴者の信頼と要望に応えるべく、放送サービスの充実、海外への情報発信の強化、放送・通信融合時代の新たなサービスの開発、視聴者との結びつきの強化、調査研究の推進等、各部門の事業活動を積極的に進めました。 協会の決算の状況について概説すれば、次のとおりであります。 協会全体の平成28年度末の資産、負債及び純資産の状況を財産目録と貸借対照表でみると、資産総額1兆847億3,523万4千円に対し、負債総額は3,685億3,978万4千円であり、純資産総額は7,161億9,545万円であります。 次に、平成28年度中の損益の状況を損益計算書でみると、経常事業収入7,045億4,808万3千円に対し、経常事業支出は6,910億2,134万7千円で、差し引き経常事業収支差金は135億2,673万6千円であり、これに経常事業外収支差金110億296万6千円を加えた経常収支差金は245億2,970万2千円であります。これに特別収入63億6,565万6千円を加え、特別支出26億5,938万3千円を差し引いた当期事業収支差金は282億3,599万5千円であります。 次に、平成28年度中のキャッシュ・フローの状況をキャッシュ・フロー計算書でみると、事業活動によるキャッシュ・フローは1,123億7,973万1千円であり、投資活動によるキャッシュ・フローは△1,595億6,251万1千円、財務活動によるキャッシュ・フローは△10億367万2千円であります。現金及び現金同等物の残高は、年度当初は910億6,435万7千円でありましたが、481億8,645万2千円減少し、年度末では428億7,790万5千円となっております。 「一般勘定」、「放送番組等有料配信業務勘定」及び「受託業務等勘定」の各勘定における平成28年度末の資産、負債及び純資産の状況並びに平成28年度中の損益の状況は次のとおりであります。 「一般勘定」の平成28年度末の資産、負債及び純資産の状況を貸借対照表でみると、資産総額1兆915億2,649万9千円に対し、負債総額は3,680億84万5千円であり、純資産総額は7,235億2,565万3千円であります。 次に、平成28年度中の損益の状況を損益計算書でみると、経常事業収入7,019億5,345万2千円に対し、経常事業支出は6,885億7,821万5千円で、差し引き経常事業収支差金は133億7,523万6千円であ
固定資産受贈益	△	987	
固定資産除却損		2,562,325	
固定資産売却損		12,153	
受信料未収金の増減額	△	1,305,488	
番組勘定の増減額		3,698,569	
前払費用の増減額		980,960	
未収金の増減額		1,072,975	
未払金の増減額		3,042,254	
未払消費税等の増減額		1,819,415	
受信料前受金の増減額		2,559,132	△
その他の		1,589,730	
事業活動によるキャッシュ・フロー		112,379,731	II 投資活動によるキャッシュ・フロー
定期預金の預入による支出	△	139,300,000	
定期預金の払戻による収入		115,400,000	
有価証券の取得による支出	△	397,700,000	
有価証券の売却・償還による収入		403,300,000	
固定資産の取得による支出	△	79,677,639	
固定資産の売却による収入		4,107,064	
長期保有有価証券の取得による支出	△	73,400,000	
差入保証金の増減額	△	31,545	
利息及び配当金の受取額		7,739,609	
投資活動によるキャッシュ・フロー	△	159,562,511	III 財務活動によるキャッシュ・フロー
リース債務返済による支出	△	1,003,672	
財務活動によるキャッシュ・フロー	△	1,003,672	IV 現金及び現金同等物の増減額
現金及び現金同等物の増減額	△	48,186,452	
現金及び現金同等物の期首残高		91,064,357	V 現金及び現金同等物の期末残高
現金及び現金同等物の期末残高		42,877,905	

り、これに経常事業外収支差金110億249万9千円を加えた経常収支差金は243億7,773万5千円であり
ます。これに特別収入63億6,565万6千円を加え、特別支出26億5,936万3千円を差し引いた当期事業
収支差金は280億8,402万8千円であります。当期事業収支差金のうち、建設積立金繰入れは80億
3,910万円、事業収支剰余金は200億4,492万8千円であります。なお、この事業収支剰余金は、翌年
度以降の財政安定のための財源として繰り越します。

「放送番組等有料配信業務勘定」の平成28年度末の資産、負債及び純資産の状況を貸借対照表でみる
と、資産総額2億6,868万1千円に対し、負債総額は75億9,888万4千円であり、純資産総額は△73億
3,020万2千円であります。

次に、平成28年度中の損益の状況を損益計算書でみると、経常事業収入22億774万5千円に対し、
経常事業支出は20億5,624万5千円で、差し引き経常事業収支差金は1億5,149万9千円であります。
これに経常事業外収支差金46万7千円を加えた経常収支差金は1億5,196万6千円であり、当期事業
収支差金も同額の1億5,196万6千円であります。この当期事業収支差金によって、欠損金が同額減
少します。

「受託業務等勘定」の平成28年度末の資産、負債の状況を貸借対照表でみると資産総額4,513万2千
円に対し、負債総額は4,513万2千円であります。

次に、平成28年度中の損益の状況を損益計算書でみると、経常事業収入21億3,342万9千円に対
し、経常事業支出は17億5,719万8千円で、差し引き経常事業収支差金は3億7,623万円でありま
す。経常事業収支差金と同額となる当期事業収支差金3億7,623万円については、「一般勘定」へ繰り入
れております。

2 財務諸表の作成に関する重要な会計方針

協会の会計については、放送法及び放送法施行規則の定めるところにより、これに定めないもの
については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従っております。

また、財務諸表の様式は、放送法施行規則に定める書式に従っております。なお、放送法及び放
送法施行規則の定めによるものについては、財務諸表にその旨を明示しております。

2.1 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券.....償却原価法(定額法)によっております。
- (2) 子会社及び関連会社株式.....移動平均法に基づく原価法によっております。
- (3) その他有価証券(時価のないもの).....移動平均法に基づく原価法によっております。

2.2 番組勘定

個別法に基づく原価法によっております。なお、放送を実施する可能性が低下したもののつ
いては、帳簿価額を切り下げております。

2.3 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

「建物」「構築物」.....定額法によっております。
「機械及び装置」「車両及び運搬具」「器具」.....定率法によっております。
なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建 物	5～50年
構 築 物	10～60年
機 械 及 び 装 置	5～15年
車 両 及 び 運 搬 具	4～7年
器 具	3～41年

- (2) 無形固定資産(リース資産を除く).....定額法によっております。
なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

施設利用権	15～20年
自社利用のソフトウェア	見込利用可能期間(5年)

- (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
.....リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2.4 引当金の計上基準

- (1) 未収受信料欠損引当金.....当年度末の受信料未収額のうち、翌年度における収納不能見
込額を実績率により計上しております。

- (2) 退職給付引当金.....職員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債
務及び年金資産の見込額に基づき、当年度末において必要と認
められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当年度末ま
での期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっ
ております。

② 数理計算上の差異・過去勤務費用及び会計基準変更時差異
の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内
の一定の年数(5年)による定額法により費用処理してござ
います。

特 定 資 産 合 計				(15, 7)			
資 産 合 計				(100, 0)			
未 払 金				52, 654, 996			
未 払 費 用				24, 659, 331			
未 払 消 費 税 等				3, 108, 147			
受 信 料 前 受 金				134, 409, 399			
短 期 リ ー ス 債 務				934, 392			
その他の流動負債				1, 558, 566			
流 動 負 債 合 計				(21, 0)			
退職給付引当金				217, 324, 832			
役員退任引当金				93, 237, 678			
国際催事放送権料引当金				120, 550			
東京オリエンティック・ パブリック関連 費用引当金				31, 530, 951			
長期リース債務				3, 000, 000			
その他の固定負債				1, 960, 010			
固 定 負 債 合 計				1, 221, 103			
純 資 産 合 計				(12, 6)			
負 債 合 計				131, 070, 294			
資 産 合 計				(33, 6)			
承 継 資 本				348, 395, 126			
固定資産充当資本				687, 959, 455			
剰 余 金				163, 375			
建設積立金				451, 822, 300			
繰 越 剰 余 金				235, 973, 779			
純 資 産 合 計				134, 817, 814			
負 債 純 資 産 合 計				101, 155, 965			
注 () 内は、資産合計及び負債純資産合計を100とした構成比率(%)であります。				(66, 4)			
				687, 959, 455			
				(100, 0)			
				1, 084, 735, 234			
				(100, 0)			
				48, 380, 652			

(一) 般 勘 定 (比較貸借対照表)					(単位 千円)	
区 分		平成27年度末	平成28年度末	増 減		
資 産	現金及び預金	67, 564, 357	68, 277, 845	713, 488		
	受 信 料 未 収 金	17, 099, 039	18, 404, 527	1, 305, 488		
	未収受信料欠損引当金	△ 11, 087, 000	△ 12, 349, 000	1, 262, 000		
	有 価 証 券	223, 297, 559	242, 491, 322	19, 193, 763		
	番 組 助 定 金	12, 916, 167	9, 217, 598	3, 698, 569		
	前 払 費 用	2, 523, 607	1, 539, 469	984, 138		
	放送番組等有料配信業務助定期貸付金	7, 292, 079	7, 105, 077	187, 001		
	受託業務等助定期貸付金	68, 013	—	68, 013		
	未 収 金	9, 304, 066	8, 225, 584	1, 078, 481		
	その他の流動資産	897, 713	2, 477, 952	1, 580, 238		
流 動 資 産 合 計		(31, 6) 329, 875, 604	(31, 6) 345, 390, 378	15, 514, 774		
資 産	有形固定資産	428, 063, 812	431, 262, 777	3, 198, 964		
	建 物	155, 854, 553	148, 705, 755	7, 148, 797		
	構 築 物	67, 278, 775	64, 514, 844	2, 763, 930		
	機 械 及 び 装 置	131, 910, 608	135, 478, 716	3, 568, 108		
	車 両 及 び 運 搬 具	1, 977, 696	1, 655, 859	321, 836		
	器 具	3, 549, 321	3, 259, 155	290, 166		
	土 地	47, 983, 081	48, 357, 679	374, 597		
	建 設 仮 勘 定	19, 509, 776	29, 290, 766	9, 780, 989		
	無 形 固 定 資 産	16, 733, 409	17, 199, 348	465, 938		
	出 資 そ の 他 の 資 産	105, 906, 093	126, 917, 359	21, 011, 266		
資 産	長期保有有価証券	83, 130, 165	98, 518, 452	15, 388, 286		
	出 資	10, 575, 932	10, 775, 932	200, 000		
	長 期 前 払 費 用	134, 698	105, 466	29, 232		
	前 払 年 金 費 用	8, 673, 934	14, 150, 070	5, 476, 136		
	その他の出資その他の資産	3, 391, 361	3, 367, 436	23, 924		

純 資 産 合 計	平成27年度末		平成28年度末		増 減
	金 額	構成比 (%)	金 額	構成比 (%)	
純 資 産 合 計	695,441,624	(66.7)	723,525,653	(66.3)	28,084,028
負 債 純 資 産 合 計	1,043,296,455	(100.0)	1,091,526,499	(100.0)	48,230,043

注 () 内は、資産合計及び負債純資産合計を100とした構成比率(%)であります。

資 産 の 部

平成28年度末の資産総額は、平成27年度末の1兆432億9,645万5千円に比べ482億3,004万3千円増加し、1兆915億2,649万9千円となり、その内容は次表のとおりであります。

区 分	平成27年度末		平成28年度末		増 減
	金 額	構成比 (%)	金 額	構成比 (%)	
流 動 資 産	329,875,604	31.6	345,390,378	31.6	15,514,774
固 定 資 産	550,703,315	52.8	575,379,485	52.7	24,676,169
特 定 資 産	162,717,535	15.6	170,756,635	15.7	8,039,100
合 計	1,043,296,455	100.0	1,091,526,499	100.0	48,230,043

流 動 資 産

平成28年度末の流動資産は、平成27年度末の3,298億7,560万4千円に比べ155億1,477万4千円増加し、3,453億9,037万8千円となり、その内容は次表のとおりであります。

区 分	平成27年度末	平成28年度末	増 減
現 金 及 び 預 金	67,564,357	68,277,845	713,488
受 信 料 未 収 金	17,099,039	18,404,527	1,305,488
未 収 受 信 料 欠 損 引 当 金	11,087,000	12,349,000	1,262,000
有 価 証 券	223,297,559	242,491,322	19,193,763
番 組 勘 定 金	12,916,167	9,217,598	3,698,569
前 払 勘 定 金	2,523,607	1,539,469	984,138
放送番組等有料配信業務勘定短期貸付金	7,292,079	7,105,077	187,001
受託業務等勘定短期貸付金	68,013	—	68,013
未 収 金	9,304,066	8,225,584	1,078,481
そ の 他 の 流 動 資 産	897,713	2,477,952	1,580,238
合 計	329,875,604	345,390,378	15,514,774

固 定 資 産 合 計	(52.8)	575,379,485	(52.7)	24,676,169
建 設 積 立 資 産	162,717,535	170,756,635	(15.6)	8,039,100
特 定 資 産 合 計	(15.6)	170,756,635	(15.7)	8,039,100
資 産 合 計	(100.0)	1,091,526,499	(100.0)	48,230,043
未 払 金	52,195,582	56,322,484	4,126,902	
未 払 費 用	24,659,331	24,385,898	△ 273,432	
未 払 消 費 税 等	3,098,553	4,889,784	1,791,231	
受 信 料 前 受 金	134,409,399	136,968,531	2,559,132	
短 期 リ ー ス 債 務	916,857	913,837	△ 3,019	
そ の 他 の 流 動 負 債	1,522,348	1,488,393	△ 33,955	
流 動 負 債 合 計	(20.7)	224,968,930	(20.6)	8,166,858
退 職 給 付 引 当 金	93,237,678	105,339,309	12,101,630	
役 員 退 任 引 当 金	120,550	124,380	3,830	
国 際 権 事 故 送 贈 料 引 当 金	31,530,951	28,777,597	△ 2,753,354	
東京オリエンティック・パブリッシング関連費用引当金	3,000,000	6,000,000	3,000,000	
長 期 リ ー ス 債 務	1,942,475	1,696,052	△ 246,422	
そ の 他 の 固 定 負 債	1,221,103	1,094,575	△ 126,527	
固 定 負 債 合 計	(12.6)	143,031,915	(13.1)	11,979,156
負 債 合 計	(33.3)	368,000,845	(33.7)	20,146,015
資 産 合 計	(33.3)	723,525,653	(33.7)	28,084,028
資 本 金	695,441,624	723,525,653	—	
承 継 資 本 金	163,375	163,375	—	
固 定 資 産 充 当 資 本 金	451,822,300	456,825,629	5,003,329	
剰 余 金	243,455,949	266,536,648	23,080,699	
建 設 積 立 金	134,817,814	162,717,535	27,899,721	
繰 越 剰 余 金	108,638,135	103,819,113	△ 4,819,021	

(1) 現金及び預金

区 分	金 額	平成27年度末		平成28年度末		増 減
		金 額	増 減	金 額	増 減	
現 金	336,644			329,565	△	7,079
通 用 預 金	10,727,712			8,048,279	△	2,679,432
定 期 預 金	56,500,000			59,900,000		3,400,000
合 計	67,564,357			68,277,845		713,488

(2) 受信料未収金及び未受信料欠損引当金

区 分	金 額	平成27年度末		平成28年度末		増 減
		金 額	増 減	金 額	増 減	
受 信 料 未 収 金	17,099,039			18,404,527		1,305,488
未 収 受 信 料 欠 損 引 当 金	△ 11,087,000			△ 12,349,000		1,262,000
合 計	6,012,039			6,055,527		43,488

<未受信料欠損引当金の増減内訳>

区 分	平成27年度末	平成28年度末		増 減
		増 加 額	減 少 額	
未 収 受 信 料 欠 損 引 当 金	11,087,000	12,349,000	11,087,000	12,349,000

(3) 有 価 証 券

区 分	金 額	平成27年度末		平成28年度末		増 減
		金 額	増 減	金 額	増 減	
有 価 証 券	223,297,559			242,491,322		19,193,763

<有価証券の内訳>

区 分	券 面 総 額	取 得 価 額	貸 借 対 照 表 計 上 額	摘 要
国 債	500,000	498,740	499,873	地方公共団体金融機構債券ほか
政 府 保 証 債	3,800,000	3,789,549	3,799,396	㈱日本政策金融公庫社債ほか
非 政 府 保 証 債	16,300,000	16,266,254	16,297,391	東京都公営公債ほか
地 方 債	3,800,000	3,798,700	3,799,952	トヨタファイナンス㈱社債ほか
事 業 債	25,600,000	25,531,859	25,594,709	

議 決 性 預 金	金 額	金 額	金 額
合 計	242,500,000	242,385,102	242,491,322

(4) 番 組 勘 定

区 分	金 額	金 額	金 額	増 減
番 組 勘 定	12,916,167		9,217,598	△ 3,698,569

注 番組勘定の内容は、未放送の番組に係る経費、スポンサー放送権料及び映画放送権料であります。

(5) 前 払 費 用

区 分	金 額	金 額	金 額	増 減
前 払 費 用	2,523,607		1,539,469	△ 984,138

注 前払費用の内容は、事務室翌年度分賃借料等であります。

(6) 放送番組等有料配信業務勘定短期貸付金

区 分	金 額	金 額	金 額	増 減
放 送 番 組 等 有 料 配 信 業 務 勘 定 短 期 貸 付 金	7,292,079		7,105,077	△ 187,001

注 放送番組等有料配信業務勘定短期貸付金は、放送番組等有料配信業務勘定における貸借差額を調整するものであります。

(7) 受託業務等勘定短期貸付金

区 分	金 額	金 額	金 額	増 減
受 託 業 務 等 勘 定 短 期 貸 付 金	68,013		—	△ 68,013

注 受託業務等勘定短期貸付金は、受託業務等勘定における貸借差額を調整するものであります。

(8) 未 収 金

区 分	金 額	金 額	金 額	増 減
有 価 証 券 等 利 息	460,725		364,276	△ 96,449
そ の 他 の 未 収 金	8,843,340		7,861,308	△ 982,032
合 計	9,304,066		8,225,584	△ 1,078,481

注 その他の未収金の内容は、国際放送関係交付金等であります。

(9) その他の流動資産

(単位 千円)

区 分	平成27年度末	平成28年度末	増 減
仮 払 金	759,007	2,400,202	1,641,195
そ の 他 の 流 動 資 産	138,705	77,749	△ 60,956
合 計	897,713	2,477,952	1,580,238

注1 仮払金の内容は、翌年度に仕入控除する仮払消費税等であります。

2 その他の流動資産の内容は、立替金等であります。

固定資產

平成28年度末の固定資産は、平成27年度末の5,507億331万5千円に比べ246億7,616万9千円増加し、5,753億7,948万5千円となり、その内容は次表のとおりであります。

(単位 千円)

区 分	平成27年度末	平成28年度末	増 減
有形固定資産	428,063,812	431,262,777	3,198,964
無形固定資産	16,733,409	17,199,348	465,938
出資その他の資産	105,906,093	126,917,359	21,011,266
長期保有価証券	83,130,165	98,518,452	15,388,286
出資	10,575,932	10,775,932	200,000
長期前払費用	134,698	105,466	△ 29,232
長期前払金	8,673,934	14,150,070	5,476,136
その他の出資その他の資産	3,391,361	3,367,436	△ 23,924
合 計	550,703,315	575,379,485	24,676,169

(1) 有形・無形固定資産の取得及び処分

(単位 千円)

区分	平成27年度 取得価額 (1)	平成28年度		平成28年度 取得価額 (1)+(2)-(3) (4)
		増加額 (2)	減少額 (3)	
有形固定資産	1,305,623,584	90,533,518	66,948,502	1,329,208,601
建物	337,775,956	4,048,306	4,012,807	337,811,456
構築物	160,089,385	6,734,418	3,802,505	163,021,299
機械及び運搬器具	721,630,071	53,768,043	43,301,568	732,096,546
車両及び運搬器具	9,700,831	518,790	577,069	9,642,551
器具	8,934,481	845,545	791,723	8,988,302

土地建物	47,983,081	444,688	70,090	48,357,679
無形固定資産	19,509,776	24,173,727	14,382,737	29,290,766
施設利用権	39,766,185	6,172,038	1,070,605	44,867,619
ソフトウェア	2,013,347	629,331	—	2,642,679
ソフトウェア	36,545,743	4,785,438	—	41,331,182
ソフトウェア	1,166,317	757,288	1,070,605	852,981
その他の無形固定資産	40,777	—	—	40,777
合計	1,345,389,770	96,705,557	68,019,107	1,374,076,220

区分	平成28年度末 減価償却累計額 (5)			平成28年度末 帳簿価額 (4)-(5)
	減価償却 累計額	減損 累計額	損失額	
有形固定資産	897,945,823	897,786,769	159,054	431,262,777
建物	189,105,700	188,951,705	153,994	148,705,755
構築物	98,506,455	98,501,480	4,975	64,514,844
機械及び運搬器具	596,617,829	596,617,745	84	135,478,716
車両及び運搬器具	7,986,692	7,986,692	—	1,655,859
土器	5,729,146	5,729,146	—	3,259,155
建設仮勘定土地	—	—	—	48,357,679
無形固定資産	—	—	—	29,290,766
施設利用権	27,668,270	27,668,270	—	17,199,348
施設利用権	459,332	459,332	—	2,183,346
ソフトウェア	27,208,938	27,208,938	—	14,122,243
ソフトウェア勘定	—	—	—	852,981
その他の無形固定資産	—	—	—	40,777
合計	925,614,094	925,455,040	159,054	448,462,125

注1 有形固定資産及び無形固定資産の増減額のうち主なものは次のとおりであります。

＜増加額＞

ニューセンサー設備(14,908,450千円)

映像・音声機器 (9,988,255千円)

送信・伝送設備 (9,804,532千円)等

<減少額>

機械及び装置 映像・音声機器 (14,813,132千円)

送信・伝送設備 (8,169,468千円)

スタジオ設備 (5,719,850千円)等

注 2 減損損失の内訳は次表のとおりであります。

(単位 千円)				
種 類	用 途	資 産 名 称	平成28年度 期首帳簿価額	減 損 損 失 額
建 物	非 現 用 資 産	北桜塚寮(大阪府)等 4件	84,885	84,885

* 1 老朽化によって使用しなくなった非現用資産について、減損損失を計上しております。

* 2 当該資産の回収可能サージス価額は、正味売却価額により測定しております。

3 賃貸等不動産の時価

協会は、投資を目的とした投資不動産を所有しておりません。また、賃貸収益を得ることを主目的とした賃貸不動産についても所有しておりません。なお、非現用不動産についての貸借対照表計上額、平成28年度増減額及び時価は、次表のとおりであります。

区 分	貸 借 対 照 表 計 上 額			平成28年度 末の時価
	平成27年度 末 残 高	平成28年度 増 減 額	平成28年度 末 残 高	
非 現 用 不 動 産	491,177	4,887	496,065	6,786,134

* 1 貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

* 2 非現用不動産の平成28年度増減額のうち、主な増加は都立家政第2寮(東京都)の廃寮に伴う非現用不動産への区分変更(61,527千円)、主な減少は旧京都放送会館(京都府)の売却(38,799千円)によるものであります。

* 3 平成28年度末の時価は、主に「不動産鑑定評価基準」に基づき算定した金額(指標等)を用いて調整を行ったものを含みます。

(2) 長期保有有価証券

(単位 千円)				
区 分	平 成 27 年 度 末	平 成 28 年 度 末	増	減
長 期 保 有 有 価 証 券	83,130,165	98,518,452	15,388,286	

< 長期保有有価証券の内訳 >

(単位 千円)				
区 分	券 面 総 額	取 得 価 額	貸借対照表 計上額	摘 要
国 債	6,000,000	5,984,005	5,983,155	

政 府 保 証 債	11,000,000	10,956,135	10,986,835	日本高速道路保有・ 債務返済機構債券ほか
非 政 府 保 証 債	16,400,000	15,493,388	16,308,028	住宅金融支援機構債 券ほか
地 方 債	12,800,000	12,791,978	12,797,991	東京都公営公債ほか
事 業 債	52,343,365	52,335,690	52,342,441	東日本高速道路(株)債ほか
合 計	98,543,365	97,561,196	98,518,452	

(3) 出 資

区 分	平 成 27 年 度 末	平 成 28 年 度 末	増	減
関 係 会 社 出 資	10,322,032	10,322,032	—	—
そ の 他 の 出 資	253,900	453,900	200,000	—
合 計	10,575,932	10,775,932	200,000	—

< 出 資 の 明 細 >

出 資 先	平成27年度 末貸借対照 表計上額	平 成 28 年 度		平 成 28 年 度 末	
		増 加 額	減 少 額	出資株式数	取得 価 額
関 係 会 社 出 資 (15社)	10,322,032	—	—	—	10,322,032
㈱NHKエン タープライズ	1,018,902	—	—	4,843株	1,018,902
㈱NHKエデュ ケーショナル	67,000	—	—	1,340株	67,000
㈱NHKグロー バルメディア サービス	249,500	—	—	4,350株	249,500
㈱日本国際放送	200,000	—	—	4,000株	200,000
㈱NHKブラ ネット	185,943	—	—	2,462株	185,943
㈱NHKプロ モーシジョン	57,000	—	—	114,000株	57,000

㈱NHKアート	126,700	—	—	253,400株	126,700	126,700
㈱NHKメディア アデクノロ ジュー	266,987	—	—	5,089株	266,987	266,987
㈱NHK出版	33,000	—	—	660,000株	33,000	33,000
㈱NHKビジネ スクリエイト	50,000	—	—	100,000株	50,000	50,000
㈱NHKアイ テック	151,000	—	—	302,000株	151,000	151,000
㈱NHK文化セ ンター	20,000	—	—	40,000株	20,000	20,000
NHK営業サー ビス㈱	120,000	—	—	2,400株	120,000	120,000
㈱放送衛星シ ステム	7,499,700	—	—	149,994株	7,499,700	7,499,700
㈱ビーエス・コ ンデイトシス システムズ	276,300	—	—	5,526株	276,300	276,300
その他の出資 (3社)	253,900	200,000	—	—	453,900	453,900
福岡タワー㈱	160,000	—	—	3,200株	160,000	160,000
㈱国際電気通信 基礎技術研究 所	93,900	—	—	1,878株	93,900	93,900
㈱海外通信・放 送・郵便事業 支援機構	—	200,000	—	4,000株	200,000	200,000
合 計(18社)	10,575,932	200,000	—	—	10,775,932	10,775,932

注 1 放送法第22条に基づき総務大臣の認可を受けて出資しております。

2 社数は、平成28年度末時点のものであります。

(4) 長期前払費用

(単位 千円)				
区 分	平成27年度末	平成28年度末	増	減
長期前払費用	134,698	105,466	△	29,232

注 長期前払費用の内容は、放送所敷地賃借料等であります。

(5) 前払年金費用 (単位 千円)				
区 分	平成27年度末	平成28年度末	増	減
前払年金費用	8,673,934	14,150,070	5,476,136	

(6) その他の出資その他の資産

(単位 千円)				
区 分	平成27年度末	平成28年度末	増	減
差入保証金	2,998,167	3,024,049	25,881	
その他資産	393,193	343,367	△	49,806
合 計	3,391,361	3,367,436	△	23,924

注 1 差入保証金の内容は、東京スカイツリーの貸借保証金等であります。

2 その他の資産の内容は、東京タワーの建設協力金等であります。

特定資産

平成28年度末の特定資産は、平成27年度末の1,627億1,753万5千円に比べ80億3,910万円増加し、1,707億5,663万5千円となり、その内容は次表のとおりであります。

(単位 千円)				
区 分	平成27年度末	平成28年度末、	増	減
建設積立資産	162,717,535	170,756,635	8,039,100	

建設積立資産

(単位 千円)				
区 分	平成27年度末	平成28年度		
		増加額	減少額	年度末
建設積立資産	162,717,535	8,039,100	—	170,756,635

注 建設積立資産は、将来の建設投資のために積み立てたものであります。

<建設積立資産の内訳>

(単位 千円)				
区 分	券面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘 要
国 債	1,200,000	1,200,000	1,200,000	日本高速道路保有・債務返済機構債券ほか 地方公共団体金融機構債券ほか
政府保証債	15,400,000	15,400,000	15,400,000	
非政府保証債	82,600,000	82,600,000	82,600,000	

地方債	17,400,000	17,400,000	17,400,000	愛知県公募債ほか
事業債	54,156,635	54,156,635	54,156,635	東日本高速道路株式会社ほか
合 計	170,756,635	170,756,635	170,756,635	

負債の部

平成28年度末の負債総額は、平成27年度末の3,478億5,483万円に比べ201億4,601万5千円増加し、3,680億84万5千円となり、その内容は次表のとおりであります。

(単位 千円)

区分	平成27年度末		平成28年度末		増減
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	
流動負債	216,802,071	62.3	224,968,930	61.1	8,166,858
固定負債	131,052,758	37.7	143,031,915	38.9	11,979,156
合 計	347,854,830	100.0	368,000,845	100.0	20,146,015

流動負債

平成28年度末の流動負債は、平成27年度末の2,168億207万1千円に比べ81億6,685万8千円増加し、2,249億6,893万円となり、その内容は次表のとおりであります。

(単位 千円)

区分	平成27年度末	平成28年度末	増減
未払金	52,195,582	56,322,484	4,126,902
未払消費税等	24,659,331	24,385,898	△273,432
未払消費税受金	3,098,553	4,889,784	1,791,231
短期リース債務	134,409,399	136,968,531	2,559,132
短期リース債務	916,857	913,837	△3,019
その他の流動負債	1,522,348	1,488,393	△33,955
合 計	216,802,071	224,968,930	8,166,858

(1) 未払金

(単位 千円)

区分	平成27年度末	平成28年度末	増減
未払金	52,195,582	56,322,484	4,126,902

注 未払金の内容は、番組制作及び設備整備に要する経費等の未払分であります。

(2) 未払費用

(単位 千円)

区分	平成27年度末	平成28年度末	増減
契約収納事務費用	4,928,226	4,836,111	△92,114
その他の未払費用	19,731,104	19,549,786	△181,317
合 計	24,659,331	24,385,898	△273,432

注 その他の未払費用の内容は、電力料、回線料及び賞与等の未払分であります。

(3) 未払消費税等

(単位 千円)

区分	平成27年度末	平成28年度末	増減
未払消費税等	3,098,553	4,889,784	1,791,231

(4) 受信料前受金

(単位 千円)

区分	平成27年度末	平成28年度末	増減
受信料前受金	134,409,399	136,968,531	2,559,132

注 受信料前受金は、翌年度分受信料の収納額であります。

(5) 短期リース債務

(単位 千円)

区分	平成27年度末	平成28年度末	増減
短期リース債務	916,857	913,837	△3,019

(6) その他の流動負債

(単位 千円)

区分	平成27年度末	平成28年度末	増減
前受収益	64,432	136,680	72,248
預り金	1,457,916	1,345,868	△112,047
その他の流動負債	—	5,844	5,844
合 計	1,522,348	1,488,393	△33,955

注 1 前受収益の内容は、素材活用提供料等であります。

2 預り金の内容は、源泉徴収所得税等であります。

3 その他の流動負債の内容は、前受金であります。

固定負債

平成28年度末の固定負債は、平成27年度末の1,310億5,275万8千円に比べ119億7,915万6千円増加し、1,430億3,191万5千円となり、その内容は次表のとおりであります。

区 分		平成27年度末	平成28年度末	増	減
退職給付引当金	93,237,678	105,339,309	12,101,630		
役員退任引当金	120,550	124,380	3,830		
国際催事放送権料引当金	31,530,951	28,777,597	△ 2,753,354		
東京オリエンティック・パビリオン ビッグ関連費用引当金	3,000,000	6,000,000	3,000,000		
長期リース債務	1,942,475	1,696,052	△ 246,422		
その他の固定負債	1,221,103	1,094,575	△ 126,527		
合 計	131,052,758	143,031,915	11,979,156		

(1) 退職給付引当金

(単位 千円)

区 分	平成27年度末	平成28年度		年度末
		増加額	減少額	
退職給付引当金	93,237,678	20,150,916	8,049,285	105,339,309

退職給付引当金は、平成27年度は前払年金費用との純額で表示しておりましたが、当年度より総額で表示しております。

注1 採用している退職給付制度の概要

協会は、退職給付制度として、職員を対象とした退職一時金制度及び労使で拠出する確定給付型の退職年金制度を設けております。

なお、平成22年4月以降は、退職年金制度の一部を確定拠出年金制度に移行しております。

2 確定給付制度

ア 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(27年度)	(単位 千円)	(28年度)	(単位 千円)
期首における退職給付債務	593,342,740		685,913,710	
勤務費用	13,648,325		16,611,325	
利息費用	8,920,771		2,743,654	
数理計算上の差異の当期発生額	102,231,664		2,158,324	
退職給付の支払額	△ 32,229,790		△ 31,499,577	
期末における退職給付債務	685,913,710		675,927,437	

イ 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	(27年度)	(単位 千円)	(28年度)	(単位 千円)
期首における年金資産	349,456,919		351,226,036	
期待運用収益	10,483,707		10,536,781	
数理計算上の差異の当期発生額	△ 11,073,190		835,894	
事業主からの拠出額	23,716,761		27,589,031	
退職給付の支払額	△ 23,274,923		△ 23,450,291	
その他	1,916,761		1,889,031	

期末における年金資産 351,226,036 368,626,483

ウ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	(27年度)	(単位 千円)	(28年度)	(単位 千円)
積立型制度の退職給付債務	536,001,645		528,476,203	
年金資産	△ 351,226,036		△ 368,626,483	
非積立型制度の退職給付債務	184,775,608		159,849,719	
未認識数理計算上の差異	149,912,065		147,451,234	
会計基準変更時差異の未処理額	△ 217,605,499		△ 199,852,499	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△ 32,518,429		△ 16,259,214	
前払年金費用	84,563,744		91,189,238	
退職給付引当金	8,673,934		14,150,070	

エ 退職給付に関連する損益

	(27年度)	(単位 千円)	(28年度)	(単位 千円)
勤務費用	13,648,325		16,611,325	
利息費用	8,920,771		2,743,654	
期待運用収益	△ 10,483,707		△ 10,536,781	
数理計算上の差異の当期の費用処理額	13,393,210		19,075,430	
会計基準変更時差異の当期の費用処理額	16,259,214		16,259,214	
その他	△ 1,916,761		△ 1,889,031	
確定給付制度に係る退職給付費用	39,821,052		42,263,811	
積立制度に係る退職給付費用	20,465,987		22,112,895	
非積立制度に係る退職給付費用	19,355,064		20,150,916	
確定給付制度に係る退職給付費用	39,821,052		42,263,811	

イ 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	(27年度)	(28年度)
債券	63.3%	60.4%
株式	27.0%	29.9%
その他	9.7%	9.7%
合 計	100.0%	100.0%

カ 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産から現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

キ 数理計算上の計算基礎に関する事項
期末における数理計算上の計算基礎

	(27年度)	(28年度)
割引率	0.4%	0.4%
長期期待運用収益率	3.0%	3.0%
予想昇給率	3.8%	3.8%

注 3 確定拠出制度

(27年度)

(28年度)

確定拠出制度への要拠出額 2,224,182千円 2,321,040千円

(2) 役員退任引当金

(単位 千円)

区 分	平成27年度末	平 成 28 年 度	増 加 額	減 少 額	年 度 末
役 員 退 任 引 当 金	120,550	66,760	62,930	124,380	

(3) 国際催事放送権利引当金

(単位 千円)

区 分	平成27年度末	平 成 28 年 度	増 加 額	減 少 額	年 度 末
国際催事放送権利引当金	31,530,951	10,003,446	12,756,800	28,777,597	

(4) 東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金

(単位 千円)

区 分	平成27年度末	平 成 28 年 度	増 加 額	減 少 額	年 度 末
東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金	3,000,000	3,000,000	—	6,000,000	

(5) 長期リース債務

(単位 千円)

区 分	平成27年度末	平成28年度末	増	減
長期リース債務	1,942,475	1,696,052	△	246,422

(6) その他の固定負債

(単位 千円)

区 分	平成27年度末	平成28年度末	増	減
その他の固定負債	1,221,103	1,094,575	△	126,527

注 その他の固定負債の内容は、「ボリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」(平成13年6月22日法律第65号)によって処理することが義務付けられているPCB廃棄物の処理経費の未払分等であります。

純資産の部

平成28年度末の純資産総額は、平成27年度末の6,954億4,162万4千円に比べ280億8,402万8千円増加し、7,235億2,565万3千円となり、その内容は次表のとおりであります。

(単位 千円)

区 分	平成27年度末	平成28年度末	増	減
資 産	695,441,624	723,525,653	28,084,028	—
承 継 資 本	163,375	163,375	—	—
固 定 資 産 充 当 資 本	451,822,300	456,825,629	5,003,329	—
剰 余 金	243,455,949	266,536,648	23,080,699	—
建 設 積 立 金	134,817,814	162,717,535	27,899,721	—
繰 越 剰 余 金	108,638,135	103,819,113	△ 4,819,021	—
合 計	695,441,624	723,525,653	28,084,028	—

純資産の変動状況

科 目	資 本			純 資 産 合 計	
	承 継 資 本	固 定 資 産 充 当	剰 余 金		
			建設積立金 繰越剰余金		
前 期 末 残 高	163,375	451,822,300	134,817,814	108,638,135	695,441,624
当 期 変 動 額	—	5,003,329	—	△ 5,003,329	—
資本支出充 当	—	—	—	28,084,028	28,084,028
当期事業収 支差金	—	—	27,899,721	△27,899,721	—
建設積立金 繰入れ	—	—	—	—	—
当期変動額合 計	—	5,003,329	27,899,721	△ 4,819,021	28,084,028
当 期 末 残 高	163,375	456,825,629	162,717,535	103,819,113	723,525,653

注 1 承継資本は、旧社団法人日本放送協会から承継した純資産であります。

2 固定資産充当資本は、資本支出充当として剰余金から組み入れた累計額453,737,051千円並びに昭和25年度及び昭和29年度に実施した固定資産の再評価による評価益3,088,577千円であります。

3 建設積立金は、将来の建設投資のための積立金であります。

4 繰越剰余金は、翌年度以降の財政安定のための繰越金であります。

平成28年度末における繰越剰余金103,819,113千円のうち、平成29年度において、建設積立金に8,039,100千円を組み入れます。

これにより、建設積立金は170,766,635千円、繰越剰余金は95,780,013千円となります。なお、繰越剰余金95,780,013千円は、全額、翌年度以降の財政安定のための繰越金であります。

(放送番組等有料配信業務勘定)

放送番組等有料配信業務勘定は、放送法第20条第2項第2号及び第3号のうち、専ら受信料を財源として行うものの以外の実施した業務に係る勘定であり、その資産、負債及び純資産の内容は次表のとおりであります。

(比較貸借対照表)

区 分	平成27年度末	平成28年度末	増 減
前 払 費 用	13,629	16,807	3,178
未 収 金	240,015	235,172	4,842
未 収 消 費 税 等	7,036	—	7,036

流 動 資 産 合 計		(88,6)	(93,8)	△	8,700
有 形 固 定 資 産 器 具		33,400	16,700	△	16,700
固 定 資 産 合 計		(11,4)	(6,2)	△	16,700
資 産 合 計		(100,0)	(100,0)	△	25,401
一 般 勘 定 短 期 借 入 金		7,292,079	7,105,077	△	187,001
未 払 金		449,101	465,043	△	15,941
未 払 消 費 税 等		—	11,227	△	11,227
短 期 借 入 金		17,535	17,535	△	—
流 動 負 債 合 計		(2,638,2)	(2,828,2)	△	159,832
長 期 借 入 金		17,535	—	△	17,535
固 定 負 債 合 計		(6,0)	(—)	△	17,535
負 債 合 計		(2,644,2)	(2,828,2)	△	177,368
資 産 欠 損		7,482,169	7,330,202	△	151,966
純 資 産 合 計		(△2,544,2)	(△2,728,2)	△	151,966
負 債 純 資 産 合 計		(100,0)	(100,0)	△	25,401

注 ()内は、資産合計及び負債純資産合計を100とした構成比率(%)であります。

資 産 の 部

平成28年度末の資産総額は、平成27年度末の2億9,408万2千円に比べ、2,540万1千円減少し、2億6,868万1千円となり、その内容は次表のとおりであります。

区 分	平成27年度末	平成28年度末	増 減
金 額	260,681	251,980	8,700
構 成 比 (%)	88.6	93.8	△
流 動 資 産	260,681	251,980	8,700

固 定 資 産	33,400	11.4	16,700	6.2	△	16,700
合 計	294,082	100.0	268,681	100.0	△	25,401

流 動 資 産 (単位 千円)

区 分	平成27年度末	平成28年度末	増 減
前 払 費 用	13,629	16,807	3,178
未 収 金	240,015	235,172	△ 4,842
未 収 消 費 税 等	7,036	—	△ 7,036
合 計	260,681	251,980	△ 8,700

(1) 前 払 費 用 (単位 千円)

区 分	平成27年度末	平成28年度末	増 減
前 払 費 用	13,629	16,807	3,178

注 前払費用の内容は、設備保守料等であります。

(2) 未 収 金 (単位 千円)

区 分	平成27年度末	平成28年度末	増 減
放送番組等有料配信業務収入	239,998	234,853	△ 5,145
そ の 他 の 未 収 金	16	319	302
合 計	240,015	235,172	△ 4,842

(3) 未収消費税等 (単位 千円)

区 分	平成27年度末	平成28年度末	増 減
未 収 消 費 税 等	7,036	—	△ 7,036

固 定 資 産 (単位 千円)

区 分	平成27年度末	平成28年度末	増 減
有 形 固 定 資 産	33,400	16,700	△ 16,700

有形固定資産の取得及び処分

(単位 千円)

区 分	平成27年度 未取得価額 (1)	平成28年度 増 加 額 (2)	平成28年度 減 少 額 (3)	平成28年度 未取得価額 (1)+(2)-(3) (4)	平成28年度 未減価償却 累計額 (5)	平成28年度 未償還価額 (4)-(5) (4)-(5)
有形固定資産 器 具	83,502	—	—	83,502	66,801	16,700

負 債 の 部

平成28年度末の負債総額は、平成27年度末の77億7,625万2千円に比べ1億7,736万8千円減少し、75億9,888万4千円となり、その内容は次表のとおりであります。

(単位 千円)

区 分	平成27年度末 金 額 (1)	平成28年度末 構 成 比 (%)	平成28年度末 金 額 (2)	平成28年度末 構 成 比 (%)	増 減
流 動 負 債	7,758,716	99.8	7,598,884	100.0	△ 159,832
固 定 負 債	17,535	0.2	—	—	△ 17,535
合 計	7,776,252	100.0	7,598,884	100.0	△ 177,368

流 動 負 債

(単位 千円)

区 分	平成27年度末 金 額 (1)	平成28年度末 金 額 (2)	増 減
一 般 勘 定 短 期 借 入 金	7,292,079	7,105,077	△ 187,001
未 払 金	449,101	465,043	15,941
未 払 消 費 税 等	—	11,227	11,227
短 期 リ ー ス 債 務	17,535	17,535	—
合 計	7,758,716	7,598,884	△ 159,832

(1) 一般勘定短期借入金

(単位 千円)

区 分	平成27年度末 金 額 (1)	平成28年度末 金 額 (2)	増 減
一 般 勘 定 短 期 借 入 金	7,292,079	7,105,077	△ 187,001

注 一般勘定短期借入金は、放送番組等有料配信業務勘定における貸借差額を調整するものであります。

(2) 未 払 金 (単位 千円)				
区 分	平成27年度末	平成28年度末	増	減
未 払 金	449,101	465,043		15,941

注 未払金の内容は、著作権使用料等の未払分であります。

(3) 未払消費税等

(単位 千円)				
区 分	平成27年度末	平成28年度末	増	減
未 払 消 費 税 等	—	11,227		11,227

(4) 短期リース債務

(単位 千円)				
区 分	平成27年度末	平成28年度末	増	減
短 期 リ ー ス 債 務	17,535	17,535		—

固 定 負 債

長期リース債務

(単位 千円)				
区 分	平成27年度末	平成28年度末	増	減
長 期 リ ー ス 債 務	17,535	—	△	17,535

純 資 産 の 部

平成28年度末の純資産総額は、平成27年度末の△74億8,216万9千円に比べ1億5,196万6千円増加し、△73億3,020万2千円となり、その内容は次表のとおりであります。

(単位 千円)				
区 分	平成27年度末	平成28年度末	増	減
資 本	△ 7,482,169	△ 7,330,202		151,966
資 欠 損 金	△ 7,482,169	△ 7,330,202		151,966

純資産の変動状況

(単位 千円)				
科 目	純 資 産			
	資 本	資 本	剰 余 金	繰 越 欠 損 金
	前 期 末 残 高	△	7,482,169	

当 期 変 動 額	151,966
当 期 事 業 収 支 差 金	
当 期 変 動 額 合 計	151,966
当 期 末 残 高	△ 7,330,202

(受託業務等勘定)

受託業務等勘定は、放送法第20条第3項に基づき実施した業務に係る勘定であり、その資産、負債及び純資産の内容は次表のとおりであります。

(比較貸借対照表)

(単位 千円)			
区 分	平成27年度末	平成28年度末	増 減
資 金 及 び 預 金	—	59	59
未 収 金	131,173	45,072	△ 86,100
流 動 資 産 合 計	(100,0)	(100,0)	△ 86,041
流 動 資 産 合 計	131,173	45,132	△ 86,041
資 産 合 計	(100,0)	(100,0)	△ 86,041

負 債	一 般 勘 定 短 期 借 入 金	68,013	—	△ 68,013
未 払 金	10,312	961	△ 9,350	
未 払 消 費 税 等	16,630	26,550	9,919	
そ の 他 の 流 動 負 債	36,217	17,620	△ 18,597	
流 動 負 債 合 計	(100,0)	(100,0)	△ 86,041	
負 債 合 計	(100,0)	(100,0)	△ 86,041	
純 資 産 合 計	(—)	(—)	—	
負 債 純 資 産 合 計	(100,0)	(100,0)	△ 86,041	

注 () 内は、資産合計及び負債純資産合計を100とした構成比率(%)であります。

平成28年度末の資産総額は、平成27年度末の1億3,117万3千円に比べ8,604万1千円減少し、4,513万2千円となり、その内容は次表のとおりであります。

区 分	平成 27 年 度 末		平成 28 年 度 末		増 減
	金 額	構 成 比 (%)	金 額	構 成 比 (%)	
流 動 資 産	131,173	100.0	45,132	100.0	△ 86,041

流 動 資 産

(単位 千円)

区 分	平成27年度末	平成28年度末	増 減
現 金 及 び 預 金	—	59	59
未 収 入 金	131,173	45,072	△ 86,100
合 計	131,173	45,132	△ 86,041

(1) 現金及び預金

(単位 千円)

区 分	平成27年度末	平成28年度末	増 減
普 通 預 金	—	59	59

(2) 未 収 金

(単位 千円)

区 分	平成27年度末	平成28年度末	増 減
未 収 入 金	131,173	45,072	△ 86,100

注 未収収益の内容は、施設利用料等であります。

負 債 の 部

平成28年度末の負債総額は、平成27年度末の1億3,117万3千円に比べ8,604万1千円減少し、4,513万2千円となり、その内容は次表のとおりであります。

(単位 千円)

区 分	平成 27 年 度 末		平成 28 年 度 末		増 減
	金 額	構 成 比 (%)	金 額	構 成 比 (%)	
流 動 負 債	131,173	100.0	45,132	100.0	△ 86,041

流 動 負 債

(単位 千円)

区 分	平成27年度末	平成28年度末	増 減
一 般 勘 定 短 期 借 入 金	68,013	—	△ 68,013

未 払 金	10,312	961	△ 9,350
未 払 消 費 税 等	16,630	26,550	9,919
そ の 他 の 流 動 負 債	36,217	17,620	△ 18,597
合 計	131,173	45,132	△ 86,041

(1) 一般勘定短期借入金

(単位 千円)

区 分	平成27年度末	平成28年度末	増 減
一 般 勘 定 短 期 借 入 金	68,013	—	△ 68,013

注 一般勘定短期借入金は、受託業務等勘定における貸借差額を調整するものであります。

(2) 未 払 金

(単位 千円)

区 分	平成27年度末	平成28年度末	増 減
未 払 金	10,312	961	△ 9,350

(3) 未払消費税等

(単位 千円)

区 分	平成27年度末	平成28年度末	増 減
未 払 消 費 税 等	16,630	26,550	9,919

(4) その他の流動負債

(単位 千円)

区 分	平成27年度末	平成28年度末	増 減
前 受 収 入 金	36,217	17,620	△ 18,597

注 前受収益の内容は、施設利用料等であります。

純 資 産 の 部

平成28年度末の純資産の変動状況は、次表のとおりであります。

純資産の変動状況

(単位 千円)

科 目	純 資 産	
	資 本	剰 余 金
前 期 末 残 高	—	—

当期変動額	
当期事業収支差金	376,230
一般勘定への繰入れ	△ 376,230
当期変動額合計	—
当期末残高	—

3.2 損益計算書
(協会全体)
(比較損益計算書)

(単位 千円)

区 分	平成27年度	平成28年度	増 減
経常事業収入	(100,0) 687,944,230	(100,0) 704,548,083	16,603,853
受付金収入	673,970,706	689,021,461	15,050,754
放送番組等有料配信業務収入	3,955,415	3,791,300	164,115
放送番組等有料配信業務収入	2,017,377	2,207,745	190,367
副次収入	6,541,934	7,394,147	852,213
受託業務等収入	1,458,796	2,133,429	674,632
経常事業支出	(97,2) 669,001,253	(98,1) 691,021,347	22,020,094
国内放送送配費	299,240,047	314,789,520	15,549,473
国際放送送配費	22,734,416	23,472,377	737,961
放送番組等有料配信費	1,614,646	1,724,692	110,045
受託業務等費	90,735	521,957	431,222
契約収入納付費	59,204,503	58,919,398	285,104
受信対策費	1,464,260	972,736	491,524
広報報研究費	5,103,545	5,391,464	287,919
調査研究費	9,949,961	9,530,316	419,645
給調当・厚生与	113,580,121	111,017,573	2,562,548
退職手当・厚生費	62,168,297	64,556,262	2,387,964
共通管理費	13,139,079	13,175,399	36,320
減価償却費	69,258,299	74,906,158	5,647,858
未収受信料欠損償却費	11,453,338	12,043,489	590,151
経常事業収支差金	(2,8) 18,942,977	(1,9) 13,526,736	5,416,240

経常事業外収入	(1,2) 8,366,089	(1,6) 11,115,418	2,749,328
	財務収入	4,563,625	7,664,310
雑収入	3,802,464	3,451,108	△ 351,356
経常事業外支出	(0,0) 750	(0,0) 112,451	111,701
財務費	750	112,451	111,701
経常事業外収支差金	(1,2) 8,365,339	(1,6) 11,002,966	2,637,627
経常収支差金	(4,0) 27,308,316	(3,5) 24,529,702	△ 2,778,613
特別収入	(0,5) 3,987,863	(0,9) 6,365,656	2,377,792
固定資産売却益	2,020,561	4,024,243	2,003,681
固定資産受贈益	3,656	987	△ 2,668
その他の特別収入	1,963,645	2,340,424	376,779
特別支出	(0,3) 2,364,196	(0,4) 2,659,363	295,167
固定資産売却損	41,549	12,153	△ 29,395
固定資産除却損	2,272,681	2,562,325	289,643
その他の特別支出	49,965	84,885	34,919
当期事業収支差金	(4,2) 28,931,984	(4,0) 28,235,995	△ 695,989
当期事業収支差金	28,931,984	28,235,995	△ 695,989
資本支出充当	963,328	—	△ 963,328
建設積立金繰入れ	27,899,721	8,039,100	△ 19,860,621
事業収支剰余金	68,935	20,196,895	20,127,959

注 () 内は、経常事業収入を100とした比率(%)であります。

(一) 般 勘 定
(比較損益計算書)

(単位 千円)

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	増 減
経 常 事 業 収 入	経 常 事 業 収 入	(100. 0) 685, 972, 694	(100. 0) 701, 953, 452	15, 980, 758
	受 信 料	673, 970, 706	689, 021, 461	15, 050, 754
	交 付 金 収 入	3, 955, 415	3, 791, 300	164, 115
	副 次 収 入	8, 046, 571	9, 140, 690	1, 094, 118
	経 常 事 業 支 出	(97. 2) 667, 098, 482	(98. 1) 688, 578, 215	21, 479, 723
	国 内 放 送 費	299, 240, 047	314, 789, 520	15, 549, 473
	国 際 放 送 費	22, 734, 416	23, 472, 377	737, 961
	契 約 収 納 費	59, 204, 503	58, 919, 398	285, 104
	受 信 対 策 費	1, 464, 260	972, 736	491, 524
	広 報 研 究 費	5, 079, 606	5, 369, 517	289, 911
業 務 収 入	調 査 費	9, 949, 961	9, 530, 316	419, 645
	給 与 費	113, 491, 133	110, 930, 946	2, 560, 186
	退 職 手 当 ・ 厚 生 費	62, 123, 841	64, 510, 082	2, 386, 240
	共 通 管 理 費	13, 115, 782	13, 150, 371	34, 588
	減 価 償 却 費	69, 241, 599	74, 889, 457	5, 647, 858
	未 収 受 信 料 欠 損 償 却 費	11, 453, 338	12, 043, 489	590, 151
	経 常 事 業 収 支 差 金	(2. 8) 18, 874, 202	(1. 9) 13, 375, 236	5, 498, 965
	経 常 事 業 外 収 入	(1. 2) 8, 365, 929	(1. 6) 11, 114, 950	2, 749, 021
	財 務 収 入	4, 563, 625	7, 664, 310	3, 100, 685
	雑 収 入	3, 802, 304	3, 450, 640	351, 663
業 務 外 収 支	経 常 事 業 外 支 出	(0. 0) 750	(0. 0) 112, 451	111, 701
	財 務 支 出	750	112, 451	111, 701
	経 常 事 業 外 収 支 差 金	(1. 2) 8, 365, 179	(1. 6) 11, 002, 499	2, 637, 319
	経 常 収 支 差 金	(4. 0) 27, 239, 381	(3. 5) 24, 377, 735	2, 861, 645

特 別 収 入	特 別 支 出	増 減
固 定 資 産 売 却 益	(0. 5) 3, 987, 863	(0. 9) 6, 365, 656
固 定 資 産 受 贈 益	2, 020, 561	4, 024, 243
そ の 他 の 特 別 収 入	3, 656	987
特 別 支 出	1, 963, 645	2, 340, 424
固 定 資 産 売 却 損	(0. 3) 2, 364, 196	(0. 4) 2, 659, 363
固 定 資 産 除 却 損	41, 549	12, 153
そ の 他 の 特 別 支 出	2, 272, 681	2, 562, 325
当 期 事 業 収 支 差 金	49, 965	84, 885
当 期 事 業 収 支 差 金	(4. 2) 28, 863, 049	(4. 0) 28, 084, 028

注 () 内は、経常事業収入を100とした比率(%)であります。

経 常 事 業 収 入

平成28年度の経常事業収入7, 019億5, 345万 2 千円に対し、経常事業支出は6, 885億7, 821万 5 千円であり、差し引き経常事業収支差金は133億7, 523万 6 千円であります。

平成27年度の経常事業収入6, 859億7, 269万 4 千円、経常事業支出6, 670億9, 849万 2 千円と比べ、経常事業収入は159億8, 075万 8 千円の増加、経常事業支出は214億7, 972万 3 千円の増加であります。

経 常 事 業 収 入

平成28年度の経常事業収入は、受信料の増加等により、平成27年度に比べ増加しております。

なお、その内容は次表のとおりであります。

(単位 千円)

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	増 減
受 信 料	受 信 料	673, 970, 706	689, 021, 461	15, 050, 754
	交 付 金 収 入	3, 955, 415	3, 791, 300	164, 115
	副 次 収 入	8, 046, 571	9, 140, 690	1, 094, 118
合 計		685, 972, 694	701, 953, 452	15, 980, 758

(1) 受信料					(単位 千円)	
区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	増	減		
基 本 受 信 料	495,082,893	503,240,299	8,157,406			
衛 星 付 加 受 信 料	178,887,813	185,781,161	6,893,348			
合 計	673,970,706	689,021,461	15,050,754			

なお、有料受信契約件数の増減状況は、次表のとおりであります。

(単位 千件)				
区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	増	減
地 上 契 約	年 度 初 頭 加 末	20,548 257 20,291	△	179 20,112
衛 星 契 約	年 度 初 頭 加 末	18,700 779 19,479		19,479 693 20,172
特 別 契 約	年 度 初 頭 加 末	10 1 11		11 0 11
契 約 総 数	年 度 初 頭 加 末	39,258 523 39,781		39,781 514 40,295

(2) 交付金収入					(単位 千円)	
区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	増	減		
国 際 放 送 関 係 交 付 金	3,933,920	3,643,872	△	290,048		
選 挙 放 送 関 係 交 付 金	21,495	147,428		125,932		
合 計	3,955,415	3,791,300	△	164,115		

注 1 国際放送関係交付金は、国際放送実施経費のうち、放送法第65条に基づき実施した国際放送に要する費用を、同法第67条に基づき、総務省所管一般会計から受け入れたものであります。

2 選挙放送関係交付金は、公職選挙法第150条及び第151条に基づき実施した政見放送及び経歴放送に要する費用を、同法第263条及び第264条に基づき、総務省所管一般会計から受け入れたものであります。

(3) 副次収入					(単位 千円)	
区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	増	減		
一 般 業 務 収 入	6,541,934	7,394,147	852,213			
放送番組等有料配信業務収入	136,575	135,071	△	1,504		
受 託 業 務 等 収 入	1,368,061	1,611,471	243,409			
合 計	8,046,571	9,140,690	1,094,118			

注 1 放送番組等有料配信業務収入は、放送法第20条第2項第2号及び第3号のうち、専ら受信料を財源として行うもの以外の実施した業務による収入であり、「一般勘定」に対するコンテンツ使用料と「放送番組等有料配信業務勘定」において間接経費として発生した減価償却費相当額を「一般勘定」に受け入れたものであります。

2 受託業務等収入は、放送法第20条第3項に基づき実施した業務による収入であり、「受託業務等勘定」において間接経費として発生した人件費、減価償却費等相当額と当期事業収支差金を「一般勘定」に受け入れたものであります。

経常事業支出

平成28年度の経常事業支出は、国内放送や国際放送を充実したことなどにより、平成27年度に比べ増加しております。なお、その内容は次表のとおりであります。

(単位 千円)				
区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	増	減
国 内 放 送 費	299,240,047	314,789,520	15,549,473	
国 際 放 送 費	22,734,416	23,472,377	737,961	
契 約 収 納 費	59,204,503	58,919,398	△	285,104

受信対策費	1,464,260	972,736	△	491,524
広報報費	5,079,606	5,369,517		289,911
調査研究費	9,949,961	9,530,316	△	419,645
給与	113,491,133	110,930,946	△	2,560,186
退職手当・厚生費	62,123,841	64,510,082		2,386,240
共通管理費	13,115,782	13,150,371		34,588
減価償却費	69,241,599	74,889,457		5,647,858
未収受信料欠損償却費	11,453,338	12,043,489		590,151
合 計	667,098,492	688,578,215		21,479,723

(1) 国内放送費

(単位 千円)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	増 減
番組組費	238,038,225	251,123,708	13,085,483
技術運用費	61,201,821	63,665,812	2,463,990
合 計	299,240,047	314,789,520	15,549,473

注 1 番組費は、国内放送番組の制作に要する経費及び報道取材に要する経費等であります。

2 技術運用費は、放送所施設等の維持運用に要する経費及び放送番組の送信に要する経費であります。

(2) 国際放送費

(単位 千円)

区 分	平成 27 年 度	平成 28 年 度	増 減
ラ ジ オ 国 際 放 送 費	3, 730, 125	3, 490, 764	△ 239, 361
テ レ ビ ジ ョ ン 国 際 放 送 費	19, 004, 290	19, 981, 613	977, 322
合 計	22, 734, 416	23, 472, 377	737, 961

注 ラジオ国際放送費及びテレビジョン国際放送費は、国際放送番組の制作及び送信に要する経費であります。

(3) 契約収納費

(単位 千円)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	増 減
契約収納業務推進費	45,015,536	44,566,527	△ 449,008
契約収納業務運営費	14,188,966	14,352,870	163,903
合 計	59,204,503	58,919,398	△ 285,104

注 1 契約収納業務推進費は、受信契約の取次、受信料の未収対策等に要する経費であります。

2 契約収納業務運営費は、受信料の請求・収納、契約収納業務の管理等に要する経費であります。

(4) 受信対策費

(単位 千円)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	増 減
受信改善費	354,037	51,599	△ 302,438
受信対策推進費	1,110,222	921,136	△ 189,086
合 計	1,464,260	972,736	△ 491,524

注 1 受信改善費は、受信障害対策に要する経費であります。

2 受信対策推進費は、受信相談、受信技術指導及び受信対策に共通して要する経費であります。

(5) 広報費

(単位 千円)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	増 減
視 聴 者 意 向 収 集 費	3,586,873	3,684,524	97,651
広 報 推 進 費	1,492,733	1,684,993	192,260
合 計	5,079,606	5,369,517	289,911

注 1 視聴者意向収集費は、視聴者の意向の受けとめに要する経費であります。

2 広報推進費は、事業活動の周知に要する経費であります。

(6) 調査研究費

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	増 減
番組調査研究費	1,400,338	1,296,937	△ 103,401
技術調査研究費	8,549,623	8,233,378	△ 316,244
合 計	9,949,961	9,530,316	△ 419,645

注 番組調査研究費及び技術調査研究費は、放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究に要する経費であります。

(7) 給与

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	増 減
職員給与報酬	113,116,266	110,556,471	△ 2,559,794
役員報酬	374,867	374,474	△ 392
合 計	113,491,133	110,930,946	△ 2,560,186

注 職員給与は、職員に支給する基本給、基準外賃金、賞与及び諸手当等であります。

(8) 退職手当・厚生費

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	増 減
退職手当	41,339,183	43,890,790	2,551,607
厚生保健費	20,784,658	20,619,291	△ 165,366
合 計	62,123,841	64,510,082	2,386,240

注 1 退職手当は、役員退任手当及び職員の退職給付費用であります。
2 厚生保健費は、社会保険料の事業主負担及び職員の福利厚生に要する経費であります。

(9) 共通管理費

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	増 減
施設管理費	5,886,229	5,887,472	1,243
職員管理費その他	7,229,553	7,262,899	33,345
合 計	13,115,782	13,150,371	34,588

注 1 施設管理費は、局舎・宿舍等施設の維持運用及び公租公課等に要する経費であります。
2 職員管理費その他は、役員交際費、一般事務、企画事務、監査、研修及び転勤に要する経費並びにその他の事業全般に共通して要する経費であります。
3 平成28年度の職員管理費その他のうち役員交際費は11,398千円であります。

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	増 減
減価償却費	69,241,599	74,889,457	5,647,858

<減価償却費の内訳>

区 分	取得価額	平成28年度償却額	償却累計額	帳簿価額	償却累計率(%)
有形固定資産	1,251,560,155	70,190,546	897,945,823	353,614,331	71.7
建物	337,811,456	10,764,651	189,105,700	148,705,755	56.0
構築物	163,021,299	9,009,868	98,506,455	64,514,844	60.4
機械及び装置	732,096,546	48,462,293	596,617,829	135,478,716	81.5
車両及び運搬具	9,642,551	822,333	7,986,692	1,655,859	82.8
器具	8,988,302	1,131,398	5,729,146	3,259,155	63.7
無形固定資産	43,973,861	4,635,494	27,668,270	16,305,590	62.9
施設利用権	2,642,679	131,834	459,332	2,183,346	17.4
ソフトウェア	41,331,182	4,503,660	27,208,938	14,122,243	65.8
合 計	1,295,534,017	74,826,040	925,614,094	369,919,922	71.4

注 損益計算書における平成28年度の減価償却費74,889,457千円は、平成28年度償却額74,826,040千円に、平成27年度において番組勘定に計上した234,945千円を加え、平成28年度において番組勘定に計上した171,528千円を差し引いたものであります。

経常事業外収支
平成28年度の経常事業外収入111億1,495万円に対し、経常事業外支出は1億1,245万1千円であり、差し引き経常事業外収支差金は110億2,49万9千円であります。なお、その内容は次表のとおりであります。

経常事業外収入

(単位 千円)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	増 減
財 務 収 入	4,563,625	7,664,310	3,100,685
雑 収	3,802,304	3,450,640	△ 351,663
合 計	8,365,929	11,114,950	2,749,021

(1) 財 務 収 入

(単位 千円)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	増 減
受 取 利 息	2,773,576	2,260,868	△ 512,707
受 取 配 当 金	1,638,880	5,403,441	3,764,560
為 替 差 額	151,168	—	△ 151,168
合 計	4,563,625	7,664,310	3,100,685

注 1 受取利息は、預金利息、有価証券利息及びその他の金融収入であります。

2 受取配当金は、出資先からの配当収入であります。

(2) 雑 収 入

(単位 千円)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	増 減
雑 収 入	3,802,304	3,450,640	△ 351,663

注 雑収入は、前々年度以前受信料の収納額等であります。

経常事業外支出

(単位 千円)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	増 減
財 務 費	750	112,451	111,701
為 替 差 額	—	111,699	111,699
そ の 他 の 財 務 費	750	752	2

特 別 収 支

平成28年度の特別収入は固定資産売却益等による63億6,565万6千円であり、特別支出は固定資産除却損等による26億5,936万3千円であります。なお、その内容は次表のとおりであります。

特 別 収 入

(単位 千円)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	増 減
固 定 資 産 売 却 益	2,020,561	4,024,243	2,003,681
固 定 資 産 受 贈 益	3,656	987	△ 2,668
そ の 他 の 特 別 収 入	1,963,645	2,340,424	376,779
合 計	3,987,863	6,365,656	2,377,792

注 1 固定資産売却益は、主として土地の売却によるものであります。

2 その他の特別収入は、主として周波数移行費用負担金であります。

特 別 支 出

(単位 千円)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	増 減
固 定 資 産 売 却 損	41,549	12,153	△ 29,395
固 定 資 産 除 却 損	2,272,681	2,562,325	289,643
そ の 他 の 特 別 支 出	49,965	84,885	34,919
合 計	2,364,196	2,659,363	295,167

注 1 固定資産売却損は、主として車両の売却によるものであります。

2 固定資産除却損は、主として機械及び装置の除却によるものであります。

3 その他の特別支出は、固定資産減損損失によるものであります。

当期事業収支差金

平成28年度の当期事業収支差金は、経常事業収支差金133億7,523万6千円に経常事業外収支差金110億249万9千円を加えた経常収支差金243億7,773万5千円に、特別収入63億6,565万6千円を加え、特別支出26億5,936万3千円を差し引いた280億8,402万8千円であり、その内容は次表のとおりであります。

(単位 千円)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	増 減
当 期 事 業 収 支 差 金	28,863,049	28,084,028	△ 779,021
資 本 支 出 充 当	963,328	—	963,328
建 設 積 立 金 繰 入 れ	27,899,721	8,039,100	△ 19,860,621
事 業 収 支 剰 余 金	0	20,044,928	20,044,927

注 事業収支剰余金は、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越します。

(放送番組等有料配信業務勘定)
放送番組等有料配信業務勘定は、放送法第20条第2項第2号及び第3号のうち、専ら受信料を財源として行うもの以外のものを実施した業務に係る勘定であり、その収入及び支出の内容は、次表のとおりであります。

(比較損益計算書)

(単位 千円)

区	分	平成27年度	平成28年度	増	減
		(100,0) 2,017,377	(100,0) 2,207,745		190,367
経 常 事 業 収 入	放送番組等有料配信業務収入	2,017,377	2,207,745		190,367
	経 常 事 業 支 出	(96,6) 1,948,602	(93,1) 2,056,245		107,643
事 業 収 入	放送番組等有料配信費	1,749,384	1,857,759		108,375
	広 報 費 与 給 退 職 手 当 ・ 厚 生 費 共 通 管 理 費 減 価 償 却 費	23,939 88,988 44,455 25,134 16,700	21,947 86,626 46,179 27,032 16,700	△ △ △	1,992 2,361 1,723 1,898 —
支 出	経 常 事 業 収 支 差 金	(3,4) 68,774	(6,9) 151,499		82,724
	経 常 事 業 外 収 入	(0,0) 159	(0,0) 467		307
経 常 事 業 外 収 入	雑 収 入	159	467		307
	経 常 事 業 外 収 支 差 金	(0,0) 159	(0,0) 467		307
経 常 収 支 差 金	当 期 事 業 収 支 差 金	(3,4) 68,934	(6,9) 151,966		83,031
	当 期 事 業 収 支 差 金	(3,4) 68,934	(6,9) 151,966		83,031
当 期 事 業 収 支 差 金	当 期 事 業 収 支 差 金	68,934 —	151,966 —		83,031 —
	繰 越 欠 損 金	68,934	151,966		83,031

注 ()内は、経常事業収入を100とした比率(%)であります。

経 常 事 業 収 支

平成28年度の経常事業収入22億774万5千円に対し、経常事業支出は20億5,624万5千円であり、差し引き経常事業収支差金は1億5,149万9千円であります。

平成27年度の経常事業収入20億1,737万7千円、経常事業支出19億4,860万2千円と比べ、経常事業収入は1億9,036万7千円の増加、経常事業支出は1億764万3千円の増加であります。

経 常 事 業 収 入

(単位 千円)

区	分	平成27年度	平成28年度	増	減
放送番組等有料配信業務収入		2,017,377	2,207,745		190,367

経 常 事 業 支 出

(単位 千円)

区	分	平成27年度	平成28年度	増	減
放送番組等有料配信費		1,749,384	1,857,759		108,375
広 報 費 与 給 退 職 手 当 ・ 厚 生 費 共 通 管 理 費 減 価 償 却 費		23,939 88,988 44,455 25,134 16,700	21,947 86,626 46,179 27,032 16,700	△ △ △	1,992 2,361 1,723 1,898 —
合 計		1,948,602	2,056,245		107,643

(1) 放送番組等有料配信費

(単位 千円)

区	分	平成27年度	平成28年度	増	減
放送番組等有料配信費		1,749,384	1,857,759		108,375

注 放送番組等に係る協会の著作権の使用料は110,387千円、放送番組等に係る協会以外の著作権の使用料は367,574千円であります。

(2) 広 報 費

(単位 千円)

区	分	平成27年度	平成28年度	増	減
広 報 費		23,939	21,947	△	1,992

注 広報費は、事業活動の周知及び普及促進に要する経費であります。

(3) 給 与		(単位 千円)			
区	分	平成 27 年度	平成 28 年度	増	減
給	与	88,988	86,626	△	2,361

(4) 退職手当・厚生費		(単位 千円)			
区	分	平成 27 年度	平成 28 年度	増	減
退職手当・厚生費		44,455	46,179		1,723

(5) 共通管理費		(単位 千円)			
区	分	平成 27 年度	平成 28 年度	増	減
共通管理費		25,134	27,032		1,898

注 共通管理費は、事業全般に共通して要する経費であります。

(6) 減価償却費		(単位 千円)			
区	分	平成 27 年度	平成 28 年度	増	減
減価償却費		16,700	16,700		—

<減価償却費の内訳>						(単位 千円)	
区	分	取得価額	平成28年度償却額	償却累計額	帳簿価額	償却累計率(%)	
有形固定資産		83,502	16,700	66,801	16,700	80.0	
器具		83,502	16,700	66,801	16,700	80.0	

経常事業外収支
平成28年度の経常事業外収入は46万7千円であり、これにより経常事業外収支差金は46万7千円です。
であり。なお、その内容は次表のとおりであります。

経常事業外収入

区	分	平成 27 年度	平成 28 年度	増	減
雑収	入	159	467		307

(単位 千円)

当期事業収支差金
平成28年度の当期事業収支差金は、経常事業収支差金 1 億5,149万 9 千円に経常事業外収支差金 46万 7 千円を加えた 1 億5,196万 6 千円であり、その内容は次表のとおりであります。

区	分	平成 27 年度	平成 28 年度	増	減
当期事業収支差金		68,934	151,966		83,031
一般勘定への繰入れ		—	—		—
繰越欠損金		68,934	151,966		83,031

(受託業務等勘定)
受託業務等勘定は、放送法第20条第3項に基づき実施した業務に係る勘定であり、その収入及び支出の内容は、次表のとおりであります。

(比較損益計算書)

区	分	平成 27 年度	平成 28 年度	増	減
経常事業収入		(100,0)	(100,0)		674,632
受託業務等収入		1,458,796	2,133,429		674,632
経常事業支出		(84,1)	(82,4)		530,230
受託業務等費		1,226,968	1,757,198		530,230
経常事業収支差金		(15,9)	(17,6)		144,401
当期事業収支差金		(15,9)	(17,6)		144,401

当期事業収支差金	231,828	376,230	144,401
一般勘定への繰入れ	231,828	376,230	144,401
事業収支剰余金	—	—	—

注 () 内は、経常事業収入を100とした比率(%)であります。

2 関係会社出資及びその他の出資10,775,932千円については、市場価格がなく、時価の把握が極めて困難と認められることから、「(2)金融商品の時価等に関する事項 イ有価証券」には含めておりません。

(3) 保有する有価証券の状況
ア 保有する有価証券の銘柄及び資産区分の内訳

区 分		有 価 証 券	長期保有有価証券	建設積立資産	合 計
満期保有目的の債券		49,991,322	98,518,452	170,756,635	319,266,410
国 府 保 証 債 政 府 保 証 債 非 政 府 保 証 債 地 方 保 証 債 事 業 債 譲 渡 性 預 金	国 債	499,873	5,993,155	1,200,000	7,693,028
	府 債	3,799,396	10,986,835	15,400,000	30,186,232
	保 証 債	16,297,391	16,398,028	82,600,000	115,295,420
	債 権	3,799,952	12,797,991	17,400,000	33,997,943
	債 権	25,594,709	52,342,441	54,156,635	132,093,785
合 計		192,500,000	—	—	192,500,000

イ 満期保有目的の債券の内訳(平成29年3月31日現在)

区 分	貸借対照表計上額	時 価	差 額	摘 要
国 債	7,693,028	7,980,480	287,451	日本高速道路保有・債務返済機構債券ほか
政 府 保 証 債	30,186,232	30,826,900	640,667	地方公共団体金融機構債券ほか
非 政 府 保 証 債	115,295,420	116,994,150	1,698,729	愛知県公募公債ほか
地 方 保 証 債	33,997,943	34,701,620	703,676	東日本高速道路㈱社債ほか
事 業 債	132,093,785	132,976,204	882,418	
合 計	319,266,410	323,479,354	4,212,944	

(4) 満期保有目的の債券等の今後の償還予定額(平成29年3月31日現在)

区 分		貸借対照表計上額	1 年 以 内	1 年 以 内 超 5 年 以 内	5 年 以 内 超 10 年 以 内	10 年 以 上
現金及び預金		59,900,000	59,900,000	—	—	—
定期預金		59,900,000	—	—	—	—

満期保有目的の債券		7,693,028	499,873	4,696,961	2,496,194	—
国 債 政 府 保 証 債 非 政 府 保 証 債 地 方 保 証 債 事 業 債 譲 渡 性 預 金	国 債	30,186,232	3,799,396	16,386,835	10,000,000	—
	府 債	115,295,420	16,297,391	63,098,028	35,900,000	—
	保 証 債	33,997,943	3,799,952	25,397,991	4,800,000	—
	債 権	132,093,785	25,594,709	106,499,076	—	—
	債 権	192,500,000	192,500,000	—	—	—
合 計		571,666,410	302,391,322	216,078,892	53,196,194	—

3.4 子会社及び関連会社に対する債権及び債務

債 権
短期債権(未収金)

(単位 千円)

会 社 名	平成27年度末	平成28年度末	増 減
㈱NHKエントナーライズ	628,615	915,785	287,170
㈱NHKエデュケーショナル	397,648	476,786	79,137
㈱日本国際放送	685,486	331,631	353,854
㈱NHKグローバルメディアサービス	214,182	190,343	23,839
㈱NHKプロモーション	60,493	45,488	15,004
㈱NHKプロネット	36,810	18,230	18,580
㈱NHK出版	21,711	12,605	9,105
その他	36,830	28,320	8,510
合 計	2,081,778	2,019,191	62,586

債 務
短期債務(未払金)

(単位 千円)

会 社 名	平成27年度末	平成28年度末	増 減
㈱NHKエントナーライズ	7,013,138	7,352,808	339,670
㈱NHKメディアテクノロジー	3,054,966	3,441,434	386,468
㈱NHKライオン	3,131,077	2,595,938	535,138

㈱NHKグローバルメディアサービス	1,783,680	2,060,752	277,071
㈱NHKエデュケーショナル	1,581,603	1,794,887	213,284
㈱NHKアート	1,539,314	1,732,438	193,123
NHK営業サービス㈱	943,062	1,028,665	85,603
その他	2,830,870	2,498,267	332,603
合 計	21,877,713	22,505,192	627,479

3.5 子会社及び関連会社との取引高の総額

(単位 千円)

区 分	平成27年度	平成28年度	増 減
収 入 総 額	6,762,400	10,452,962	3,690,562
支 出 総 額	160,403,639	162,908,327	2,504,688

3.6 関連公益法人等の基本財産に対する出えん金及び寄付金

該当事項はありません。

3.7 役員との間の取引による債権債務に関する事項

該当事項はありません。

3.8 関連当事者との取引

記載すべき取引はありません。

3.9 担保提供に関する事項

該当事項はありません。

3.10 重要な係争事件に係る損害賠償義務等に関する事項

該当事項はありません。

3.11 比較キャッシュ・フロー計算書

(協 会 全 体)

(単位 千円)

区 分	平成27年度	平成28年度	増 減
I 事業活動によるキャッシュ・フロー			
当期事業収支差金	28,931,984	28,235,995	△ 695,989
減価償却費	69,255,549	74,842,741	5,587,191
退職給付引当金の増減額	15,823,357	12,101,630	△ 3,721,726
前払年金費用の増減額	△ 8,673,934	△ 5,476,136	3,197,797
役員退任引当金の増減額	△ 50,730	3,830	54,560

未収受信料引当金の増減額	△ 208,000	1,262,000	1,470,000
国際放送放送権料引当金の増減額	3,878,962	△ 2,753,354	△ 6,632,316
東京オリエンティック・パブリック関連費用引当金の増減額	3,000,000	3,000,000	—
固定資産撤去費用引当金の増減額	△ 1,896,838	—	1,896,838
受取利息及び受取配当金	△ 4,412,456	△ 7,664,310	△ 3,251,853
固定資産売却益	△ 2,020,561	△ 4,024,243	△ 2,003,681
固定資産受贈益	△ 3,656	987	2,668
固定資産売却損	2,272,681	2,562,325	289,643
固定資産売却損	41,549	12,153	△ 29,395
受信料未収金の増減額	1,078,768	△ 1,305,488	△ 2,384,256
番組勘定の増減額	△ 2,559,707	3,698,569	6,258,276
前払費用の増減額	△ 1,305,229	980,960	2,286,189
未収金の増減額	△ 2,338,713	1,072,975	3,411,689
未払金の増減額	3,016,906	3,042,254	25,347
未払消費税等の増減額	△ 7,037,282	1,819,415	8,856,698
受信料前受金の増減額	2,563,921	2,559,132	△ 4,789
その他の	△ 243,484	△ 1,589,730	△ 1,346,246
事業活動によるキャッシュ・フロー	99,113,084	112,379,731	13,266,646
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
定期預金の預入による支出	△ 103,900,000	△ 139,300,000	△ 35,400,000
定期預金の払戻による収入	100,300,000	115,400,000	15,100,000
有価証券の取得による支出	△ 419,600,000	△ 397,700,000	21,900,000
有価証券の売却・償還による収入	434,000,000	403,300,000	△ 30,700,000
固定資産の取得による支出	△ 82,405,617	△ 79,677,639	2,727,977
固定資産の売却による収入	2,245,848	4,107,064	1,861,216
長期保有有価証券の取得による支出	△ 54,992,970	△ 73,400,000	△ 18,407,030

差入保証金の増減額	△	13,181	△	31,545	△	18,364
利息及び配当金の受取額		4,423,763		7,739,609		3,315,846
投資活動によるキャッシュ・フロー	△	119,942,157	△	159,562,511	△	39,620,354
Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー						
リース債務返済による支出	△	872,229	△	1,003,672	△	131,442
財務活動によるキャッシュ・フロー	△	872,229	△	1,003,672	△	131,442
Ⅳ 現金及び現金同等物の増減額	△	21,701,302	△	48,186,452	△	26,485,149
Ⅴ 現金及び現金同等物の期首残高		112,765,659		91,064,357	△	21,701,302
Ⅵ 現金及び現金同等物の期末残高		91,064,357		42,877,905	△	48,186,452

注 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に表示されている科目の金額との関係は、次表のとおりであります。

	(単位 千円)
1) 現金及び預金勘定	(平成27年度) (平成28年度)
2) 預入期間が3か月を超える定期預金	67,564,357 68,277,905
3) 取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資(有価証券)	△ 33,500,000 △ 57,400,000
	57,000,000 32,000,000

現金及び現金同等物(1+2+3) 91,064,357 42,877,905

4 重要な後発事象に関する事項

該当事項はありません。

5 貸借対照表及び損益計算書についての勘定相互間の相殺消去等

(貸借対照表)

平成29年3月31日現在
(単位 千円)

科 目	一 般 勘 定	放送番組等有料配信業務勘定	受託業務勘定	相殺消去等	合 計
流動資産合計	345,390,378	251,980	45,132	△ 7,105,077	338,582,414
現金及び預金	68,277,845	—	59	—	68,277,905

受信料未収金	6,055,527	—	—	—	6,055,527
有価証券勘定	242,491,322	—	—	—	242,491,322
番組組立費用	9,217,598	—	—	—	9,217,598
放送番組等有料配信業務勘定短期貸付金	1,539,469	16,807	—	—	1,556,277
未収金	7,105,077	—	—	△ 7,105,077	—
その他の流動資産	8,225,584	235,172	45,072	—	8,505,830
固定資産合計	2,477,952	—	—	—	2,477,952
有形固定資産	575,379,485	16,700	—	—	575,396,185
建物	431,262,777	16,700	—	—	431,279,477
構築物	148,705,755	—	—	—	148,705,755
機械及び装置	64,514,844	—	—	—	64,514,844
車両及び運搬具	135,478,716	—	—	—	135,478,716
器具	1,655,859	—	—	—	1,655,859
土地	3,259,155	16,700	—	—	3,275,855
建設仮勘定	48,357,679	—	—	—	48,357,679
無形固定資産	29,290,766	—	—	—	29,290,766
無形固定資産	17,199,348	—	—	—	17,199,348
出資その他の資産	17,199,348	—	—	—	17,199,348
長期保有有価証券	126,917,359	—	—	—	126,917,359
長期保有有価証券	98,518,452	—	—	—	98,518,452
出資	98,518,452	—	—	—	98,518,452
長期前払費用	10,775,932	—	—	—	10,775,932
前払年金費用	105,466	—	—	—	105,466
その他の出資その他の資産	14,150,070	—	—	—	14,150,070
特定資産合計	3,367,436	—	—	—	3,367,436
建設積立資産	170,756,635	—	—	—	170,756,635
建設積立資産	170,756,635	—	—	—	170,756,635
資産合計	1,091,526,499	268,681	45,132	△ 7,105,077	1,084,735,234
流動負債合計	224,968,930	7,598,884	45,132	△ 7,105,077	225,507,868
一般勘定短期借入金	—	7,105,077	—	△ 7,105,077	—
未払費用	56,322,484	465,043	961	—	56,788,489
未払費用	24,385,898	—	—	—	24,385,898

未払消費税等	4,889,784	11,227	26,550	—	4,927,562
受信料前受金	136,968,531	—	—	—	136,968,531
短期リース債務	913,837	17,535	—	—	931,373
その他の流動負債	1,488,393	—	17,620	—	1,506,013
固定負債合計	143,031,915	—	—	—	143,031,915
退職給付引当金	105,339,309	—	—	—	105,339,309
役員退任引当金	124,380	—	—	—	124,380
国際健康放送権料引当金	28,777,597	—	—	—	28,777,597
東京オリエンティック・パラリンピック関連費用引当金	6,000,000	—	—	—	6,000,000
長期リース債務	1,696,052	—	—	—	1,696,052
その他の固定負債	1,094,575	—	—	—	1,094,575
負債合計	368,000,845	7,598,884	45,132	△7,105,077	368,539,784
承継資本	163,375	—	—	—	163,375
固定資産充当資本	456,825,629	—	—	—	456,825,629
剰余金(欠損金)	266,536,648	△7,330,202	—	—	259,206,445
純資産合計	723,525,653	△7,330,202	—	—	716,195,450
負債純資産合計	1,091,526,499	268,681	45,132	△7,105,077	1,084,735,234

(損益計算書)

平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで

(単位 千円)

科目	一般勘定	放送番組等受託業務等	相殺消去等	合計
経常事業収入	701,953,452	2,207,745	2,133,429	704,548,083
受信料	689,021,461	—	—	689,021,461
交付金収入	3,791,300	—	—	3,791,300
放送番組等有料配信業務収入	—	2,207,745	—	2,207,745
副次収入	9,140,690	—	△1,746,542	7,394,147

受託業務等収入	—	—	2,133,429	—	2,133,429
経常事業支出	688,578,215	2,056,245	1,757,198	△1,370,312	691,021,347
国内放送費	314,789,520	—	—	—	314,789,520
国際放送費	23,472,377	—	—	—	23,472,377
放送番組等有料配信費	—	1,857,759	—	△133,067	1,724,692
受託業務等費	—	—	1,757,198	△1,235,241	521,957
受託業務等費	58,919,398	—	—	—	58,919,398
契約対策費	972,736	—	—	—	972,736
受信対策費	5,369,517	21,947	—	—	5,391,464
広報費	9,530,316	—	—	—	9,530,316
調査研究費	110,930,946	86,626	—	—	111,017,573
給与	64,510,082	46,179	—	—	64,556,262
退職手当・厚生費	13,150,371	27,032	—	△2,004	13,175,399
共通管理費	74,889,457	16,700	—	—	74,906,158
減価償却費	12,043,489	—	—	—	12,043,489
未収受信料欠損償却費	—	—	—	—	—
経常事業収支差金	13,375,236	151,499	376,230	△376,230	13,526,736
経常事業外収入	11,114,950	467	—	—	11,115,418
財務収入	7,664,310	—	—	—	7,664,310
雑収入	3,450,640	467	—	—	3,451,108
経常事業外支出	112,451	—	—	—	112,451
財務費	112,451	—	—	—	112,451
経常事業外収支差金	11,002,499	467	—	—	11,002,966
経常収支差金	24,377,735	151,966	376,230	△376,230	24,529,702
特別収入	6,365,656	—	—	—	6,365,656
固定資産売却益	4,024,243	—	—	—	4,024,243
固定資産受贈益	987	—	—	—	987
その他の特別収入	2,340,424	—	—	—	2,340,424
特別支出	2,659,363	—	—	—	2,659,363
固定資産売却損	12,153	—	—	—	12,153
固定資産除却損	2,562,325	—	—	—	2,562,325
その他の特別支出	84,885	—	—	—	84,885
当期事業収支差金	28,084,028	151,966	376,230	△376,230	28,235,995

6 主たる設備の状況

平成28年度末における主たる保有設備の状況は次表のとおりであります。

区 分	土 地		建 物	機 械 及 び 装 置	その他の固定資産	貸借対照表計上額 合 計
	面 積	金 額				
放 送 会 館	361,749㎡	千円 36,152,534	千円 92,167,852	千円 100,240,687	千円 11,861,445	千円 240,422,520
(うち、放送センター)	(82,646)	(5,079,536)	(23,928,686)	(51,203,900)	(4,466,758)	(84,678,881)
テレビジョン放送所	377,245	817,302	15,899,675	15,995,920	33,278,727	65,991,626
ラジオ放送所	2,099,943	8,941,400	7,923,457	9,049,936	5,259,636	31,174,431
テレビジョン共同受信施設	—	—	—	—	12,747,701	12,747,701
その他の施設	1,955,872	2,446,441	32,714,770	10,192,171	6,299,047	51,652,430
合 計		4,794,809	148,705,755	135,478,716	69,446,560	401,988,711

注1 その他の施設は放送技術研究所及び放送文化研究所等であります。

2 その他の固定資産は構築物、車両、運搬具及び器具であります。

7 収入支出の決算の状況

7.1 収入支出の決算

平成28年度における収入支出の決算の状況は、別表収入支出決算表のとおりであります。

7.2 予算総則の適用

(一 般 勘 定)

(1) 予算総則第4条第1項に基づく予算の流用 3,970,000千円

ア 事業収支において、他の項から流用し予算を増額する項及び金額

退職手当・厚生費

減価償却費

財務費

イ 事業収支において、他の項へ流用し予算を減額する項及び金額

国内放送費

給与

(2) 予算総則第5条第1項に基づく平成29年度への建設費予算の繰越し 717,415千円

ア 放送網設備の整備費

イ 地域放送会館の整備費

ウ 番組設備等の整備費

(3)	予算総則第5条第2項に基づく平成27年度からの建設費予算の繰越し	815,502千円
ア	放送網設備の整備費	131,580千円
イ	地域放送会館の整備費	440,980千円
ウ	番組設備等の整備費	242,942千円
(4)	予算総則第12条に基づく国際放送関係交付金の受入れ及び国際放送実施経費への振当て	99,874千円
ア	受入れの項及び金額	99,874千円
イ	交付金収入	99,874千円
イ	振当ての項及び金額	99,874千円
	国際放送費	
	(放送番組等有料配信業務勘定)	
	予算総則第4条第1項に基づく予算の流用	3,000千円
ア	事業収支において、他の項から流用し予算を増額する項及び金額	3,000千円
イ	退職手当・厚生費	
イ	事業収支において、他の項へ流用し予算を減額する項及び金額	△ 3,000千円
給	与	△ 3,000千円

別表
(一般勘定)
(事業収支)
収入支出決算表

平成28年度									
款	項	算 額						決 算 額 (4)	予 算 残 額 (3)－(4)
		予			算				
		当 初 (1)	予 算 総 則 に 基 づ く 増 減 額 (2)		合 計 (1)+(2) (3)				
			第 4 条 第 1 項 流 用	第 12 条 交 付 金		増 減 額 計			
事 業 収 入	受 交 付 信 信 料 副 次 収 入 入 入 入 財 務 収 入 入 雑 収 入	千円 701,674,316	千円 —	千円 99,874	千円 99,874	千円 701,774,190	千円 707,390,569	△ 5,616,379	
		675,895,709	—	—	—	675,895,709	676,977,971	△ 1,082,262	
		3,688,243	—	99,874	99,874	3,788,117	3,791,300	△ 3,183	
		8,068,872	—	—	—	8,068,872	9,140,690	△ 1,071,818	
		8,505,869	—	—	—	8,505,869	7,664,310	841,558	
		2,700,000	—	—	—	2,700,000	3,450,640	△ 750,640	

平成28年度

事業支出	特 別 収 入	2, 815, 623	—	—	—	2, 815, 623	6, 365, 656	△	3, 550, 033
国 内 放 送 費	国 際 放 送 費	693, 635, 216	—	—	—	693, 735, 090	679, 306, 541	△	14, 428, 548
契 約 収 納 費	契 約 収 納 費	321, 076, 744	△	1, 200, 000	—	319, 876, 744	314, 789, 520	—	5, 087, 223
受 信 報 策 費	受 信 報 策 費	24, 862, 861	—	—	99, 874	24, 962, 735	23, 472, 377	—	1, 490, 357
広 報 研 究 費	広 報 研 究 費	58, 921, 547	—	—	—	58, 921, 547	58, 919, 398	—	2, 148
調 査 費	調 査 費	1, 070, 786	—	—	—	1, 070, 786	972, 736	—	98, 049
給 与 費	給 与 費	5, 562, 535	—	—	—	5, 562, 535	5, 369, 517	—	193, 017
職 手 当 厚 生 費	職 手 当 厚 生 費	10, 202, 433	—	—	—	10, 202, 433	9, 530, 316	—	672, 116
退 職 手 当 厚 生 費	退 職 手 当 厚 生 費	117, 427, 768	△	2, 770, 000	—	114, 657, 768	110, 930, 946	—	3, 726, 821
共 通 管 理 費	共 通 管 理 費	61, 750, 832	—	2, 770, 000	—	64, 520, 832	64, 510, 082	—	10, 749
減 価 償 却 費	減 価 償 却 費	13, 223, 960	—	—	—	13, 223, 960	13, 150, 371	—	73, 588
財 務 費	財 務 費	73, 800, 000	—	1, 090, 000	—	74, 890, 000	74, 889, 457	—	542
特 別 支 出 費	特 別 支 出 費	3, 750	—	110, 000	—	113, 750	112, 451	—	1, 298
事業収支差金	事業収支差金	2, 732, 000	—	—	—	2, 732, 000	2, 659, 363	—	72, 636
		3, 000, 000	—	—	—	3, 000, 000	—	—	3, 000, 000
		8, 039, 100	—	—	—	8, 039, 100	28, 084, 028	△	20, 044, 928

注 1 事業収支差金の処分の内訳

資 本 支 出 へ の 充 当	8, 039, 100	—	—	—	8, 039, 100	8, 039, 100	8, 039, 100	—
建 設 積 立 資 産 繰 入 れ	8, 039, 100	—	—	—	8, 039, 100	8, 039, 100	8, 039, 100	—
翌年度以降の財政安定のための繰越金	—	—	—	—	—	—	20, 044, 928	△ 20, 044, 928

2 収入支出決算表における受信料は、未收受信料欠損償却費を控除した金額であります。

(資 本 収 支)

款	項	予 算			決 算 額 (4)	繰 越 額 (5)	予 算 残 額 (3)-(4)-(5)
		当 初 額 (1)	予算総則に基づく増減額(2)	増 減 額 計			
資 本 収 入		千円 91, 039, 100	千円 815, 502	千円 815, 502	千円 89, 709, 471	千円 717, 415	千円 1, 427, 715

資本収支差金	事業収支差金受入れ	8,039,100	—	8,039,100	8,039,100	—	—
	前期繰越金受入れ	6,253,080	815,502	815,502	7,068,582	4,040,001	2,311,165
	減価償却資産受入れ	73,800,000	—	—	73,800,000	74,889,457	1,089,457
	資産受入れ	2,946,920	—	—	2,946,920	2,740,912	206,007
	資本支出	91,039,100	815,502	815,502	91,854,602	89,709,471	1,427,715
資本支出	建設費	82,800,000	815,502	815,502	83,615,502	81,470,371	1,427,715
	建設	200,000	—	—	200,000	200,000	—
	建設積立資産繰入れ	8,039,100	—	—	8,039,100	8,039,100	—

- 1) 前期繰越金 79,775,086千円
- 2) 平成28年度使用額 △ 4,040,001千円(建設費充当△3,840,001千円と出資充当△200,000千円の合計額)
- 3) 平成28年度発生額 20,044,928千円(事業収支差金28,084,028千円から事業収支差金受入れ8,039,100千円を差し引いた額)

後期繰越金(1+2+3) 95,780,013千円
(放送番組等有料配信業務勘定)
(事業収支)

款	項	算 額			合 計 (1)+(2)(3)	決 算 額 (4)	予 算 残 額 (3)-(4)
		予 当 初 (1)	予算総則に基づく増減額(2) 第4条第1項 流	増 減 額 計			
事業収入	放送番組等有料配信業務収入	千円 2,217,564	千円 —	千円 —	千円 2,217,564	千円 2,208,212	千円 9,351
	雑収入	2,217,564	—	—	2,217,564	2,207,745	9,818
	—	—	—	—	—	467	△ 467
	2,201,804	—	—	—	2,201,804	2,056,245	145,558
	放送番組等有料配信費	1,959,429	—	—	1,959,429	1,857,759	101,669
事業支出	放送番組等有料配信費	53,688	—	—	53,688	21,947	31,740
	広報	91,700	△	△	88,700	86,626	2,073
	退職手当・厚生費	43,777	3,000	3,000	46,777	46,179	597
	—	—	—	—	—	—	—

事業収支差金	共通管理費	36,509	—	—	36,509	27,032	9,476
	減価償却費	16,701	—	—	—	16,700	0
		15,760	—	—	—	151,966	△ 136,206

注 事業収支差金151,966千円を含む平成28年度末の繰越不足△7,330,202千円については、一般勘定からの短期借入金等をもって補てんしております。

(資本収支)

款	項	算 額			決 算 額 (4)	予 算 残 額 (3)-(4)
		予 算 額 初 (1)	予算総則に基づく増減 (2)	合 計 (1)+(2) (3)		
資本収入		千円	千円	千円	千円	千円
		16,701	—	16,701	16,700	0
		16,701	—	16,701	16,700	0
資本支出	減価償却資金受入れ	16,701	—	16,701	16,700	0
	建設費	16,701	—	16,701	16,700	0
資本収支差金		—	—	—	—	—

(受託業務等勘定)

(事業収支)

款	項	算 額			決 算 額 (4)	予 算 残 額 (3)-(4)
		予 算 額 初 (1)	予算総則に基づく増減 (2)	合 計 (1)+(2) (3)		
事業収入		千円	千円	千円	千円	千円
		2,101,161	—	2,101,161	2,133,429	△ 32,268
		2,101,161	—	2,101,161	2,133,429	△ 32,268
事業支出	受託業務等収入	1,815,117	—	1,815,117	1,757,198	57,918
	受託業務等費	1,815,117	—	1,815,117	1,757,198	57,918
事業収支差金		286,044	—	286,044	376,230	△ 90,186

注 事業収支差金376,230千円は、一般勘定へ繰り入れております。

日本放送協会平成28年度財務諸表に添える監査委員会の意見書

放送法第74条第1項に基づき、日本放送協会平成28年度財務諸表に添える当監査委員会の意見は、次のとおりである。

平成29年6月26日

日本放送協会監査委員会

監査委員(常勤) 高橋 正美[㊞]
監査委員 佐藤友美子[㊞]
監査委員 森下 俊三[㊞]

(序文)

日本放送協会監査委員会は、放送法第75条により日本放送協会の財務諸表に関する監査を行うことと定められている。

本意見書は、日本放送協会の平成28年度(平成28年4月1日～平成29年3月31日)財務諸表に関する監査について記したものであり、監査結果としては、同法同条により会計監査人の監査がかわせて法定されたことに基づき、会計監査人の監査報告の相当性について意見を示す。

I 監査方法およびその内容

監査委員会は、同法第76条に基づき任命された会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視・検証するため、会計監査人から、事前に監査の計画として監査手続等監査の概要、当年度の重点監査項目、監査体制等を、期中には「独立監査人の中間監査報告書」および「中間監査結果説明書」を受け取り、また各四半期を対象期間とする監査実施状況等ならびに検討課題等について報告を受け、必要に応じて質疑応答した。

あわせて、決算日後に会計監査人が内部監査室と連携して行った現金・預貯金および有価証券等の実査の報告を受け、それらの実在性を確認した。

監査委員会は、平成29年6月12日に、会計監査人から「独立監査人の監査報告書」および「監査結果説明書」を受け取り、同人が監査人の独立性として常に公正不偏の態度を保持するとともに独立性に関する方針ならびに手続を遵守したこと、および同人の職務の執行状況等について報告を受けた。これに関して、受信料に関する監査手続、連結子会社の監査に関する監査手続、会計監査人の独立性に関する事項、その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項等について質疑応答した。

また、監査委員会は、会計処理の対応等について、必要に応じて経理局から説明を受けた。

以上の方法に基づき、監査委員会は、平成28年度財務諸表につき、検討した。

II 監査意見

会計監査人の監査意見(財務諸表が、放送法、放送法施行規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本放送協会の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める)は、相当と認める。

以上

日本放送協会平成28年度財務諸表に添える会計監査人の意見書

独立監査人の監査報告書

平成29年6月21日

日本放送協会

会長 上田 良一^殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 原 勝彦[㊞]
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 薄井 誠[㊞]
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊澤 賢司[㊞]
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 安藤 勇[㊞]

当監査法人は、放送法第75条の規定に基づく監査証明を行うため、日本放送協会の平成28年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)の協会全体に係る財務諸表、すなわち、財産目録(会計に関する部分に限る。)、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書(会計に関する部分に限る。)について監査を行った。なお、財産目録及びこれらに関する説明書について監査の対象とした会計に関する部分は、財産目録及びこれらに関する説明書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

財務諸表に対する理事者の責任

理事者の責任は、放送法、放送法施行規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明する

ためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、放送法、放送法施行規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本放送協会の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

日本放送協会と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

日本放送協会平成二十八年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書に関する報告書

一 本件の要旨

本件は、日本放送協会の平成二十八年度決算であつて、これらに関する説明書並びに監査委員会及び会計監査人の意見書とともに、放送法第七十四条第三項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て、内閣から国会に提出されたものである。

1 財産目録及び貸借対照表

協会全体では、資産総額一兆八百四十七億三千五百二十三万四千円、負債総額三千六百八十五億三千九百七十八万四千円、純資産総額七千六百六十一億九千五百四十五万円で

る。

なお、各勘定の状況は次のとおりである。

一般勘定は、資産総額一兆九百十五億二千六百四十九万九千円、負債総額三千六百八十八億八千四百五十五万三千円、純資産総額七千二百三十五億二千五百六十五万三千円である。

放送番組等有料配信業務勘定は、資産総額二億六千八百六十八万四千円、負債総額七十五億九千八百八十八万四千円、純資産総額△七十三億三千二百二十万二千円である。

受託業務等勘定は、資産総額四千五百十三万二千円、負債総額四千五百十三万二千円、純資産総額四千五百十三万二千円である。

2 損益計算書

協会全体では、経常事業収入七千四百五十五億四千八百八十三万三千円、経常事業支出六千九百

十億二千三百三十四万七千円、経常事業収支差金百三十五億二千六百七十三万六千円である。この経常事業収支差金に経常事業外収支差金を加え又は差し引いた当期事業収支差金は二百八十二億三千五百九十九万五千円である。

なお、各勘定の状況は次のとおりである。

一般勘定は、経常事業収入七千九百五十九億五千三百四十五万二千円、経常事業支出六千八百八十五億七千八百二十一万五千円、経常事業収支差金百三十三億七千五百二十三万六千円である。この経常事業収支差金に経常事業外収支差金を加え又は差し引いた当期事業収支差金は二百八十八億八千四百二十二万八千円、そのうち八十億三千九百九十万九千円は建設積立金に繰り入れ、二百億四千四百九十二万八千円は事業収支剰余金となり、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越している。

放送番組等有料配信業務勘定は、経常事業収入二十二億七千七百七十四万五千円、経常事業支出二十億五千六百二十四万五千円、経常事業収支差金一億五千四百四十九万九千円である。この経常事業収支差金に経常事業外収支差金を加えた経常収支差金と同額の当期事業収支差金一億五千四百九十六万六千円によって、欠損金が同額減少する。

受託業務等勘定は、経常事業収入二十一億三千三百四十二万九千円、経常事業支出十七億五千七百七十九万八千円、経常事業収支差金三億七千六百二十三万三千円である。この経常事

業収支差金と同額となる当期事業収支差金は、これを一般勘定へ繰り入れている。

3 キャッシュ・フロー計算書

事業活動によるキャッシュ・フローは千百二十三億七千九百七十三万三千円、投資活動によるキャッシュ・フローは△千五百九十五億六千二百五十一万一千円、財務活動によるキャッシュ・フローは△千億三百六十七万二千円である。現金及び現金同等物の年度末残高は、四百八十一億八千六百四十五万二千円減少し、四百二十八億七千七百九十万五千円である。

二 議決の内容

本件については、異議がないと議決した。右報告する。

令和三年五月二十七日

総務委員長 石田 祝穂
衆議院議長 大島 理森殿

日本放送協会平成二十九年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書並びに監査委員会及び会計監査人の意見書

右

国会に提出する。

平成三十年十二月四日

内閣総理大臣臨時代理 麻生 太郎
国務大臣

無形固定資産	施設利用権	国際放送送信設備利用権ほか	16,764,944	16,764,944	非政府保証債	79,056,635	1,137,030,081
無形固定資産	ソフトウェア		2,014,091		地 方 債	14,300,000	<u>247,073,176</u>
	ソフトウェア		13,838,729		事 業 債	65,300,000	<u>72,588,272</u>
	ソフトウェア 勘定		871,346		番組制作経費、 設備整備経費、 ほか		27,795,243
出資その他の資産	その他の無形固 定資産	地 上 権	40,777	129,443,943	契約収納事務費 その他の未払費 用	電力料、回線料 ほか	21,994,293
長期保有有価証券				96,728,131			2,625,164
		国 債	5,994,747				141,104,682
		政府保証債	7,592,180			翌年度分受信料 の収納額	877,327
		非政府保証債	11,642,134				2,082,485
		地 方 債	7,999,099				
		事 業 債	63,499,970				
出 資	関係会社出資	関NHKエン タープライズほ か	10,322,032	10,775,932	短期リース債務 その他の流動負 債		
	その他の出資	関係海外通信・放 送・郵便事業支 援機構ほか	453,900		前 受 収 益	素材活用提供料 ほか	163,398
長期前払費用		放送所敷地賃借 料ほか		92,211	預 り 金	社会保険料ほか	1,919,086
前払年金費用				18,475,601			<u>150,805,245</u>
その他の出資そ の他の資産	差 入 保 証 金 その他の資産	賃借保証金ほか 建設協力金ほか	3,078,486	3,372,066	固 定 負 債		117,337,312
			293,580		退職給付引当金		126,140
					役員退任引当金		21,108,059
					国際催事放送権 料引当金		9,000,000
					東京オリンピック ク・パラリン ピック関連費用 引当金		
特 定 資 産		建設資金積立金		<u>170,756,635</u>	長期リース債務		1,189,919
建設積立資産		国 債	200,000	170,756,635	その他の固定負 債	P・C・B廃棄物処 理経費ほか	2,043,814
		政府保証債	11,900,000		負 債 合 計		<u>397,878,421</u>

2 平成29年度貸借対照表

貸借対照表

平成30年3月31日現在

(協会全体)

科 目	内 訳	金 額	構 成 比
	千円	千円	%
(資産の部)			
現金及び預金	18,415,815	79,383,318	
受取信料未収	△ 12,679,000	5,736,815	
未収受信料引当金		269,199,091	
有価証券		9,437,640	
前払費用		1,616,880	
未払費用		7,996,600	
その他の流動資産		2,637,647	
流動資産合計		376,007,992	33.1
固定資産			
建物	357,917,978	160,067,893	
構築物	△ 197,850,084	63,743,945	
機械及び器具	△ 104,132,182	150,178,316	
減価償却累計額	753,072,712		
車両及び運具	△ 602,894,396	1,676,620	
減価償却累計額	9,826,529		
器具	△ 8,149,909	2,999,948	
減価償却累計額	9,141,115	48,203,146	
土地	△ 6,141,166	17,186,695	
建物		444,056,565	
固定資産合計		16,764,944	39.0
無形固定資産			
無形固定資産合計		16,764,944	1.5

出資その他の証券	96,728,131	11.4
出資	10,775,932	51.9
出資	10,322,032	
出資	453,900	
出資	92,211	
出資	18,475,601	
出資	3,372,066	
出資	129,443,943	
出資	590,265,453	
出資	170,756,635	
出資	170,756,635	
出資	1,137,030,081	
出資	72,588,272	
出資	27,795,243	
出資	2,625,164	
出資	141,104,682	
出資	877,327	
出資	2,082,485	
出資	247,073,176	
出資	117,337,312	
出資	126,140	
出資	21,108,059	
出資	9,000,000	
出資	1,189,919	
出資	2,043,814	
出資	150,805,245	
出資	397,878,421	
出資	163,375	
出資	469,725,362	

剰余金	269,262,922	
建設積立金	170,756,635	
繰越剰余金	98,506,287	
純資産合計	<u>739,151,660</u>	65.0
負債純資産合計	<u>1,137,030,081</u>	100.0

(一般勘定)

科目	内訳	金額	構成比
	千円	千円	%
(資産の部)			
現金及び預金	79,383,318		
受取金	18,415,815		
未収受取金	<u>12,679,000</u>	5,736,815	
有価証券		269,199,091	
前払費用		9,437,640	
放送番組等有料配信業務勘定短期貸付金		1,599,881	
受託業務等勘定短期貸付金		7,059,695	
未収金		79,534	
その他の流動資産		7,639,294	
流動資産合計		<u>2,637,647</u>	
固定資産		382,772,918	33.5
有形固定資産			
建物	357,917,978		
減価償却累計額	<u>197,850,084</u>	160,067,893	
構築物	167,876,128		
減価償却累計額	<u>104,132,182</u>	63,743,945	
機械及び装置	753,072,712		
減価償却累計額	<u>602,894,396</u>	150,178,316	
車両運搬具	9,826,529		
減価償却累計額	<u>8,149,909</u>	1,676,620	
器具	9,141,115		

減価償却累計額	<u>△ 6,141,166</u>	2,999,948	
土地		48,203,146	
建物		<u>17,186,695</u>	
有形固定資産合計		444,056,565	38.8
無形固定資産		16,764,944	
無形固定資産合計		16,764,944	
出資その他の資産		96,728,131	
長期保有価証券		10,775,932	
出資	10,322,032		
関係会社の出資	453,900		
長期前払費用	92,211		
前払年金費用	18,475,601		
その他の出資その他の資産	<u>3,372,066</u>		
出資その他の資産合計		129,443,943	11.3
固定資産合計		590,265,453	51.6
特定資産		170,756,635	
建設積立資産		<u>170,756,635</u>	
特定資産合計		<u>1,143,795,007</u>	14.9
(負債の部)			100.0
流動負債			
未払金		72,008,099	
未払費用		27,795,243	
未受払消費税等		2,621,260	
短期リース負債		141,104,682	
その他の流動負債		877,327	
流動負債合計		246,470,893	21.5
固定負債			
退職給付引当金		117,337,312	

役員退任引当金	126,140	
国際催事放送権料引当金	21,108,059	
東京オリオンビックス・パラリンピック関連費用引当金	9,000,000	
長期リース負債	1,189,919	
その他の固定負債	2,043,814	
固定負債合計	150,805,245	13.2
負債合計	397,276,138	34.7
(純資産の部)		
資本		
継続資産	163,375	
固定資産充当資本	469,725,362	
剰余金	276,630,131	
建設積立金	170,756,635	
繰越剰余金	105,873,496	
純資産合計	746,518,869	65.3
負債純資産合計	1,143,795,007	100.0

注 繰越剰余金1,058億7,349万6千円は、全額、翌年度以降の財政安定のための繰越金であります。

(放送番組等有料配信業務勘定)

科 目	内 訳	金 額	構 成 比
	千円	千円	%
(資産の部)			
流動資産			
払費用	16,999		
未払収金	255,338		
流動資産合計	272,337		100.0
(負債の部)			
流動負債	272,337		100.0
一般勘定短期借入金	7,059,695		
未払金	579,200		

未払消費税等	650	
流動負債合計	7,639,546	2,805.2
(純資産の部)		
資本		
繰越損	7,367,208	
繰越欠損	7,367,208	
純資産合計	7,367,208	2,705.2
負債純資産合計	272,337	100.0

(受託業務等勘定)

科 目	内 訳	金 額	構 成 比
	千円	千円	%
(資産の部)			
流動資産			
収資産	101,966		
流動資産合計	101,966		100.0
(負債の部)			
流動負債			
一般勘定短期借入金	79,534		
未払消費税等	972		
その他の流動負債	3,253		
流動負債合計	18,205		
(純資産の部)			
資本			
繰越剰余金	101,966		
純資産合計	101,966		100.0
負債純資産合計	101,966		100.0

3 平成 29 年度損益計算書

損 益 計 算 書

(協 会 全 体)

平成 29 年 4 月 1 日から
平成 30 年 3 月 31 日まで

科 目	金 額
経 常 事 業 収 入	千円 717,732,076
受 付 信 用 収 入	703,416,787
交 付 金 収 入	3,765,180
放送番組等有料配信業務収入	2,084,771
副 次 収 入	7,020,647
受 託 事 業 等 収 入	1,444,690
経 常 事 業 支 出	709,459,427
国 内 放 送 費	328,549,035
国 際 放 送 費	24,271,293
放送番組等有料配信業務費用	1,801,612
受 託 業 務 等 費	114,869
受 契 約 収 納 費	62,212,895
受 広 告 報 費	887,011
調 査 研 究 費	5,701,188
給 当 手 当 厚 生 費	9,425,641
退 職 手 当 費	110,428,125
共 通 管 理 費	65,370,230
減 価 償 却 費	14,353,319
未 収 受 信 料 欠 損 償 却 費	74,234,454
経 常 事 業 収 支 差 金	12,109,750
経 常 事 業 外 収 入	8,272,648
財 務 業 務 収 入	7,735,417
経 常 事 業 外 支 出	14,403,101
雑 業 務 外 支 出	6,667,683
経 常 事 業 外 収 支 差 金	750
経 常 収 支 差 金	14,402,351
	22,674,999

特 別 収 入	入 益 金
特 定 資 産 受 贈 益	2,331,838
特 定 資 産 の 特 別 収 入	2,206,295
特 定 資 産 の 特 別 収 入	512
特 定 資 産 の 特 別 収 入	125,030
特 定 資 産 の 特 別 収 入	14,268
特 定 資 産 の 特 別 収 入	1,935,732
特 定 資 産 の 特 別 収 入	100,626
当 期 事 業 収 支 差 金	22,956,209

当 期 事 業 収 支 差 金	金 額
当 期 事 業 収 支 差 金	22,956,209

(一 般 勘 定)

科 目	金 額
経 常 事 業 収 入	千円 715,653,896
受 付 信 用 収 入	703,416,787
交 付 金 収 入	3,765,180
放送番組等有料配信業務収入	8,471,929
副 次 収 入	707,344,221
受 託 事 業 等 収 入	328,549,035
国 内 放 送 費	24,271,293
国 際 放 送 費	62,212,895
受 契 約 収 納 費	887,011
受 広 告 報 費	5,679,606
調 査 研 究 費	9,425,641
給 当 手 当 費	110,342,022
退 職 手 当 費	65,323,268
共 通 管 理 費	14,325,942
減 価 償 却 費	74,217,754
未 収 受 信 料 欠 損 償 却 費	12,109,750
経 常 事 業 収 支 差 金	8,309,675

経常事業外収支	経常事業外収入	14,403,080	
経常事業外収入	7,735,417		
経常事業外支出	6,667,662		
経常事業外収支差金	750		
経常事業外収支差金	14,402,330		

経常事業外収支差金	22,712,005		
-----------	------------	--	--

特別収支	特別収入	2,206,295	
特別収入	512		
特別収入	125,030		
特別収入	14,268		
特別収入	1,935,732		
特別収入	100,626		
特別収入	22,993,215		

当期事業収支差金	22,993,215		
----------	------------	--	--

経常事業収支差金	2,084,771		
経常事業収支差金	1,921,069		
経常事業収支差金	21,581		
経常事業収支差金	86,102		
経常事業収支差金	46,962		
経常事業収支差金	29,380		
経常事業収支差金	16,700		
経常事業収支差金	37,026		

経常事業外収支差金	20		
経常事業外収支差金	20		
経常事業外収支差金	37,005		
経常事業外収支差金	37,005		

当期事業収支差金	37,005		
----------	--------	--	--

経常事業収支差金	1,444,690		
経常事業収支差金	1,217,589		
経常事業収支差金	227,100		

当期事業収支差金	227,100		
----------	---------	--	--

4 平成29年度資本等変動計算書 資本等変動計算書

科 目	資 本	純資産合計
承継資本	固定資産	剰余金
承継資本	建設積立金	繰越剰余金
承継資本	162,717,535	96,488,910
承継資本	716,195,450	

科 目	資 本	純資産合計
承継資本	固定資産	剰余金
承継資本	建設積立金	繰越剰余金
承継資本	162,717,535	96,488,910
承継資本	716,195,450	

当期変動額				
資本支出充当	—	12,899,733	—	△12,899,733
当期事業収支 差金	—	—	—	22,956,209
建設積立金繰 入れ	—	—	8,039,100	△8,039,100
当期変動額合計	—	12,899,733	8,039,100	2,017,376
当期末残高	163,375	469,725,362	170,756,635	98,506,287

(一般勘定)

(単位 千円)

科 目	資		本		純資産合計
	承継資本	固定資産 充当資本	剰余金	繰越剰余金	
前期末残高	163,375	456,825,629	162,717,535	103,819,113	723,525,653
当期変動額	—	12,899,733	—	△12,899,733	—
資本支出充当	—	—	—	22,993,215	22,993,215
当期事業収支 差金	—	—	—	22,993,215	22,993,215
建設積立金繰 入れ	—	—	8,039,100	△8,039,100	—
当期変動額合計	—	12,899,733	8,039,100	2,054,382	22,993,215
当期末残高	163,375	469,725,362	170,756,635	105,873,496	746,518,869

(放送番組等有料配信業務勘定)

(単位 千円)

科 目	純 資 産	剰 余 金	繰 越 欠 損 金
前 期 末 残 高	△	7,330,202	
当 期 事 業 収 支 差 金	△	37,005	

当期変動額合計	△ 37,005
当 期 末 残 高	△ 7,367,208

(受託業務等勘定)

(単位 千円)

科 目	純 資 産	
	資 本	剰 余 金
前 期 末 残 高	—	繰越剰余金
当期変動額	—	
当期事業収支差金	227,100	
一般勘定への繰入れ	△ 227,100	
当期変動額合計	—	
当 期 末 残 高	—	

5 平成29年度キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フロー計算書

平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで

(協 会 全 体)

(単位 千円)

区 分	金 額
I 事業活動によるキャッシュ・フロー	
当期事業収支差金	22,956,209
減価償却費	-74,268,819
退職給付引当金の増減額	11,998,002
前払年金費用の増減額	4,325,530
役員退任引当金の増減額	1,760
未収受信料欠損引当金の増減額	330,000
国際催事放送権利引当金の増減額	7,669,538
東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金の増減額	3,000,000
受取利息及び受取配当金	7,649,662

固定資産売却益	△	2,206,295	6 平成29年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書に関する説明書 1 決 算 概 説 日本放送協会(以下「協会」という。)は、平成29年度の事業運営にあたり、「NHK経営計画2015—2017年度」を踏まえ、経営目標の達成に向けて事業計画を着実に実施するとともに、業務全般にわたる適正かつ効率的な運営を図りました。視聴者の負担する受信料によって支えられる公共放送の使命と責任を深く認識し、視聴者の信頼と要望に応えるべく、放送サービスの充実、海外への情報発信の強化、放送・通信融合時代の新たなサービスの開発、受信料の公平負担の徹底、調査研究の推進等、各部門の事業活動を積極的に進めました。 協会の決算の状況について概説すれば、次のとおりであります。 協会全体の平成29年度末の資産、負債及び純資産の状況を財産目録と貸借対照表でみると、資産総額1兆1,370億3,008万1千円に対し、負債総額は3,978億7,842万1千円であり、純資産総額は7,391億5,166万円であります。 次に、平成29年度中の損益の状況を損益計算書でみると、経常事業収入7,177億3,207万6千円に対し、経常事業支出は7,094億5,942万7千円で、差し引き経常事業収支差金は82億7,264万8千円であり、これに経常事業外収支差金144億235万1千円を加えた経常収支差金は226億7,499万9千円であります。これに特別収入23億3,183万8千円を加え、特別支出20億5,062万8千円を差し引いた当期事業収支差金は229億5,620万9千円であります。 次に、平成29年度中のキャッシュ・フローの状況をキャッシュ・フロー計算書でみると、事業活動によるキャッシュ・フローは1,075億5,587万7千円であり、投資活動によるキャッシュ・フローは△894億5,237万円、財務活動によるキャッシュ・フローは△9億9,809万3千円であります。現金及び現金同等物の残高は、年度当初は428億7,790万5千円でありましたが、171億541万3千円増加し、年度末では599億8,331万8千円となっております。 「一般勘定」、「放送番組等有料配信業務勘定」及び「受託業務等勘定」の各勘定における平成29年度末の資産、負債及び純資産の状況並びに平成29年度中の損益の状況は次のとおりであります。 「一般勘定」の平成29年度末の資産、負債及び純資産の状況を貸借対照表でみると、資産総額1兆1,437億9,500万7千円に対し、負債総額は3,972億7,613万8千円であり、純資産総額は7,465億1,886万9千円であります。 次に、平成29年度中の損益の状況を損益計算書でみると、経常事業収入7,156億5,389万6千円に對
固定資産受贈益	△	512	
固定資産除却損		1,935,732	
固定資産売却損		14,268	
受信料未収金の増減額	△	11,287	
番組勘定の増減額	△	220,041	
前払費用の増減額	△	60,602	
未収金の増減額		437,668	
未払金の増減額		11,440,493	
未払消費税等の増減額	△	2,302,398	
受信料前受金の増減額		4,136,150	
その他の		1,482,640	
事業活動によるキャッシュ・フロー		107,555,877	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
定期預金の預入による支出	△	230,300,000	
定期預金の払戻による収入		226,800,000	
有価証券の取得による支出	△	499,500,000	
有価証券の売却・償還による収入		534,000,000	
固定資産の取得による支出	△	80,667,572	
固定資産の売却による収入		2,418,818	
長期保有有価証券の取得による支出	△	49,900,000	
差入保証金の増減額	△	7,392	
利息及び配当金の受取額		7,703,775	
投資活動によるキャッシュ・フロー	△	89,452,370	
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
リース債務返済による支出	△	998,093	
財務活動によるキャッシュ・フロー	△	998,093	
IV 現金及び現金同等物の増減額		17,105,413	
V 現金及び現金同等物の期首残高		42,877,905	
VI 現金及び現金同等物の期末残高		59,983,318	

し、経常事業支出は7,073億4,422万1千円で、差し引き経常事業収支差金は83億967万5千円であり、これに経常事業外収支差金144億233万円を加えた経常収支差金は227億1,200万5千円であります。これに特別収入23億3,183万8千円を加え、特別支出20億5,062万8千円を差し引いた当期事業収支差金は229億9,321万5千円であります。この当期事業収支差金は事業収支剰余金であり、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越します。

「放送番組等有料配信業務勘定」の平成29年度末の資産、負債及び純資産の状況を貸借対照表でみると、資産総額2億7,233万7千円に対し、負債総額は76億3,954万6千円であり、純資産総額は△73億6,720万8千円であります。

次に、平成29年度中の損益の状況を損益計算書でみると、経常事業収入20億8,477万1千円に対し、経常事業支出は21億2,179万7千円で、差し引き経常事業収支差金は△3,702万6千円であります。これに経常事業外収支差金2万円を加えた経常収支差金は△3,700万5千円であり、当期事業収支差金も同額の△3,700万5千円であります。この当期事業収支差金は、欠損金として繰り越します。

「受託業務等勘定」の平成29年度末の資産、負債の状況を貸借対照表でみると、資産総額1億196万6千円に対し、負債総額は1億196万6千円であります。

次に、平成29年度中の損益の状況を損益計算書でみると、経常事業収入14億4,469万円に対し、経常事業支出は12億1,758万9千円で、差し引き経常事業収支差金は2億2,710万円であります。経常事業収支差金と同額となる当期事業収支差金2億2,710万円については、「一般勘定」へ繰り入れております。

(外) 監 査

2 財務諸表の作成に関する重要な会計方針

協会の会計については、放送法及び放送法施行規則の定めるところにより、これに定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従っております。

また、財務諸表の様式は、放送法施行規則に定める書式に従っております。なお、放送法及び放送法施行規則の定めによるものについては、財務諸表にその旨を明示しております。

2.1 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券……………償却原価法(定額法)によっております。
- (2) 子会社及び関連会社株式……………移動平均法に基づく原価法によっております。
- (3) その他有価証券(時価のないもの)……………移動平均法に基づく原価法によっております。

2.2 番組勘定

個別法に基づく原価法によっております。なお、放送を実施する可能性が低下したもののについては、帳簿価額を切り下げております。

2.3 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

「建物」「構築物」……………定額法によっております。
「機械及び装置」「車両及び運搬具」「器具」……………定率法によっております。
なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建 物	5～50年
構 築 物	10～60年
機械及び装置	5～15年
車両及び運搬具	4～7年
器 具	3～41年

- (2) 無形固定資産(リース資産を除く)……………定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

施設利用権	15～20年
自社利用のソフトウェア	見込利用可能期間(5年)

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2.4 引当金の計上基準

- (1) 未収受信料欠損引当金……………当年度末の受信料未収額のうち、翌年度における収納不能見込額を実額率により計上しております。

- (2) 退職給付引当金……………職員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当年度末において必要と認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異・過去勤務費用及び会計基準変更時差異の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌年度から費用処理しております。

会計基準変更時差異は、一定の年数(15年)による定額法により費用処理しております。

(3) 役員退任引当金…………… 役員退任手当の支出に備えるため、内規に基づく年度末要支給額を計上しております。

(4) 国際催事放送権料引当金…… スポーツ大会等国際的な催事に関する放送権料の支払いに備えるため、開催地決定時より放送実施までの期間に放送権料の合理的見積額を計上しております。なお、当該科目は、「企業会計原則注解 注18」における引当金とは異なり、放送法施行規則の規定により特別に認められた引当金であります。

(5) 東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金 …… 平成32年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に関する放送に要する費用(放送権料を除く。)の支払いに備えるため、平成27年度より放送実施までの期間に放送に要する費用の合理的見積額を計上しております。なお、当該科目は、「企業会計原則注解 注18」における引当金とは異なり、放送法施行規則の規定により特別に認められた引当金であります。

2.5 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2.6 固定資産の減損会計
固定資産の減損会計については、放送法施行規則の規定により、「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準」によっております。

2.7 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

3 資産、負債、純資産、損益及びキャッシュ・フローの状況
3.1 貸借対照表
(協会全体)
(比較貸借対照表)

(単位 千円)

区 分	平成28年度末	平成29年度末	増 減
現金及び預金	68,277,905	79,383,318	11,105,413
受債料未収金	18,404,527	18,415,815	11,287
未収受債料欠損引当金	△ 12,349,000	△ 12,679,000	△ 330,000
有価証券	242,491,322	269,199,091	26,707,768
番組制作費用	9,217,598	9,437,640	220,041
前払費用	1,556,277	1,616,880	60,602
未収金	8,505,830	7,996,600	△ 509,229
その他の流動資産	2,477,952	2,637,647	159,694
流動資産合計	338,582,414 (31.2)	376,007,992 (33.1)	37,425,578
有形固定資産	431,279,477	444,056,565	12,777,088
建物	148,705,755	160,067,893	11,362,138
構築物	64,514,844	63,743,945	△ 770,898
機械及び装置	135,478,716	150,178,316	14,699,599
車両及び運搬具	1,655,859	1,676,620	20,760
器具	3,275,855	2,999,948	△ 275,907
土地	48,357,679	48,203,146	△ 154,533
建設仮勘定	29,290,766	17,186,695	△ 12,104,071
無形固定資産	17,199,348	16,764,944	△ 434,403
出資その他の資産	126,917,359	129,443,943	2,526,583
長期保有有価証券	98,518,452	96,728,131	△ 1,790,320
長期前払費用	10,775,932	10,775,932	—
前払年金費用	14,150,070	18,475,601	△ 4,325,530
その他の出資その他の資産	3,367,436	3,372,066	△ 4,629
固定資産合計	575,396,185 (53.1)	590,265,453 (51.9)	14,869,268
建設積立資産	170,756,635	170,756,635	—

特 定 資 産 合 計					(15, 7)				
資 産 合 計					(100, 0)				
未 払 金					1, 084, 735, 234				
未 払 費 用					56, 788, 489				
未 払 消 費 税 等					24, 385, 898				
受 信 料 前 受 金					4, 927, 562				
短 期 リ ー ス 債 務					136, 968, 531				
そ の 他 の 流 動 負 債					931, 373				
流 動 負 債 合 計					1, 506, 013				
退 職 給 付 引 当 金					(20, 8)				
役 員 退 任 引 当 金					225, 507, 868				
国 際 催 事 放 送 権 料 引 当 金					(21, 7)				
東 京 オ リ ン ピ ッ ク ・ パ ラ リ ン ピ ッ ク 関 連 費 用 引 当 金					247, 073, 176				
長 期 リ ー ス 債 務					105, 339, 309				
そ の 他 の 固 定 負 債					117, 337, 312				
固 定 負 債 合 計					124, 380				
資 産 合 計					126, 140				
資 産 合 計					21, 108, 059				
資 産 合 計					△				
資 産 合 計					3, 000, 000				
資 産 合 計					9, 000, 000				
資 産 合 計					1, 189, 919				
資 産 合 計					1, 696, 052				
資 産 合 計					1, 094, 575				
資 産 合 計					△				
資 産 合 計					506, 133				
資 産 合 計					949, 238				
資 産 合 計					7, 773, 330				
資 産 合 計					143, 031, 915				
資 産 合 計					(13, 2)				
資 産 合 計					150, 805, 245				
資 産 合 計					(35, 0)				
資 産 合 計					397, 878, 421				
資 産 合 計					29, 338, 637				
資 産 合 計					368, 539, 784				
資 産 合 計					(34, 0)				
資 産 合 計					716, 195, 450				
資 産 合 計					163, 375				
資 産 合 計					456, 825, 629				
資 産 合 計					259, 206, 445				
資 産 合 計					162, 717, 535				
資 産 合 計					96, 488, 910				
資 産 合 計					(66, 0)				
資 産 合 計					716, 195, 450				
資 産 合 計					(65, 0)				
資 産 合 計					739, 151, 660				
資 産 合 計					22, 956, 209				
資 産 合 計					(100, 0)				
資 産 合 計					1, 084, 735, 234				
資 産 合 計					1, 137, 030, 081				
資 産 合 計					52, 294, 847				
資 産 合 計					—				
資 産 合 計					(15, 0)				
資 産 合 計					170, 756, 635				
資 産 合 計					(15, 7)				
資 産 合 計					170, 756, 635				

注 () 内は、資産合計及び負債純資産合計を100とした構成比率(%)であります。

(一) 般 勘 定
(比較貸借対照表)

(単位 千円)

区 分		平成28年度末	平成29年度末	増 減
資 産	現金及び預金	68, 277, 845	79, 383, 318	11, 105, 472
	受 信 料 未 収 金	18, 404, 527	18, 415, 815	11, 287
	未 収 受 信 料 欠 損 引 当 金	△ 12, 349, 000	△ 12, 679, 000	330, 000
	有 価 証 券	242, 491, 322	269, 199, 091	26, 707, 768
	前 払 勘 定 費 用	9, 217, 598	9, 437, 640	220, 041
	放 送 番 組 等 有 料 配 信 業 務 勘 定 短 期 貸 付 金	1, 539, 469	1, 599, 881	60, 411
	受 託 業 務 等 勘 定 短 期 貸 付 金	7, 105, 077	7, 059, 695	45, 382
	未 収 金	—	79, 534	79, 534
	そ の 他 の 流 動 資 産	8, 225, 584	7, 639, 294	586, 289
	流 動 資 産 合 計	2, 477, 952	2, 637, 647	159, 694
資 産	有 形 固 定 資 産	345, 390, 378	382, 772, 918	37, 382, 539
	建 物	431, 262, 777	444, 056, 565	12, 793, 788
	構 築 物	148, 705, 755	160, 067, 893	11, 362, 138
	機 械 及 び 装 置	64, 514, 844	63, 743, 945	770, 898
	車 両 及 び 運 搬 具	135, 478, 716	150, 178, 316	14, 699, 599
	器 具	1, 655, 859	1, 676, 620	20, 760
	土 地	3, 259, 155	2, 999, 948	259, 206
	建 設 仮 勘 定 地	48, 357, 679	48, 203, 146	154, 533
	無 形 固 定 資 産	29, 290, 766	17, 186, 695	12, 104, 071
	出 資 そ の 他 の 資 産	17, 199, 348	16, 764, 944	434, 403
資 産	長期保有有価証券	126, 917, 359	129, 443, 943	2, 526, 583
	長期前払費用	98, 518, 452	96, 728, 131	1, 790, 320
	出 資	10, 775, 932	10, 775, 932	—
	長期前払費用	105, 466	92, 211	13, 255
	前 払 年 金 費 用	14, 150, 070	18, 475, 601	4, 325, 530
	そ の 他 の 出 資 そ の 他 の 資 産	3, 367, 436	3, 372, 066	4, 629

純 資 産 合 計		(66.3)	(65.3)	
723,525,653				22,993,215
負 債 純 資 産 合 計		(100.0)	(100.0)	
1,091,526,499				52,268,508

注 () 内は、資産合計及び負債純資産合計を100とした構成比率(%)であります。

資 産 の 部

平成29年度末の資産総額は、平成28年度末の1兆915億2,649万9千円に比べ522億6,850万8千円増加し、1兆1,437億9,500万7千円となり、その内容は次表のとおりであります。

区 分	平成28年度末		平成29年度末		増 減
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	
流 動 資 産	345,390,378	31.6	382,772,918	33.5	37,382,539
固 定 資 産	575,379,485	52.7	590,265,453	51.6	14,885,968
特 定 資 産	170,756,635	15.7	170,756,635	14.9	—
合 計	1,091,526,499	100.0	1,143,795,007	100.0	52,268,508

流 動 資 産

平成29年度末の流動資産は、平成28年度末の3,453億9,037万8千円に比べ373億8,253万9千円増加し、3,827億7,291万8千円となり、その内容は次表のとおりであります。

区 分	平成28年度末	平成29年度末	増 減
現 金 及 び 預 金	68,277,845	79,383,318	11,105,472
受 信 料 未 収 金	18,404,527	18,415,815	11,287
未 収 受 信 料 欠 損 引 当 金	△ 12,349,000	△ 12,679,000	330,000
有 価 証 券	242,491,322	269,199,091	26,707,768
番 組 勘 定	9,217,598	9,437,640	220,041
前 払 費 用	1,539,469	1,599,881	60,411
放送番組等有料配信業務勘定短期貸付金	7,105,077	7,059,695	△ 45,382
受託業務等勘定短期貸付金	—	79,534	79,534
未 収 金	8,225,584	7,639,294	△ 586,289
そ の 他 の 流 動 資 産	2,477,952	2,637,647	159,694
合 計	345,390,378	382,772,918	37,382,539

固 定 資 産 合 計	(52.7)	575,379,485	(51.6)	590,265,453	14,885,968
建 設 積 立 資 産	170,756,635	170,756,635	(14.9)	170,756,635	—
特 定 資 産 合 計	(15.7)	170,756,635			—
資 産 合 計	(100.0)	1,091,526,499	(100.0)	1,143,795,007	52,268,508
未 払 金	56,322,484	72,008,099		15,685,615	
未 払 費 用	24,385,898	27,795,243		3,409,345	
未 払 消 費 税 等	4,889,784	2,621,260	△	2,268,524	
受 信 料 前 受 金	136,968,531	141,104,682		4,136,150	
短 期 リ ー ス 債 務	913,837	877,327	△	36,509	
そ の 他 の 流 動 負 債	1,488,393	2,064,279		575,886	
流 動 負 債 合 計	(20.6)	224,968,930	(21.5)	246,470,893	21,501,962
退 職 給 付 引 当 金	105,339,309	117,337,312		11,998,002	
役 員 退 任 引 当 金	124,380	126,140		1,760	
国 際 催 事 放 送 権 料 引 当 金	28,777,597	21,108,059	△	7,669,538	
東京オリエンティック・パブリック関連費用引当金	6,000,000	9,000,000		3,000,000	
長 期 リ ー ス 債 務	1,696,052	1,189,919	△	506,133	
そ の 他 の 固 定 負 債	1,094,575	2,043,814		949,238	
固 定 負 債 合 計	(13.1)	143,031,915	(13.2)	150,805,245	7,773,330
負 債 合 計	(33.7)	368,000,845	(34.7)	397,276,138	29,275,292
資 産 合 計		723,525,653		746,518,869	22,993,215
資 本	163,375	163,375		—	
固 定 資 産 充 当 資 本	456,825,629	469,725,362		12,899,733	
剰 余 金	266,536,648	276,630,131		10,093,482	
建 設 積 立 金	162,717,535	170,756,635		8,039,100	
繰 越 剰 余 金	103,819,113	105,873,496		2,054,382	

(1) 現金及び預金

区 分	金 額	平成28年度末		平成29年度末		増 減
		金 額	千 円	金 額	千 円	
現 金	329,565			325,514		△ 4,050
預 金	8,048,279			11,157,803		3,109,523
普 通 預 金	59,900,000			67,900,000		8,000,000
合 計	68,277,845			79,383,318		11,105,472

(2) 受信料未収金及び未受信料欠損引当金

区 分	金 額	平成28年度末		平成29年度末		増 減
		金 額	千 円	金 額	千 円	
受 信 料 未 収 金	18,404,527			18,415,815		11,287
未 収 受 信 料 欠 損 引 当 金	△ 12,349,000			△ 12,679,000		△ 330,000
合 計	6,055,527			5,736,815		△ 318,712

<未受信料欠損引当金の増減内訳>

区 分	平成28年度末	平成29年度末		増 減
		金 額	千 円	
未 収 受 信 料 欠 損 引 当 金	12,349,000	12,679,000		12,679,000

(3) 有 価 証 券

区 分	金 額	平成28年度末		平成29年度末		増 減
		金 額	千 円	金 額	千 円	
有 価 証 券	242,491,322			269,199,091		26,707,768

<有価証券の内訳>

区 分	券 面 総 額	取 得 価 額	貸 借 対 照 表 計 上 額	摘 要
国 債	1,000,000	1,000,000	1,000,000	預金保険機構債ほか
政 府 保 証 債	6,900,000	6,884,865	6,899,504	都市再生債ほか
非 政 府 保 証 債	12,500,000	12,498,250	12,499,916	神戸市公募債ほか
地 方 債	10,000,000	9,996,638	9,999,797	中日本高速道路㈱社債ほか
事 業 債	21,300,000	21,292,525	21,299,872	

議 決 性 預 金		217,500,000	217,500,000	217,500,000
合 計	269,200,000	269,172,278	269,199,091	

(4) 番組 勘 定

区 分	金 額	平成28年度末		平成29年度末		増 減
		金 額	千 円	金 額	千 円	
番 組 勘 定	9,217,598			9,437,640		220,041

注 番組勘定の内容は、未放送の番組に係る経費、スポンジ放送権料及び映画放送権料であります。

(5) 前 払 費 用

区 分	金 額	平成28年度末		平成29年度末		増 減
		金 額	千 円	金 額	千 円	
前 払 費 用	1,539,469			1,599,881		60,411

注 前払費用の内容は、事務室翌年度分賃借料等であります。

(6) 放送番組等有料配信業務勘定短期貸付金

区 分	金 額	平成28年度末		平成29年度末		増 減
		金 額	千 円	金 額	千 円	
放 送 番 組 等 有 料 配 信 業 務 勘 定 短 期 貸 付 金	7,105,077			7,059,695		△ 45,382

注 放送番組等有料配信業務勘定短期貸付金は、放送番組等有料配信業務勘定における貸借差額を調整するものであります。

(7) 受託業務等勘定短期貸付金

区 分	金 額	平成28年度末		平成29年度末		増 減
		金 額	千 円	金 額	千 円	
受 託 業 務 等 勘 定 短 期 貸 付 金	—			79,534		79,534

注 受託業務等勘定短期貸付金は、受託業務等勘定における貸借差額を調整するものであります。

(8) 未 収 金

区 分	金 額	平成28年度末		平成29年度末		増 減
		金 額	千 円	金 額	千 円	
有 価 証 券 等 利 息	364,276			292,715		△ 71,560
そ の 他 の 未 収 金	7,861,308			7,346,579		△ 514,728
合 計	8,225,584			7,639,294		△ 586,289

注 その他の未収金の内容は、国際放送関係交付金等であります。

(9) その他の流動資産

(単位 千円)				
区 分	平成28年度末	平成29年度末	増	減
仮 払 金	2,400,202	2,617,204	217,001	
そ の 他 の 流 動 資 産	77,749	20,442	△	57,306
合 計	2,477,952	2,637,647	159,694	

注 1 仮払金の内容は、翌年度に仕入控除する仮払消費税等であります。

2 その他の流動資産の内容は、立替金等であります。

固 定 資 産

平成29年度末の固定資産は、平成28年度末の5,753億7,948万5千円に比べ148億8,596万8千円増加し、5,902億6,545万3千円となり、その内容は次表のとおりであります。

(単位 千円)				
区 分	平成28年度末	平成29年度末	増	減
有 形 固 定 資 産	431,262,777	444,056,565	12,793,788	
無 形 固 定 資 産	17,199,348	16,764,944	△	434,403
出 資 所 持 の 資 産	126,917,359	129,443,943	2,526,583	
長 期 保 有 価 証	98,518,452	96,728,131	△	1,790,320
出 期 前 払 費 用	10,775,932	10,775,932	—	
長 期 前 払 費 用	105,466	92,211	△	13,255
前 払 金	14,150,070	18,475,601	4,325,530	
そ の 他 の 出 資 そ の 他 の 資 産	3,367,436	3,372,066	4,629	
合 計	575,379,485	590,265,453	14,885,968	

(1) 有形・無形固定資産の取得及び処分

(単位 千円)				
区 分	平成28年度末取得価額 (1)	平成29年度		平成29年度末取得価額 (1)+(2)-(3) (4)
		増 加 額 (2)	減 少 額 (3)	
有 形 固 定 資 産	1,329,208,601	111,058,355	77,042,650	1,363,224,306
建 物	337,811,456	22,285,620	2,179,098	357,917,978
構 築 物	163,021,299	8,431,890	3,577,061	167,876,128
機 械 及 び 装 置	732,096,546	64,050,966	43,074,799	753,072,712
車 両 及 び 運 搬 具	9,642,551	746,962	562,984	9,826,529
器 ・	8,988,302	889,966	737,153	9,141,115

土 地	48,357,679	6,421	160,955	48,203,146
建 設 仮 勘 定	29,290,766	14,646,527	26,750,598	17,186,695
無 形 固 定 資 産	44,867,619	5,352,673	797,425	49,422,867
施 設 利 用 権	2,642,679	3,018	28,557	2,617,140
ソ フ ト ウ ェ ア	41,331,182	4,562,421	—	45,893,603
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	852,981	787,233	768,867	871,346
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	40,777	—	—	40,777
合 計	1,374,076,220	116,411,029	77,840,076	1,412,647,173

区 分	平成29年度末減価償却累計額 (5)	減 価 償 却 累 計 損 失 額		平成29年度末帳簿価額 (4)-(5)
		累 計	累計	
有 形 固 定 資 産	919,167,740	918,971,681	196,059	444,056,565
建 物	197,850,084	197,657,620	192,463	160,067,893
構 築 物	104,132,182	104,128,586	3,595	63,743,945
機 械 及 び 装 置	602,894,396	602,894,396	—	150,178,316
車 両 及 び 運 搬 具	8,149,909	8,149,909	—	1,676,620
器 具	6,141,166	6,141,166	—	2,999,948
土 地	—	—	—	48,203,146
建 設 仮 勘 定	—	—	—	17,186,695
無 形 固 定 資 産	32,657,922	32,657,922	—	16,764,944
施 設 利 用 権	603,048	603,048	—	2,014,091
ソ フ ト ウ ェ ア	32,054,874	32,054,874	—	13,838,729
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	—	—	—	871,346
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	—	—	—	40,777
合 計	951,825,663	951,629,603	196,059	460,821,510

注 1 有形固定資産及び無形固定資産の増減額のうち、主なものは次のとおりであります。

<増加額>	
建物	放送会館(仙台・熊本・静岡)(18,788,576千円)等
機械及び装置	放送運行装置(15,615,201千円)
	映像・音声機器(13,525,995千円)
	ニュースセンター設備(11,327,385千円)等
<減少額>	
機械及び装置	映像・音声機器(11,915,896千円)
	放送運行装置(9,627,571千円)
	送信・伝送設備(7,587,590千円)等

注 2 減損損失の内訳は次表のとおりであります。

種 類	用 途	資 産 名 称	平成 29 年 度	減 損 損 失 額
			期首帳簿価額	
建 物	非 現 用 資 産	本郷寮(長野県)等 5 件	100, 626	100, 626

* 1 老朽化によって使用しなくなった非現用資産について、減損損失を計上しております。

* 2 当該資産の回収可能サービス価額は、正味売却価額により測定しております。

3 賃貸等不動産の時価
協会は、投資を目的とした投資不動産を所有しております。また、賃貸収益を得ることを主目的とした賃貸不動産についても所有しております。なお、非現用不動産についての貸借対照表計上額、平成29年度増減額及び時価は、次表のとおりであります。

区 分	貸 借 対 照 表 計 上 額			平成29年度 末の時価
	平成28年度 末	平成29年度 増 減 額	平成29年度 末 残 高	
非 現 用 不 動 産	496, 065	△ 100, 159	395, 905	6, 599, 123

* 1 貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

* 2 非現用不動産の平成29年度増減額のうち、主な増加は熊本放送会館(熊本県)の移転に伴う非現用不動産への区分変更(50, 097千円)、主な減少は旧福山支局(広島県)の売却(100, 182千円)によるものであります。

* 3 平成29年度末の時価は、主に「不動産鑑定評価基準」に基づき算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

(2) 長期保有有価証券

区 分	平 成 28 年 度 末	平 成 29 年 度 末	増 減	(単位 千円)
長 期 保 有 有 価 証 券	98, 518, 452	96, 728, 131	△ 1, 790, 320	

<長期保有有価証券の内訳>

区 分	券 面 総 額	取 得 価 額	貸借対照表 計上 額	摘 要
国 債	6, 000, 000	5, 984, 005	5, 994, 747	

政 府 保 証 債	7, 600, 000	7, 571, 270	7, 592, 180	日本高速道路保有・ 債務返済機構債券ほか
非 政 府 保 証 債	11, 643, 365	10, 738, 503	11, 642, 134	住宅金融支援機構債 券ほか
地 方 債	8, 000, 000	7, 995, 340	7, 999, 099	東京都公募公債ほか
事 業 債	63, 500, 000	63, 499, 800	63, 499, 970	東日本高速道路株式会社 債ほか
合 計	96, 743, 365	95, 788, 918	96, 728, 131	

(3) 出 資

区 分	平 成 28 年 度 末	平 成 29 年 度 末	増 減
関 係 会 社 出 資	10, 322, 032	10, 322, 032	—
そ の 他 の 出 資	453, 900	453, 900	—
合 計	10, 775, 932	10, 775, 932	—

<出 資 の 明 細>

(単位 千円)

出 資 先	平成28年度 末貸借対照 表計上額	平成29年度		平成29年度末		
		増加額	減少額	出資株式数	取得価額	貸借対照表 計上額
関係会社出資 (15社)	10,322,032	—	—	—	10,322,032	10,322,032
㈱NHKエン タープライズ	1,018,902	—	—	4,843株	1,018,902	1,018,902
㈱NHKエディ ショナル	67,000	—	—	1,340株	67,000	67,000
㈱NHKグロ ーバルメディア サービス	249,500	—	—	4,350株	249,500	249,500
㈱日本国際放送	200,000	—	—	4,000株	200,000	200,000
㈱NHKブ ラネット	185,943	—	—	2,462株	185,943	185,943
㈱NHKブ ロモーション	57,000	—	—	114,000株	57,000	57,000

㈱NHKアート	126,700	—	—	253,400株	126,700	126,700
㈱NHKメディア アデクノロ ジュー	266,987	—	—	5,089株	266,987	266,987
㈱NHK出版	33,000	—	—	660,000株	33,000	33,000
㈱NHKビジネ スクリエイト	50,000	—	—	100,000株	50,000	50,000
㈱NHKアイ テック	151,000	—	—	302,000株	151,000	151,000
㈱NHK文化セ ンター	20,000	—	—	40,000株	20,000	20,000
NHK営業サー ビス㈱	120,000	—	—	2,400株	120,000	120,000
㈱放送衛星シ ステム	7,499,700	—	—	149,994株	7,499,700	7,499,700
㈱ビエス・コ ンデクセスシ ステムス	276,300	—	—	5,526株	276,300	276,300
その他の出資 (3社)	453,900	—	—	—	453,900	453,900
福岡タワー㈱	160,000	—	—	3,200株	160,000	160,000
㈱国際電気通信 基礎技術研究 所	93,900	—	—	1,878株	93,900	93,900
㈱海外通信・放 送・郵便事業 支援機構	200,000	—	—	4,000株	200,000	200,000
合 計 (18社)	10,775,932	—	—	—	10,775,932	10,775,932

注 1 放送法第22条に基づき総務大臣の認可を受けて出資しております。

2 社数は、平成29年度末時点のものであります。

(4) 長期前払費用

(単位 千円)				
区 分	平成28年度末	平成29年度末	増	減
長期前払費用	105,466	92,211	△	13,255

注 長期前払費用の内容は、放送所敷地賃借料等であります。

(5) 前払年金費用 (単位 千円)				
区 分	平成28年度末	平成29年度末	増	減
前 払 年 金 費 用	14,150,070	18,475,601		4,325,530

(6) その他の出資その他の資産

(単位 千円)				
区 分	平成28年度末	平成29年度末	増	減
差 入 保 証 金	3,024,049	3,078,486		54,436
そ の 他 の 資 産	343,387	293,580	△	49,806
合 計	3,367,436	3,372,066		4,629

注 1 差入保証金の内容は、東京スカイツリーの賃借保証金等であります。

2 その他の資産の内容は、東京タワーの建設協力金等であります。

特 定 資 産

平成29年度末の特定資産は、平成28年度末の1,707億5,663万5千円と同額の1,707億5,663万5千円となり、その内容は次表のとおりであります。

(単位 千円)				
区 分	平成28年度末	平成29年度末	増	減
建 設 積 立 資 産	170,756,635	170,756,635		—

建設積立資産

(単位 千円)				
区 分	平成28年度末	平成29年度		
		増 加 額	減 少 額	年 度 末
建 設 積 立 資 産	170,756,635	—	—	170,756,635

注 建設積立資産は、将来の建設投資のために積み立てたものであります。

<建設積立資産の内訳>

(単位 千円)				
区 分	券面総額	取得価額	貸借対照表 計上額	摘 要
国 債	200,000	200,000	200,000	日本高速道路保有・ 債務返済機構債券ほか 地方公共団体金融機 構債券ほか
政 府 保 証 債	11,900,000	11,900,000	11,900,000	
非 政 府 保 証 債	79,056,635	79,056,635	79,056,635	

地方債	14,300,000	14,300,000	14,300,000	愛知県公募債ほか
事業債	65,300,000	65,300,000	65,300,000	東日本高速道路株式会社ほか
合 計	170,756,635	170,756,635	170,756,635	

負債の部

平成29年度末の負債総額は、平成28年度末の3,680億84万5千円に比べ292億7,529万2千円増加し、3,972億7,613万8千円となり、その内容は次表のとおりであります。

(単位 千円)

区分	平成28年度末		平成29年度末		増減
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	
流動負債	224,968,930	61.1	246,470,893	62.0	21,501,962
固定負債	143,031,915	38.9	150,805,245	38.0	7,773,330
合 計	368,000,845	100.0	397,276,138	100.0	29,275,292

流動負債

平成29年度末の流動負債は、平成28年度末の2,249億6,893万円に比べ215億196万2千円増加し、2,464億7,089万3千円となり、その内容は次表のとおりであります。

(単位 千円)

区分	分	平成28年度末	平成29年度末	増減
未払金	払費用	56,322,484	72,008,099	15,685,615
	未払消費税等	24,385,898	27,795,243	3,409,345
	未払消費税受金	4,889,784	2,621,260	2,268,524
	受信料前受金	136,968,531	141,104,682	4,136,150
	短期リース債務	913,837	877,327	36,509
その他の流動負債		1,488,393	2,064,279	575,886
合 計		224,968,930	246,470,893	21,501,962

(1) 未払金

(単位 千円)

区分	分	平成28年度末	平成29年度末	増減
未払金	払金	56,322,484	72,008,099	15,685,615

注 未払金の内容は、番組制作及び設備整備に要する経費等の未払分であります。

(2) 未払費用

(単位 千円)

区分	平成28年度末	平成29年度末	増減
契約収納事務費	4,836,111	5,800,949	964,838
その他の未払費用	19,549,786	21,994,293	2,444,506
合 計	24,385,898	27,795,243	3,409,345

注 その他の未払費用の内容は、電力料、回線料及び賞与等の未払分であります。

(3) 未払消費税等

(単位 千円)

区分	平成28年度末	平成29年度末	増減
未払消費税等	4,889,784	2,621,260	2,268,524

(4) 受信料前受金

(単位 千円)

区分	平成28年度末	平成29年度末	増減
受信料前受金	136,968,531	141,104,682	4,136,150

注 受信料前受金は、翌年度分受信料の収納額であります。

(5) 短期リース債務

(単位 千円)

区分	平成28年度末	平成29年度末	増減
短期リース債務	913,837	877,327	36,509

(6) その他の流動負債

(単位 千円)

区分	分	平成28年度末	平成29年度末	増減
前受り	収益金	136,680	145,192	8,512
	預り金	1,345,868	1,919,086	573,217
その他の流動負債		5,844	—	5,844
合 計		1,488,393	2,064,279	575,886

注 1 前受収益の内容は、素材活用提供料等であります。

2 預り金の内容は、社会保険料等であります。

固定負債
平成29年度末の固定負債は、平成28年度末の1,430億3,191万5千円に比べ77億7,333万円増加し、1,508億524万5千円となり、その内容は次表のとおりであります。

区分	平成28年度末	平成29年度末	(単位 千円)	
			増	減
退職給付引当金	105,339,309	117,337,312	11,998,002	
役員退引当金	124,380	126,140	1,760	
国際催事放送権料引当金	28,777,597	21,108,059	△ 7,669,538	
東京オリエンティック・パビリオン ビッグ関連費用引当金	6,000,000	9,000,000	3,000,000	
長期リース債務	1,696,052	1,189,919	△ 506,133	
その他の固定負債	1,094,575	2,043,814	949,238	
合計	143,031,915	150,805,245	7,773,330	

(1) 退職給付引当金

区分	平成28年度末	平成29年度		
		増加額	減少額	年度末
退職給付引当金	105,339,309	19,871,389	7,873,387	117,337,312

注1 採用している退職給付制度の概要

協会は、退職給付制度として、職員を対象とした退職一時金制度及び労使で拠出する確定給付型の退職年金制度を設けております。

なお、平成22年4月以降は、退職年金制度の一部を確定拠出年金制度に移行しております。

2 確定給付制度
ア 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(28年度)	(29年度)	(単位 千円)
期首における退職給付債務	685,913,710	675,927,437	
勤務費用	16,611,325	16,960,118	
利息費用	2,743,654	2,703,709	
数理計算上の差異の当期発生額	2,158,324	1,935,661	
退職給付の支払額	△ 31,499,577	△ 31,345,190	
期末における退職給付債務	675,927,437	666,181,736	

イ 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	(28年度)	(29年度)	(単位 千円)
期首における年金資産	351,226,036	368,626,483	
期待運用収益	10,536,781	11,058,794	
数理計算上の差異の当期発生額	835,894	7,439,266	
事業主からの拠出額	27,589,031	27,526,619	
退職給付の支払額	△ 23,450,291	△ 23,471,803	
その他	1,889,031	1,926,619	

期末における年金資産

368,626,483 393,105,981

ウ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	(28年度)	(29年度)	(単位 千円)
積立型制度の退職給付債務	528,476,203	517,858,289	
年金資産	△ 368,626,483	△ 393,105,981	
非積立型制度の退職給付債務	159,849,719	124,752,307	
未認識数理計算上の差異	147,451,234	148,323,447	
会計基準変更時差異の未処理額	△ 199,852,499	△ 174,214,043	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	91,189,238	98,861,711	
前払年金費用	14,150,070	18,475,601	
退職給付引当金	105,339,309	117,337,312	

エ 退職給付に関連する損益

	(28年度)	(29年度)	(単位 千円)
勤務費用	16,611,325	16,960,118	
利息費用	2,743,654	2,703,709	
期待運用収益	△ 10,536,781	△ 11,058,794	
数理計算上の差異の当期の費用処理額	19,075,430	20,134,850	
会計基準変更時差異の当期の費用処理額	16,259,214	16,259,214	
その他	△ 1,889,031	△ 1,926,619	

確定給付制度に係る退職給付費用 42,263,811 43,072,479

積立制度に係る退職給付費用 22,112,895 23,201,089

非積立制度に係る退職給付費用 20,150,916 19,871,389

確定給付制度に係る退職給付費用 42,263,811 43,072,479

オ 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	(28年度)		(29年度)	
債券	60.4%		46.9%	
株式	29.9%		43.8%	
その他	9.7%		9.3%	
合 計	100.0%		100.0%	

カ 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産から現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

キ 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における数理計算上の計算基礎

	(28年度)		(29年度)	
割引率	0.4%		0.4%	
長期期待運用収益率	3.0%		3.0%	
予想昇給率	3.8%		3.8%	

注 3 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額 2,321,040千円 2,448,616千円

(2) 役員退任引当金

区 分	平成28年度末	平成29年度		
		増加額	減少額	年度末
役員退任引当金	124,380	65,740	63,980	126,140

(3) 国際催事放送権料引当金

区 分	平成28年度末	平成29年度		
		増加額	減少額	年度末
国際催事放送権料引当金	28,777,597	14,913,362	22,582,900	21,108,059

(4) 東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金

区 分	平成28年度末	平成29年度		
		増加額	減少額	年度末
東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金	6,000,000	3,000,000	—	9,000,000

(5) 長期リース債務

区 分	平成28年度末	平成29年度末	増 減
長期リース債務	1,696,052	1,189,919	△ 506,133

(6) その他の固定負債

区 分	平成28年度末	平成29年度末	増 減
その他の固定負債	1,094,575	2,043,814	949,238

注 その他の固定負債の内容は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」(平成13年6月22日法律第65号)によって処理することが義務付けられているPCB廃棄物の処理経費の未払分等であります。

純資産の部

平成29年度末の純資産総額は、平成28年度末の7,235億2,565万3千円に比べ229億9,321万5千円増加し、7,465億1,886万9千円となり、その内容は次表のとおりであります。

区 分	平成28年度末	平成29年度末	増 減
資 本	723,525,653	746,518,869	22,993,215
承 継 資 本	163,375	163,375	—
固定資産充当資本	456,825,629	469,725,362	12,899,733

剰余金	266,536,648	276,630,131	10,093,482
建設積立金	162,717,535	170,756,635	8,039,100
繰越剰余金	103,819,113	105,873,496	2,054,382
合 計	723,525,653	746,518,869	22,993,215

純資産の変動状況

(単位 千円)

科 目	資 産		本 金		純 資 産 合 計
	承 継 資 本	固 定 資 産 充 当 資 本	剰 余 金	繰 越 剰 余 金	
前期末残高	163,375	456,825,629	162,717,535	103,819,113	723,525,653
当期変動額	—	—	—	—	—
資本支出充当	—	12,899,733	—	△12,899,733	—
当期事業収支差金	—	—	—	22,993,215	22,993,215
建設積立金繰入れ	—	—	8,039,100	△8,039,100	—
当期変動額合計	—	12,899,733	8,039,100	2,054,382	22,993,215
当期末残高	163,375	469,725,362	170,756,635	105,873,496	746,518,869

注 1 承継資本は、旧社団法人日本放送協会から承継した純資産であります。

2 固定資産充当資本は、資本支出充当として剰余金から組み入れた累計額466,636,785千円並びに昭和25年度及び昭和29年度に実施した固定資産の再評価による評価益3,088,577千円であります。

3 建設積立金は、将来の建設投資のための積立金であります。

4 繰越剰余金105,873,496千円は、全額、翌年度以降の財政安定のための繰越金であります。

(放送番組等有料配信業務勘定)

放送番組等有料配信業務勘定は、放送法第20条第2項第2号及び第3号のうち、専ら受信料を財源として行うものの以外の実施した業務に係る勘定であり、その資産、負債及び純資産の内容は次表のとおりであります。

(比較貸借対照表)

(単位 千円)

区 分		平成28年度末	平成29年度末	増 減
資 産	前 払 費 用	16,807	16,999	191
	未 収 金	235,172	255,338	20,165
	流 動 資 産 合 計	(93,8) 251,980	(100,0) 272,337	20,357
	有 形 固 定 資 産 器 具	16,700	—	△ 16,700
	固 定 資 産 合 計	(6,2) 16,700	(—) —	△ 16,700
資 産 合 計		(100,0) 268,681	(100,0) 272,337	3,656
負 債 ・ 純 資 産	一般勘定短期借入金	7,105,077	7,059,695	△ 45,382
	未 払 金	465,043	579,200	114,157
	未 払 消 費 税 等	11,227	650	△ 10,577
	短 期 リ ー ス 債 務	17,535	—	△ 17,535
	流 動 負 債 合 計	(2,828,2) 7,598,884	(2,805,2) 7,639,546	40,662
純 資 産	負 債 合 計	(2,828,2) 7,598,884	(2,805,2) 7,639,546	40,662
	資 産 欠 損 金	△ 7,330,202	△ 7,367,208	△ 37,005
	純 資 産 合 計	(△2,728,2) 7,330,202	(△2,705,2) 7,367,208	△ 37,005
負 債 純 資 産 合 計		(100,0) 268,681	(100,0) 272,337	3,656

注 ()内は、資産合計及び負債純資産合計を100とした構成比率(%)であります。

資 産 の 部

平成29年度末の資産総額は、平成28年度末の2億6,868万1千円に比べ365万6千円増加し、2億7,233万7千円となり、その内容は次表のとおりであります。

区 分	平成 28 年度 末		平成 29 年度 末		増 減
	金 額	構 成 比 (%)	金 額	構 成 比 (%)	
流 動 資 産	251,980	93.8	272,337	100.0	20,357
固 定 資 産	16,700	6.2	—	—	△ 16,700
合 計	268,681	100.0	272,337	100.0	3,656

流 動 資 産

(単位 千円)

区 分	平成 28 年度 末	平成 29 年度 末	増 減
前 払 費 用	16,807	16,999	191
未 収 金	235,172	255,338	20,165
合 計	251,980	272,337	20,357

(1) 前 払 費 用

(単位 千円)

区 分	平成 28 年度 末	平成 29 年度 末	増 減
前 払 費 用	16,807	16,999	191

注 前払費用の内容は、設備保守料等であります。

(2) 未 収 金

(単位 千円)

区 分	平成 28 年度 末	平成 29 年度 末	増 減
放送番組等有料配信業務収入	234,853	255,009	20,156
その他の未収金	319	328	9
合 計	235,172	255,338	20,165

固 定 資 産

(単位 千円)

区 分	平成 28 年度 末	平成 29 年度 末	増 減
有形固定資産	16,700	—	△ 16,700

有形固定資産の取得及び処分

(単位 千円)

区 分	平成 28 年度 未取得価額 (1)	平成 29 年度 増 加 額 (2)	平成 29 年度 減 少 額 (3)	平成 29 年度 未取得価額 (1)+(2)-(3) (4)	平成 29 年度 未減価償却 累計 額 (5)	平成 29 年度 未償還価額 (4)-(5)
有形固定資産 器具	83,502	—	83,502	—	—	—

負 債 の 部

平成29年度末の負債総額は、平成28年度末の75億9,888万4千円に比べ4,066万2千円増加し、76億3,954万6千円となり、その内容は次表のとおりであります。

(単位 千円)

区 分	平成 28 年 度 末		平成 29 年 度 末		増 減
	金 額	構 成 比 (%)	金 額	構 成 比 (%)	
流 動 負 債	7,598,884	100.0	7,639,546	100.0	40,662

流 動 負 債

(単位 千円)

区 分	平成 28 年度 末	平成 29 年度 末	増 減
一般勘定短期借入金	7,105,077	7,059,695	△ 45,382
未払消費税等	465,043	579,200	114,157
未払リース債務	11,227	650	△ 10,577
短期リース債務	17,535	—	△ 17,535
合 計	7,598,884	7,639,546	40,662

(1) 一般勘定短期借入金

(単位 千円)

区 分	平成 28 年度 末	平成 29 年度 末	増 減
一般勘定短期借入金	7,105,077	7,059,695	△ 45,382

注 一般勘定短期借入金は、放送番組等有料配信業務勘定における貸借差額を調整するものであります。

(2) 未 払 金

(単位 千円)

区 分	平成 28 年度 末	平成 29 年度 末	増 減
未 払 金	465,043	579,200	114,157

注 未払金の内容は、著作権使用料等の未払分であります。

(3) 未払消費税等 (単位 千円)				
区 分	平成28年度末	平成29年度末	増	減
未 払 消 費 税 等	11,227	650	△	10,577

(4) 短期リース債務 (単位 千円)				
区 分	平成28年度末	平成29年度末	増	減
短 期 リ ー ス 債 務	17,535	—	△	17,535

純 資 産 の 部
平成29年度末の純資産総額は、平成28年度末の△73億3,020万2千円に比べ3,700万5千円減少し、△73億6,720万8千円となり、その内容は次表のとおりであります。

(単位 千円)				
区 分	平成28年度末	平成29年度末	増	減
資 本	△ 7,330,202	△ 7,367,208	△	37,005
資 欠 損 金	△ 7,330,202	△ 7,367,208	△	37,005

純資産の変動状況 (単位 千円)

科 目	純 資 産	
	資 本	剰 余 金
前 期 末 残 高	△ 7,330,202	
当 期 変 動 額		
当 期 事 業 収 支 差 金	△	37,005
当 期 変 動 額 合 計	△	37,005
当 期 末 残 高	△	7,367,208

(受託業務等勘定)
受託業務等勘定は、放送法第20条第3項に基づき実施した業務に係る勘定であり、その資産、負債及び純資産の内容は次表のとおりであります。

(比較貸借対照表) (単位 千円)					
区 分	平成28年度末		平成29年度末		増 減
	現 金 及 び 預 金	59 45,072	— 101,966	△	59 56,894
資 産	流 動 資 産 合 計	(100.0) 45,132	(100.0) 101,966		56,834
	資 産 合 計	(100.0) 45,132	(100.0) 101,966		56,834
負 債 ・ 純 資 産	一般勘定短期借入金	—	79,534		79,534
	未 払 消 費 税 等	961 26,550	972 3,253		10 23,296
	その他の流動負債	17,620	18,205	△	585
	流 動 負 債 合 計	(100.0) 45,132	(100.0) 101,966		56,834
純 資 産	負 債 合 計	(100.0) 45,132	(100.0) 101,966		56,834
	純 資 産 合 計	(—) —	(—) —		—
負 債 純 資 産 合 計		(100.0) 45,132	(100.0) 101,966		56,834

注 () 内は、資産合計及び負債純資産合計を100とした構成比率(%)であります。
資 産 の 部
平成29年度末の資産総額は、平成28年度末の4,513万2千円に比べ5,683万4千円増加し、1億196万6千円となり、その内容は次表のとおりであります。

(単位 千円)					
区 分	平成28年度末		平成29年度末		増 減
	金 額	構 成 比 (%)	金 額	構 成 比 (%)	
流 動 資 産	45,132	100.0	101,966	100.0	56,834
流 動 資 産 (単位 千円)					
区 分	平成28年度末	平成29年度末	増	減	
現 金 及 び 預 金	59	—	△	59	

未 収 金	45,072	101,966	56,894
合 計	45,132	101,966	56,834

(1) 現金及び預金

(単位 千円)

区 分	平成28年度末	平成29年度末	増 減
普 通 預 金	59	—	△ 59

(2) 未 収 金

(単位 千円)

区 分	平成28年度末	平成29年度末	増 減
未 収 収 益	45,072	101,966	56,894

注 未収収益の内容は、施設利用料等であります。

負 債 の 部

平成29年度末の資産総額は、平成28年度末の4,513万2千円に比べ、683万4千円増加し、1億196万6千円となり、その内容は次表のとおりであります。

(単位 千円)

区 分	平成28年度末		平成29年度末		増 減
	金 額	構 成 比 (%)	金 額	構 成 比 (%)	
流 動 負 債	45,132	100.0	101,966	100.0	56,834

流 動 負 債

(単位 千円)

区 分	平成28年度末	平成29年度末	増 減
一 般 勘 定 短 期 借 入 金	—	79,534	79,534
未 払 金	961	972	10
未 払 消 費 税 等	26,550	3,253	△ 23,296
そ の 他 の 流 動 負 債	17,620	18,205	585
合 計	45,132	101,966	56,834

(1) 一般勘定短期借入金

(単位 千円)

区 分	平成28年度末	平成29年度末	増 減
一 般 勘 定 短 期 借 入 金	—	79,534	79,534

注 一般勘定短期借入金は、受託業務等勘定における貸借差額を調整するものであります。

(2) 未 払 金

(単位 千円)

区 分	平成28年度末	平成29年度末	増 減
未 払 金	961	972	10

(3) 未払消費税等

(単位 千円)

区 分	平成28年度末	平成29年度末	増 減
未 払 消 費 税 等	26,550	3,253	△ 23,296

(4) その他の流動負債

(単位 千円)

区 分	平成28年度末	平成29年度末	増 減
前 受 収 益	17,620	18,205	585

注 前受収益の内容は、施設利用料等であります。

純 資 産 の 部

平成29年度末の純資産の変動状況は、次表のとおりであります。

純資産の変動状況

(単位 千円)

科 目	純 資 産	
	資 本	剰 余 金
前 期 末 残 高	—	繰 越 剰 余 金
当 期 変 動 額	—	—
当 期 事 業 収 支 差 金	227,100	—
一 般 勘 定 へ の 繰 入 れ	△ 227,100	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—
当 期 末 残 高	—	—

3.2 損益計算書
(協会全体)
(比較損益計算書)

(単位 千円)

区 分		平成28年度	平成29年度	増	減
経常事業収入	経常事業収入	(100, 0) 704, 548, 083	(100, 0) 717, 732, 076	13, 183, 992	
	受付金収入	689, 021, 461	703, 416, 787	14, 395, 326	
	放送番組等有料配信業務収入	3, 791, 300	3, 765, 180	26, 120	
	副次収入	2, 207, 745	2, 084, 771	122, 973	
	受託業務等収入	7, 394, 147	7, 020, 647	373, 500	
		2, 133, 429	1, 444, 690	688, 739	
	経常事業支出	(98, 1) 691, 021, 347	(98, 8) 709, 459, 427	18, 438, 079	
	国内放送	314, 789, 520	328, 549, 035	13, 759, 514	
	国際放送	23, 472, 377	24, 271, 293	798, 915	
	放送番組等有料配信業務	1, 724, 692	1, 801, 612	76, 919	
事業収入	受託業務等	521, 957	114, 869	407, 088	
	契約収入	58, 919, 398	62, 212, 895	3, 293, 496	
	受信対策	972, 736	887, 011	85, 724	
	広報	5, 391, 464	5, 701, 188	309, 723	
	調査研究	9, 530, 316	9, 425, 641	104, 674	
	給	111, 017, 573	110, 428, 125	589, 447	
	退職手当・厚生費	64, 556, 262	65, 370, 230	813, 968	
	共通管理費	13, 175, 399	14, 353, 319	1, 177, 919	
	減価償却費	74, 906, 158	74, 234, 454	671, 703	
	未収受信料欠損償却費	12, 043, 489	12, 109, 750	66, 260	
経常事業収支差金		(1, 9) 13, 526, 736	(1, 2) 8, 272, 648	△	5, 254, 087
経常事業外収入		(1, 6) 11, 115, 418	(2, 0) 14, 403, 101		3, 287, 682

(単位 千円)

常事業収入		7, 664, 310	7, 735, 417	71, 107
経常事業外支出	雑収入	3, 451, 108	6, 667, 683	3, 216, 575
	経常事業外支出	(0, 0) 112, 451	(0, 0) 750	111, 701
	財務費	112, 451	750	111, 701
経常事業外収支差金		(1, 6) 11, 002, 966	(2, 0) 14, 402, 351	3, 399, 384
経常収支差金	常収支差金	(3, 5) 24, 529, 702	(3, 2) 22, 674, 999	1, 854, 703
	特別収入	(0, 9) 6, 365, 656	(0, 3) 2, 331, 838	4, 033, 817
	特別支出	4, 024, 243	2, 206, 295	1, 817, 947
特別収入	固定資産売却益	987	512	475
	固定資産受贈益	2, 340, 424	125, 030	2, 215, 394
	その他の特別収入	(0, 4) 2, 659, 363	(0, 3) 2, 050, 628	608, 735
特別支出	固定資産売却損	12, 153	14, 268	2, 115
	固定資産除却損	2, 562, 325	1, 935, 732	626, 592
	その他の特別支出	84, 885	100, 626	15, 741
当期事業収支差金		(4, 0) 28, 235, 995	(3, 2) 22, 956, 209	5, 279, 785
当期事業収支差金	当期事業収支差金	28, 235, 995	22, 956, 209	5, 279, 785
	建設積立金繰入れ	8, 039, 100	—	8, 039, 100
	事業収支剰余金	20, 196, 895	22, 956, 209	2, 759, 314

注 () 内は、経常事業収入を100とした比率(%)であります。
(一般勘定)
(比較損益計算書)

(単位 千円)

区 分	平成28年度	平成29年度	増 減
経常事業収入	(100, 0) 701, 953, 452	(100, 0) 715, 653, 896	13, 700, 444

(1) 受信料		(単位 千円)			
区	分	平成28年度	平成29年度	増	減
基本受信料	料	503,240,299	511,424,307	8,184,008	
衛星付加受信料	料	185,781,161	191,992,479	6,211,318	
合	計	689,021,461	703,416,787	14,395,326	

なお、有料受信契約件数の増減状況は、次表のとおりであります。

		(単位 千件)			
区	分	平成28年度	平成29年度	増	減
地上契約	年増	20,291	179	△	5
衛星契約	年増	19,479	693		20,172
特別契約	年増	11	0		11
契約総数	年増	39,781	514		40,295
	年度初頭				41,061
	年度末				766

(2) 交付金収入		(単位 千円)			
区	分	平成28年度	平成29年度	増	減
国際放送関係交付金	金	3,643,872	3,543,993	△	99,879
選挙放送関係交付金	金	147,428	221,187		73,758
合	計	3,791,300	3,765,180	△	26,120

注1 国際放送関係交付金は、国際放送実施経費のうち、放送法第65条に基づき実施した国際放送に要する費用を、同法第67条に基づき、総務省所管一般会計から受け入れたものであります。

2 選挙放送関係交付金は、公職選挙法第150条及び第151条に基づき実施した政見放送及び経歴放送に要する費用を、同法第263条及び第264条に基づき、総務省所管一般会計等から受け入れたものであります。

(3) 副次収入		(単位 千円)			
区	分	平成28年度	平成29年度	増	減
一般業務収入	入	7,394,147	7,020,647	△	373,500
放送番組等有料配信業務収入	入	135,071	121,461	△	13,609
受託業務等収入	入	1,611,471	1,329,820	△	281,650
合	計	9,140,690	8,471,929	△	668,760

注1 放送番組等有料配信業務収入は、放送法第20条第2項第2号及び第3号のうち、専ら受信料を財源として行うものの以外の実施した業務による収入であり、「一般勘定」に対するコンテンツ使用料と「放送番組等有料配信業務勘定」において間接経費として発生した減価償却費相当額を「一般勘定」に受け入れたものであります。

2 受託業務等収入は、放送法第20条第3項に基づき実施した業務による収入であり、「受託業務等勘定」において間接経費として発生した人件費、減価償却費等相当額と当期事業収支差金を「一般勘定」に受け入れたものであります。

経常事業支出

平成29年度の経常事業支出は、国内放送や国際放送を充実したことなどにより、平成28年度に比べ増加しております。なお、その内容は次表のとおりであります。

		(単位 千円)			
区	分	平成28年度	平成29年度	増	減
国内放送費	費	314,789,520	328,549,035		13,759,514
国際放送費	費	23,472,377	24,271,293		798,915
契約収入費	費	58,919,398	62,212,895		3,293,496

受 信 策 費	972,736	887,011	△	85,724
広 報 費	5,369,517	5,679,606		310,089
調 査 研 究 費	9,530,316	9,425,641	△	104,674
給 与 費	110,930,946	110,342,022	△	588,923
退 職 手 当 ・ 厚 生 費	64,510,082	65,323,268		813,185
共 通 管 理 費	13,150,371	14,325,942		1,175,571
減 価 償 却 費	74,889,457	74,217,754	△	671,703
未 収 受 信 料 欠 損 償 却 費	12,043,489	12,109,750		66,260
合 計	688,578,215	707,344,221		18,766,005

(1) 国内放送費

(単位 千円)

区 分	平 成 28 年 度	平 成 29 年 度	増 減
番 組 費	251,123,708	260,973,177	9,849,468
技 術 運 用 費	63,665,812	67,575,857	3,910,045
合 計	314,789,520	328,549,035	13,759,514

注 1 番組費は、国内放送番組の制作に要する経費及び報道取材に要する経費等であります。

2 技術運用費は、放送所施設等の維持運用に要する経費及び放送番組の送信に要する経費であります。

(2) 国際放送費

(単位 千円)

区 分	平 成 28 年 度	平 成 29 年 度	増 減
ラ ジ オ 国 際 放 送 費	3,490,764	3,665,344	174,579
テ レ ビ ジ ョ ン 国 際 放 送 費	19,981,613	20,605,949	624,335
合 計	23,472,377	24,271,293	798,915

注 ラジオ国際放送費及びテレビジョン国際放送費は、国際放送番組の制作及び送信に要する経費であります。

(3) 契約収納費

(単位 千円)

区 分	平 成 28 年 度	平 成 29 年 度	増 減
契 約 収 納 業 務 推 進 費	44,566,527	47,278,556	2,712,029
契 約 収 納 業 務 運 営 費	14,352,870	14,934,338	581,467
合 計	58,919,398	62,212,895	3,293,496

注 1 契約収納業務推進費は、受信契約の取次、受信料の未収対策等に要する経費であります。

2 契約収納業務運営費は、受信料の請求・収納、契約収納業務の管理等に要する経費であります。

(4) 受信対策費

(単位 千円)

区 分	平 成 28 年 度	平 成 29 年 度	増 減
受 信 改 善 費	51,599	40,225	△ 11,374
受 信 対 策 推 進 費	921,136	846,785	△ 74,350
合 計	972,736	887,011	△ 85,724

注 1 受信改善費は、受信障害対策に要する経費であります。

2 受信対策推進費は、受信相談、受信技術指導及び受信対策に共通して要する経費であります。

(5) 広報費

(単位 千円)

区 分	平 成 28 年 度	平 成 29 年 度	増 減
視 聴 者 意 向 収 集 費	3,684,524	4,032,255	347,730
広 報 推 進 費	1,684,993	1,647,351	△ 37,641
合 計	5,369,517	5,679,606	310,089

注 1 視聴者意向収集費は、視聴者の意向の受けとめに要する経費であります。

2 広報推進費は、事業活動の周知に要する経費であります。

(6) 調査研究費

(単位 千円)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	増 減
番組調査研究費	1,296,937	1,288,543	△ 8,394
技術調査研究費	8,233,378	8,137,097	△ 96,280
合 計	9,530,316	9,425,641	△ 104,674

注 番組調査研究費及び技術調査研究費は、放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究に要する経費であります。

(7) 給与

(単位 千円)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	増 減
職員給与報酬	110,556,471	109,965,782	△ 590,689
役員報酬	374,474	376,239	1,765
合 計	110,930,946	110,342,022	△ 588,923

注 職員給与は、職員に支給する基本給、基準外賃金、賞与及び諸手当等であります。

(8) 退職手当・厚生費

(単位 千円)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	増 減
退職手当	43,890,790	44,700,809	810,018
厚生保健費	20,619,291	20,622,458	3,166
合 計	64,510,082	65,323,268	813,185

注 1 退職手当は、役員退任手当及び職員の退職給付費用であります。

2 厚生保健費は、社会保険料の事業主負担分及び職員の福利厚生に要する経費であります。

(9) 共通管理費

(単位 千円)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	増 減
施設管理費	5,887,472	6,078,143	190,670
職員管理費その他	7,262,899	8,247,799	984,900
合 計	13,150,371	14,325,942	1,175,571

注 1 施設管理費は、局舎・宿舍等施設の維持運用及び公租公課等に要する経費であります。

2 職員管理費その他は、役員交際費、一般事務、企画事務、監査、研修及び転勤に要する経費並びにその他の事業全般に共通して要する経費であります。

3 平成29年度の職員管理費その他のうち役員交際費は11,534千円であります。

(10) 減価償却費

(単位 千円)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	増 減
減 価 償 却 費	74,889,457	74,217,754	△ 671,703

<減価償却費の内訳>

(単位 千円)

区 分	取得価額	平成29年度償却額	償却累計額	帳簿価額	償却累計率(%)
有形固定資産	1,297,834,464	69,233,909	919,167,740	378,666,724	70.8
建物	357,917,978	10,666,279	197,850,084	160,067,893	55.3
構築物	167,876,128	8,870,843	104,132,182	63,743,945	62.0
機械及び装置	753,072,712	47,846,041	602,894,396	150,178,316	80.1
車両及び運搬具	9,826,529	705,854	8,149,909	1,676,620	82.9
器具	9,141,115	1,144,889	6,141,166	2,999,948	67.2
無形固定資産	48,510,743	5,018,209	32,657,922	15,852,821	67.3
施設利用権	2,617,140	172,273	603,048	2,014,091	23.0
ソフトウェア	45,893,603	4,845,936	32,054,874	13,838,729	69.8
合 計	1,346,345,208	74,252,118	951,825,663	394,519,545	70.7

注 損益計算書における平成29年度の減価償却費74,217,754千円は、平成29年度償却額74,252,118千円に、平成28年度において番組勘定に計上した171,528千円を加え、平成29年度において番組勘定に計上した205,893千円を差し引いたものであります。

経常事業外収支

平成29年度の経常事業外収入144億308万円に対し、経常事業外支出は75万円であり、差し引き経常事業外収支差金は144億233万円であります。なお、その内容は次表のとおりであります。

経常事業外収入

(単位 千円)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	増 減
財 務 収 入	7,664,310	7,735,417	71,107
雑 収 入	3,450,640	6,667,662	3,217,022
合 計	11,114,950	14,403,080	3,288,129

(1) 財 務 収 入

(単位 千円)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	増 減
受 取 利 息	2,260,868	1,791,081	△ 469,787
受 取 配 当 金	5,403,441	5,858,581	455,140
為 替 差 額	—	85,754	85,754
合 計	7,664,310	7,735,417	71,107

注 1 受取利息は、預金利息、有価証券利息及びその他の金融収入であります。

2 受取配当金は、出資先からの配当収入であります。

(2) 雑 収 入

(単位 千円)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	増 減
雑 収 入	3,450,640	6,667,662	3,217,022

注 雑収入は、前々年度以前受信料の収納額等であります。

経常事業外支出

(単位 千円)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	増 減
財 務 費	112,451	750	△ 111,701
為 替 差 額	111,699	—	△ 111,699
そ の 他 の 財 務 費	752	750	△ 2

特 別 収 支

平成29年度の特別収入は固定資産売却益等による23億3,183万8千円であり、特別支出は固定資産除却損等による20億5,062万8千円であります。なお、その内容は次表のとおりであります。

特 別 収 入

(単位 千円)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	増 減
固 定 資 産 売 却 益	4,024,243	2,206,295	△ 1,817,947
固 定 資 産 受 贈 益	987	512	△ 475
そ の 他 の 特 別 収 入	2,340,424	125,030	△ 2,215,394
合 計	6,365,656	2,331,838	△ 4,033,817

注 1 固定資産売却益は、主として土地の売却によるものであります。

2 その他の特別収入は、主としてデジタル混信対策事業の補助金であります。

特 別 支 出

(単位 千円)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	増 減
固 定 資 産 売 却 損	12,153	14,268	2,115
固 定 資 産 除 却 損	2,562,325	1,935,732	△ 626,592
そ の 他 の 特 別 支 出	84,885	100,626	15,741
合 計	2,659,363	2,050,628	△ 608,735

注 1 固定資産売却損は、主として車両の売却によるものであります。

2 固定資産除却損は、主として機械及び装置の除却によるものであります。

3 その他の特別支出は、固定資産減損損失によるものであります。

当期事業収支差金

平成29年度の当期事業収支差金は、経常事業収支差金83億967万5千円に経常事業外収支差金144億233万円を加えた経常収支差金227億1,200万5千円に、特別収入23億3,183万8千円を加え、特別支出20億5,062万8千円を差し引いた229億9,321万5千円であり、その内容は次表のとおりであります。

(単位 千円)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	増 減
当 期 事 業 収 支 差 金	28,084,028	22,993,215	△ 5,090,812
建 設 積 立 金 繰 入 れ	8,039,100	—	△ 8,039,100
事 業 収 支 剰 余 金	20,044,928	22,993,215	2,948,287

注 事業収支剰余金は、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越します。

(放送番組等有料配信業務勘定)
放送番組等有料配信業務勘定は、放送法第20条第2項第2号及び第3号のうち、専ら受信料を財源として行うもの以外のものを実施した業務に係る勘定であり、その収入及び支出の内容は、次表のとおりであります。
(比較損益計算書)

区 分		平成28年度	平成29年度	増	減
経 常 事 業 収 入	経 常 事 業 収 入	(100,0) 2,207,745	(100,0) 2,084,771	△	122,973
	放送番組等有料配信業務収入	2,207,745	2,084,771	△	122,973
常 事 業 支 出	経 常 事 業 支 出	(93,1) 2,056,245	(101,8) 2,121,797		65,552
	放送番組等有料配信費	1,857,759	1,921,069	△	63,309
	広 報 費	21,947	21,581	△	365
	給 与 費	86,626	86,102	△	524
	退職手当・厚生費	46,179	46,962		783
	共通管理費	27,032	29,380		2,348
業 務 収 支	減 価 却 費	16,700	16,700		—
	経 常 事 業 収 支 差 金	(6,9) 151,499	(△1,8) 37,026	△	188,525
経 常 事 業 外 収 入	経 常 事 業 外 収 入	(0,0) 467	(0,0) 20	△	447
	雑 収 入	467	20	△	447
経 常 事 業 外 収 支	経 常 事 業 外 収 支 差 金	(0,0) 467	(0,0) 20	△	447
	経 常 収 支 差 金	(6,9) 151,966	(△1,8) 37,005	△	188,972
当 期 事 業 収 支 差 金		(6,9) 151,966	(△1,8) 37,005	△	188,972
当 期 事 業 収 支 差 金		151,966	37,005	△	188,972

注 (、)内は、経常事業収入を100とした比率(%)であります。

経 常 事 業 収 支
平成29年度の経常事業収入20億8,477万1千円に対し、経常事業支出は21億2,179万7千円であり、差し引き経常事業収支差金は△3,702万6千円であります。
平成28年度の経常事業収入22億774万5千円、経常事業支出20億5,624万5千円と比べ、経常事業収入は1億2,297万3千円の減少、経常事業支出は6,555万2千円の増加であります。

区 分	平成28年度	平成29年度	増	減
放送番組等有料配信業務収入	2,207,745	2,084,771	△	122,973
視聴料収入	1,992,365	1,971,811	△	20,553
事業者提供料収入	215,380	112,960	△	102,419

経 常 事 業 支 出

区 分	平成28年度	平成29年度	増	減
放送番組等有料配信費	1,857,759	1,921,069	△	63,309
広 報 費	21,947	21,581	△	365
給 与 費	86,626	86,102	△	524
退職手当・厚生費	46,179	46,962		783
共通管理費	27,032	29,380		2,348
減 価 却 費	16,700	16,700		—
合 計	2,056,245	2,121,797		65,552

(1) 放送番組等有料配信費

区 分	平成28年度	平成29年度	増	減
放送番組等有料配信費	1,857,759	1,921,069		63,309

注 放送番組等に係る協会の著作権の使用料は104,175千円、放送番組等に係る協会以外の著作権の使用料は341,044千円であります。

(2) 広 報 費

区 分	平成28年度	平成29年度	増	減
広 報 費	21,947	21,581	△	365

注 広報費は、事業活動の周知及び普及促進に要する経費であります。

(3) 給 与					(単位 千円)
区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	増	減	
給 与	86,626	86,102	△	524	

(4) 退職手当・厚生費					(単位 千円)
区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	増	減	
退職手当・厚生費	46,179	46,962		783	

(5) 共通管理費					(単位 千円)
区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	増	減	
共通管理費	27,032	29,380		2,348	

注 共通管理費は、事業全般に共通して要する経費であります。

(6) 減価償却費					(単位 千円)
区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	増	減	
減価償却費	16,700	16,700		—	

<減価償却費の内訳>						(単位 千円)
区 分	取得価額	平成29年度 償却額	償却累計額	帳簿価額	償却率 (%)	
有形固定資産 器具	83,502	16,700	83,502	—	100.0	
	83,502	16,700	83,502	—	100.0	

経常事業外収支
平成29年度の経常事業外収入は2万円であり、これにより経常事業外収支差金は2万円であります。なお、その内容は次表のとおりであります。

経常事業外収入					(単位 千円)
区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	増	減	
雑 収 入	467	20	△	447	

当期事業収支差金

平成29年度の当期事業収支差金は、経常事業収支差金△3,702万6千円に経常事業外収支差金2万円を加えた△3,700万5千円であり、その内容は次表のとおりであります。

(単位 千円)				
区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	増	減
当期事業収支差金	151,966	△ 37,005	△	188,972
繰越欠損金	151,966	△ 37,005	△	188,972

(受託業務等勘定)

受託業務等勘定は、放送法第20条第3項に基づき実施した業務に係る勘定であり、その収入及び支出の内容は、次表のとおりであります。

(比較損益計算書)					(単位 千円)
区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	増	減	

経常事業収支	経常事業収入	(100.0) 2,133,429	(100.0) 1,444,690	△	688,739
	受託業務等収入	(82.4) 1,757,198	(84.3) 1,217,589	△	539,609
	受託業務等費	1,757,198	1,217,589	△	539,609
	経常事業収支差金	(17.6) 376,230	(15.7) 227,100	△	149,130
当期事業収支差金	(17.6) 376,230	(15.7) 227,100	△	149,130	

注 () 内は、経常事業収入を100とした比率(%)であります。

経常事業収支
平成29年度の経常事業収入14億4,469万円に対し、経常事業支出は12億1,758万9千円であり、差し引き経常事業収支差金は2億2,710万円であります。
平成28年度の経常事業収入21億3,342万9千円、経常事業支出17億5,719万8千円と比べ、経常事業収入は6億8,873万9千円の減少、経常事業支出は5億3,960万9千円の減少であります。

経常事業収入

		(単位 千円)		
区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	増	減
受 託 業 務 等 収 入	2, 133, 429	1, 444, 690	△	688, 739
1 号 業 務 収 入	1, 368, 662	1, 333, 221	△	35, 440
2 号 業 務 収 入	764, 767	111, 468	△	653, 298

注 1 1号業務収入は、協会の保有する施設又は設備を一般の利用に供し、又は賃貸することによる収入であります。

2 2号業務収入は、委託により放送番組等を制作することによる収入であります。

経常事業支出

		(単位 千円)		
区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	増	減
受 託 業 務 等 費	1, 757, 198	1, 217, 589	△	539, 609
1 号 業 務 費	1, 146, 063	1, 116, 292	△	29, 771
2 号 業 務 費	611, 135	101, 297	△	509, 837

注 1 1号業務費は、一般の利用に供し、又は賃貸した協会の保有する施設又は設備の減価償却費等であります。

2 2号業務費は、委託により放送番組等の制作に要した人件費等であります。

当期事業収支差金

平成29年度の当期事業収支差金は、経常事業収支差金 2 億 2, 710 万円であり、その内容は次表のとおりであります。

なお、当期事業収支差金は、一般勘定の副次収入へ繰り入れております。

(単位 千円)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	増	減
当 期 事 業 収 支 差 金	376, 230	227, 100	△	149, 130
一 般 勘 定 へ の 繰 入 れ	376, 230	227, 100	△	149, 130

3. 3 金融商品の時価に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

協会は、資金の運用にあたっては、短期の預金(定期預金や譲渡性預金)及び長期の公社債に限定して運用しています。短期の運用については、金融機関の財政状況等を踏まえて運用対象

機関を絞り込むとともに、長期の運用については、国債、政府保証債及び格付けの高い事業債を購入し、リスク低減を図っております。未払金は、そのほとんどが1年以内に支払期日が到来するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次表のとおりであります。

(単位 千円)

区 分	貸 借 対 照 表 計 上 額 (*)	時 価 (*)	差 額
ア 現 金 及 び 預 金	79, 383, 318	79, 383, 318	—
イ 有 価 証 券	536, 683, 858	539, 405, 364	2, 721, 506
満 期 保 有 目 的 の 債 券	319, 183, 858	321, 905, 364	2, 721, 506
譲 渡 性 預 金	217, 500, 000	217, 500, 000	—
ウ 未 払 金	(72, 588, 272)	(72, 588, 272)	—

(*) 負債に計上されているものについては、()で表示しております。

注 1 金融商品の時価の算定方法等に関する事項

ア 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

イ 有価証券

有価証券については、有価証券、長期保有有価証券及び建設積立資産の合計であります。これらの内訳については、「[3]保有する有価証券の状況」ア保有する有価証券の銘柄及び資産区分の内訳]のとおりであります。なお、時価については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。有価証券のうち譲渡性預金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

ウ 未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2 関係会社出資及びその他の出資10, 775, 932千円については、市場価格がなく、時価の把握が極めて困難と認められることから、「[2]金融商品の時価等に関する事項」イ有価証券]には含めておりません。

(3) 保有する有価証券の状況

ア 保有する有価証券の銘柄及び資産区分の内訳

(単位 千円)

区 分	有 価 証 券	長 期 保 証 有 価 証 券	建設積立資産	合 計
満期保有目的の債券	51,699,091	96,728,131	170,756,635	319,183,858
国 債	1,000,000	5,994,747	200,000	7,194,747
政 府 保 証 債	6,899,504	7,592,180	11,900,000	26,391,685
非 政 府 保 証 債	12,499,916	11,642,134	79,056,635	103,198,686
地 方 債	9,999,797	7,999,099	14,300,000	32,298,896
事 業 債	21,299,872	63,499,970	65,300,000	150,099,842
議 渡 性 預 金	217,500,000	—	—	217,500,000
合 計	269,199,091	96,728,131	170,756,635	536,683,858

イ 満期保有目的の債券の内訳(平成30年3月31日現在)

(単位 千円)

区 分	貸借対照表計上額	時 価	差 額	摘 要
国 債	7,194,747	7,386,340	191,592	日本高速道路保有・債務返済機構債ほか
政 府 保 証 債	26,391,685	26,861,570	469,884	地方公共団体金融機構債ほか
非 政 府 保 証 債	103,198,686	104,464,350	1,265,663	愛知県公募公債ほか
地 方 債	32,298,896	32,726,730	427,833	東日本高速道路株式会社債ほか
事 業 債	150,099,842	150,466,374	366,531	
合 計	319,183,858	321,905,364	2,721,506	

(4) 満期保有目的の債券等の今後の償還予定額(平成30年3月31日現在)

(単位 千円)

区 分	貸借対照表計上額	1 年 以 内	1 年 以 上 5 年 以 内	5 年 以 上 超 内
現金及び預金	67,900,000	67,900,000	—	—
定期預金	7,194,747	1,000,000	5,196,284	998,462
満期保有目的の債券	26,391,685	6,899,504	13,592,180	5,900,000
国 債				
政 府 保 証 債				

非政府保証債	103,198,686	12,499,916	57,298,769	33,400,000
地 方 債	32,298,896	9,999,797	16,599,099	5,700,000
事 業 債	150,099,842	21,299,872	128,799,970	—
議 渡 性 預 金	217,500,000	217,500,000	—	—
合 計	604,583,858	337,099,091	221,486,304	45,998,462

3.4 子会社及び関連会社に対する債権及び債務

債 権

短期債権(未収金)

(単位 千円)

会 社 名	平成28年度末	平成29年度末	増 減
㈱NHKエンタープライズ	915,785	771,930	△
㈱日本国際放送	331,631	553,257	221,626
㈱NHKエデュケーショナル	476,786	518,548	41,762
㈱NHKプロモーショナル	45,488	238,645	193,156
㈱NHKグローバルメディアサービス	190,343	204,206	13,863
㈱NHKラジオネット	18,230	61,486	43,256
㈱NHKラジオテク	11,682	28,196	16,514
その他	29,243	34,539	5,296
合 計	2,019,191	2,410,811	391,620

債 務

短期債務(未払金)

(単位 千円)

会 社 名	平成28年度末	平成29年度末	増 減
㈱NHKエンタープライズ	7,352,808	8,951,944	1,599,136
㈱NHKメディアテック	3,441,434	5,557,321	2,115,886
㈱NHKラジオテク	2,595,938	3,786,611	1,190,673
㈱NHKラジオテク	1,732,438	2,614,493	882,054
㈱NHKグローバルメディアサービス	2,060,752	2,423,878	363,126
㈱NHKエデュケーショナル	1,794,887	2,396,948	602,061
NHK営業サービス(㈱)	1,028,665	1,085,179	56,513
その他の	2,498,267	2,766,183	267,916
合 計	22,505,192	29,582,560	7,077,367

3.5 子会社及び関連会社との取引高の総額

(単位 千円)			
区 分	平成 28 年 度	平成 29 年 度	増 減
収 入 総 額	10,452,962	11,324,922	871,960
支 出 総 額	162,908,327	170,154,969	7,246,642

3.6 関連公益法人等の基本財産に対する出えん金及び寄付金

該当事項はありません。

3.7 役員との間の取引による債権債務に関する事項

該当事項はありません。

3.8 関連当事者との取引

記載すべき取引はありません。

3.9 担保提供に関する事項

該当事項はありません。

3.10 重要な係争事件に係る損害賠償義務等に関する事項

該当事項はありません。

3.11 比較キャッシュ・フロー計算書

(協 会 全 体)

(単位 千円)

区 分	平成 28 年 度	平成 29 年 度	増 減
I 事業活動によるキャッシュ・フロー			
当期事業収支差金	28,235,995	22,956,209	△ 5,279,785
減価償却費	74,842,741	74,268,819	△ 573,922
退職給付引当金の増減額	12,101,630	11,998,002	△ 103,628
前払年金費用の増減額	5,476,136	4,325,530	△ 1,150,606
役員退任引当金の増減額	3,830	1,760	△ 2,070
未収受償料欠損引当金の増減額	1,262,000	330,000	△ 932,000
国際催事放送権料引当金の増減額	2,753,354	7,669,538	△ 4,916,184
東京オリエンティック・パブリック関連費用引当金の増減額	3,000,000	3,000,000	—
受取利息及び受取配当金	7,664,310	7,649,662	△ 14,647
固定資産売却益	4,024,243	2,206,295	△ 1,817,947
固定資産受贈益	987	512	△ 475
固定資産除却損	2,562,325	1,935,732	△ 626,592

固定資産売却損	12,153	△	14,268	2,115
受償料未収金の増減額	1,305,488	△	11,287	1,294,200
番組勘定の増減額	3,698,569	△	220,041	3,918,610
前払費用の増減額	980,960	△	60,602	1,041,562
未収金の増減額	1,072,975	△	437,668	635,306
未払金の増減額	3,042,254	△	11,440,493	8,398,239
未払消費税等の増減額	1,819,415	△	2,302,398	4,121,813
受償料前受金の増減額	2,559,132	△	4,136,150	1,577,018
その他の	1,589,730	△	1,482,640	3,072,371
事業活動によるキャッシュ・フロー	112,379,731	107,555,877	△	4,823,853
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
定期預金の預入による支出	139,300,000	△	230,300,000	△ 91,000,000
定期預金の払戻による収入	115,400,000	△	226,800,000	111,400,000
有価証券の取得による支出	397,700,000	△	499,500,000	△ 101,800,000
有価証券の売却・償還による収入	403,300,000	△	534,000,000	130,700,000
固定資産の取得による支出	79,677,639	△	80,667,572	△ 989,932
固定資産の売却による収入	4,107,064	△	2,418,818	△ 1,688,245
長期保有有価証券の取得による支出	73,400,000	△	49,900,000	23,500,000
差入保証金の増減額	31,545	△	7,392	24,153
利息及び配当金の受取額	7,739,609	△	7,703,775	△ 35,834
投資活動によるキャッシュ・フロー	159,562,511	△	89,452,370	70,110,140
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
リース債務返済による支出	1,003,672	△	998,093	5,578
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,003,672	△	998,093	5,578
IV 現金及び現金同等物の増減額	48,186,452	△	17,105,413	65,291,865
V 現金及び現金同等物の期首残高	91,064,357		42,877,905	△ 48,186,452
VI 現金及び現金同等物の期末残高	42,877,905		59,983,318	17,106,413

注 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に表示されている科目の金額との関係は、次表のとおりであります。

					(単位 千円)	
					(平成28年度)	(平成29年度)
現金及び預金勘定					68,277,905	79,383,318
2) 預入期間が3か月を超える定期預金					△ 57,400,000	△ 60,900,000
3) 取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資(有価証券)					32,000,000	41,500,000
現金及び現金同等物(1+2+3)					42,877,905	59,983,318
4 重要な後発事象に関する事項						
(重要な契約の締結)						
東京・渋谷の放送センター建替工事の第1期工事について、平成30年4月10日の経営委員会の議決を経て、同日、工事の契約を締結しました。						
(1) 契約の目的						
「NHK放送センター建替工事 募集要綱」に基づく、放送センターの建替整備(第1期)						
(2) 契約の相手先						
竹中工務店・久米設計 設計施工共同企業体						
代表者 株式会社竹中工務店 東京都江東区新砂一丁目1-1						
(3) 契約の締結日						
平成30年4月10日						
(4) 契約の期間						
平成30年4月11日 設計業務着手						
平成36年3月1日 情報棟竣工						
平成37年12月26日 施工業務完了						
(5) 契約金額						
57,300,000千円(税込 61,884,000千円)						
(6) 契約の内容						
NHK放送センター建替工事(第1期)						
① 設計業務 施設全体の基本設計・確認申請、情報棟の実施設計等						
② 施工業務 事前工事、情報棟の新築工事、既設建物への受電系統切替工事等						
5 貸借対照表及び損益計算書についての勘定相互間の相殺消去等						
(貸借対照表)						
平成30年3月31日現在						
(単位 千円)						
科 目	一般勘定	放送番組信託業務等	受託業務等	相殺消去等	合計	
流動資産合計	382,772,918	272,337	101,966	△7,139,230	376,007,992	
現金及び預金	79,383,318	—	—	—	79,383,318	

受信料未収金	5,736,815	—	—	—	5,736,815
有価証券勘定	269,199,091	—	—	—	269,199,091
番組費用	9,437,640	—	—	—	9,437,640
前払費用	1,599,881	16,999	—	—	1,616,880
放送番組等有料配信業務勘定短期貸付金	7,059,695	—	—	△7,059,695	—
受託業務等勘定短期貸付金	79,534	—	—	△79,534	—
未収金	7,639,294	255,338	101,966	—	7,996,600
その他の流動資産	2,637,647	—	—	—	2,637,647
固定資産合計	590,265,453	—	—	—	590,265,453
有形固定資産	444,056,565	—	—	—	444,056,565
建物	160,067,893	—	—	—	160,067,893
構築物	63,743,945	—	—	—	63,743,945
機械及び装置	150,178,316	—	—	—	150,178,316
車両及び運搬具	1,676,620	—	—	—	1,676,620
器具	2,999,948	—	—	—	2,999,948
土地	48,203,146	—	—	—	48,203,146
建設仮勘定	17,186,695	—	—	—	17,186,695
無形固定資産	16,764,944	—	—	—	16,764,944
無形固定資産	16,764,944	—	—	—	16,764,944
出資その他の資産	129,443,943	—	—	—	129,443,943
長期保有有価証券	96,728,131	—	—	—	96,728,131
出資	10,775,932	—	—	—	10,775,932
長期前払費用	92,211	—	—	—	92,211
前払年金費用	18,475,601	—	—	—	18,475,601
その他の出資その他の資産	3,372,066	—	—	—	3,372,066
特定資産合計	170,756,635	—	—	—	170,756,635
建設積立資産	170,756,635	—	—	—	170,756,635
資産合計	1,143,795,007	272,337	101,966	△7,139,230	1,137,030,081
流動負債合計	246,470,893	7,639,546	101,966	△7,139,230	247,073,176
一般勘定短期借入金	—	7,059,695	79,534	△7,139,230	—
未払金	72,008,099	579,200	972	—	72,588,272

未払費用	27,795,243	—	—	—	27,795,243
未払消費税等	2,621,260	650	—	—	2,625,164
受信料前受金	141,104,682	—	3,253	—	141,104,682
短期リース債務	877,327	—	—	—	877,327
その他の流動負債	2,064,279	—	18,205	—	2,082,485
固定負債合計	150,805,245	—	—	—	150,805,245
退職給付引当金	117,337,312	—	—	—	117,337,312
役員退任引当金	126,140	—	—	—	126,140
国際催事放送権料引当金	21,108,059	—	—	—	21,108,059
東京オリオンビジュアル・パブリック関連費用引当金	9,000,000	—	—	—	9,000,000
長期リース債務	1,189,919	—	—	—	1,189,919
その他の固定負債	2,043,814	—	—	—	2,043,814
負債合計	397,276,138	7,639,546	101,966	△7,139,230	397,878,421
承継資本	163,375	—	—	—	163,375
固定資産充当資	469,725,362	—	—	—	469,725,362
剰余金(欠損金)	276,630,131	△7,367,208	—	—	269,262,922
純資産合計	746,518,869	△7,367,208	—	—	739,151,660
負債純資産合計	1,143,795,007	272,337	101,966	△7,139,230	1,137,030,081

(損益計算書)

平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで

(単位 千円)

科目	一般勘定	放送番組等 送付料勘定	受託業務 勘定	相殺消去等	合計
経常事業収入	715,653,896	2,084,771	1,444,690	△1,451,282	717,732,076
受信料収入	703,416,787	—	—	—	703,416,787
交付金収入	3,765,180	—	—	—	3,765,180
放送番組等有料 配信業務収入	—	2,084,771	—	—	2,084,771
副次収入	8,471,929	—	—	△1,451,282	7,020,647

受託業務等収入	—	—	1,444,690	—	1,444,690
経常事業支出	707,344,221	2,121,797	1,217,589	△1,224,182	709,459,427
国内放送費	328,549,035	—	—	—	328,549,035
国際放送費	24,271,293	—	—	—	24,271,293
放送番組等有料 配信費	—	1,921,069	—	△119,457	1,801,612
受託業務等費	—	—	1,217,589	△1,102,720	114,869
受託業務等費	62,212,895	—	—	—	62,212,895
契約収入費	887,011	—	—	—	887,011
受信料対策費	5,679,606	21,581	—	—	5,701,188
広報研究費	9,425,641	—	—	—	9,425,641
調査研究費	110,342,022	86,102	—	—	110,428,125
退職手当・厚生 費	65,323,268	46,962	—	—	65,370,230
共通管理費	14,325,942	29,380	—	△2,004	14,353,319
減価償却費	74,217,754	16,700	—	—	74,234,454
未収受信料欠損 償却費	12,109,750	—	—	—	12,109,750
経常事業収支差金	8,309,675	△37,026	227,100	△227,100	8,272,648
経常事業外収入	14,403,080	20	—	—	14,403,101
財務収入	7,735,417	—	—	—	7,735,417
雑収入	6,667,662	20	—	—	6,667,683
経常事業外支出 財務	750	—	—	—	750
経常事業外収支差金	14,402,330	20	—	—	14,402,351
経常収支差金	22,712,005	△37,005	227,100	△227,100	22,674,999
特別収入	2,331,838	—	—	—	2,331,838
固定資産売却益	2,206,295	—	—	—	2,206,295
固定資産受贈益	512	—	—	—	512
その他の特別収入	125,030	—	—	—	125,030
特別支出	2,050,628	—	—	—	2,050,628
固定資産売却損	14,268	—	—	—	14,268
固定資産除却損 その他の特別支出	1,935,732	—	—	—	1,935,732
当期事業収支差金	22,993,215	△37,005	227,100	△227,100	22,956,209

6 主たる設備の状況

平成29年度末における主たる保有設備の状況は次表のとおりであります。

区 分	土 地		建 物	機 械 及 び 装 置	その他の固定資産	貸借対照表計上額 合 計
	面 積	金 額				
放 送 会 社 (うち、放送センター)	347,785 (82,646)	千円 35,996,567 (5,079,536)	千円 105,116,126 (22,147,223)	千円 115,506,339 (57,567,698)	千円 12,302,908 (3,894,253)	千円 268,921,942 (88,688,711)
テレビジョン放送所	377,677	816,927	15,453,720	15,527,010	31,213,116	63,010,775
ラジオ放送所	2,099,881	8,941,384	7,806,464	8,928,839	5,643,093	31,319,782
テレビジョン共同受信施設	—	—	—	—	12,806,911	12,806,911
その他の施設	1,938,700	2,448,266	31,691,581	10,216,125	6,454,484	50,810,458
合 計		4,764,044	160,067,893	150,178,316	68,420,514	426,869,870

注1 その他の施設は放送技術研究所及び放送文化研究所等であります。

2 その他の固定資産は構築物、車両、運搬具及び器具であります。

7 収入支出の決算の状況

7.1 収入支出の決算

平成29年度における収入支出の決算の状況は、別表収入支出決算表のとおりであります。

7.2 予算総則の適用

(一) 一般勘定)

- (1) 予算総則第4条第1項に基づく予算の流用 3,000,000千円
- ア 事業収支において、他の項から流用し予算を増額する項及び金額
- 国内放送費 2,550,000千円
- 共通管理費 450,000千円
- イ 事業収支において、他の項へ流用し予算を減額する項及び金額
- 国際放送費 △ 1,520,000千円
- 受信対策費 △ 150,000千円
- 調査研究費 △ 710,000千円
- 特別支出 △ 620,000千円
- (2) 予算総則第5条第1項に基づく平成30年度への建設費予算の繰越し 114,773千円
- ア 放送網設備の整備費 57,509千円
- イ 番組設備等の整備費 57,264千円
- (3) 予算総則第5条第2項に基づく平成28年度からの建設費予算の繰越し 717,415千円
- ア 放送網設備の整備費 176,155千円
- イ 地域放送会館の整備費 498,620千円
- ウ 番組設備等の整備費 42,640千円

(4) 予算総則第6条に基づく予備費の使用				2, 019, 346千円
ア 第48回衆議院議員総選挙放送実施経費				1, 225, 733千円
イ 国内放送費				1, 225, 733千円
イ 外国為替レートの円安に伴う支出増				793, 613千円
国内放送費				524, 557千円
国際放送費				269, 056千円
(5) 予算総則第7条に基づく増収額の振当て				3, 350, 000千円
ア 受入れの項及び金額				3, 350, 000千円
受 信 料				2, 000, 000千円
雑 収 入				1, 350, 000千円
イ 振当ての項及び金額				3, 350, 000千円
契 約 収 納 費				3, 350, 000千円
(6) 予算総則第10条に基づく第48回衆議院議員総選挙に伴う選挙放送関係交付金の受入れ及び政見・経歴放送実施経費への振当て				209, 324千円
ア 受入れの項及び金額				209, 324千円
交 付 金 収 入				209, 324千円
イ 振当ての項及び金額				139, 214千円
国内放送費				48, 389千円
給 与				21, 721千円
退職手当・厚生費				
(放送番組等有料配信業務勘定)				
予算総則第4条第1項に基づく予算の流用				100千円
ア 事業収支において、他の項から流用し予算を増額する項及び金額				100千円
退職手当・厚生費				100千円
イ 事業収支において、他の項へ流用し予算を減額する項及び金額				100千円
給 与				100千円
(受託業務等勘定)				
予算総則第7条に基づく増収額の振当て				123, 000千円
ア 受入れの項及び金額				123, 000千円
受託業務等収入				123, 000千円
イ 振当ての項及び金額				123, 000千円
受託業務等費				123, 000千円

表	算	决	出	支	入	收
---	---	---	---	---	---	---

平成29年度

官報 (号外)

事業収支差金	9,838,967	—	—	—	—	9,838,967	22,993,215	△ 13,154,248
--------	-----------	---	---	---	---	-----------	------------	--------------

注 1 事業収支差金の処分の内訳

翌年度以降の財政安定のための繰越金	9,838,967	—	—	—	—	—	9,838,967	22,993,215	△ 13,154,248
-------------------	-----------	---	---	---	---	---	-----------	------------	--------------

2 収入支出決算表における受信料は、未收受信料欠損償却費を控除した金額であります。

(資本収支)

款	項	算 額				決 算 額 (4)	繰 越 額 (5)	予 算 残 額 (3)-(4)-(5)
		予 算		合 計 (1)+(2) (3)				
		当 初 (1)	予 算 総 則 に 基 づ く 増 減 額 (2) 第 5 条 第 2 項 繰 越					
資 本 収 入	前期繰越金受入れ	千円 89,800,000	千円 717,415	千円 717,415	千円 90,517,415	千円 89,379,879	千円 114,773	千円 1,022,762
	減価償却資金受入れ	12,500,000	717,415	717,415	13,217,415	12,899,733	114,773	202,908
	資産受入れ	74,400,000	—	—	74,400,000	74,217,754	—	182,245
		2,900,000	—	—	2,900,000	2,262,392	—	637,607
資 本 支 出		89,800,000	717,415	717,415	90,517,415	89,379,879	114,773	1,022,762
	建設費	89,800,000	717,415	717,415	90,517,415	89,379,879	114,773	1,022,762
資本収支差金		—	—	—	—	—	—	—

- 1) 前期繰越金 95,780,013千円
2) 平成29年度使用額 △ 12,899,733千円(建設費充当)
3) 平成29年度発生額 22,993,215千円(事業収支差金)

後 期 繰 越 金 (1 + 2 + 3) 105,873,496千円

(放送番組等有料配信業務勘定)

(事業収支)

款	項	予 算 額				合 計 (1)+(2) (3)	決 算 額 (4)	予 算 残 額 (3)-(4)
		当 初 額 (1)	予 算 総 則 に 基 づ く 増 減 額 (2)		増 減 額 計			
			第 4 条 第 1 項 用 流					
事 業 収 入	放送番組等有料配信業務収入 雑 収 入	千円 2,276,337	千円 —	千円 —	千円 2,276,337	千円 2,084,791	千円 191,545	
		2,276,337	—	—	2,276,337	2,084,771	191,565	
		—	—	—	—	20	△ 20	

事業支出	放送番組等有料配信費 広報費 退職手当・厚生費 退職共通償却費	2,258,241 2,039,338 27,055 90,785 46,903 37,459 16,701 18,096	— — — △ 100 100 — —	— — — △ 100 100 — —	2,258,241 2,039,338 27,055 90,685 47,003 37,459 16,701 18,096	2,121,797 1,921,069 21,581 86,102 46,962 29,380 16,700 37,005	136,443 118,268 5,473 4,582 40 8,078 0 55,101
事業収支差金							

注 事業収支差金△37,005千円を含む平成29年度末の繰越不足△7,367,208千円については、一般勘定からの短期借入金等をもって補てんしております。

(資本収支)

款	項	算 額			決 算 額 (4)	予 算 残 額 (3)-(4)
		予 初 額 (1)	予 算 総 則 に 基 づ く 増 減 (2)	合 計 (1)+(2) (3)		
資本収入	減価償却資金受入れ	千円 16,701	千円 —	千円 16,701	千円 16,700	千円 0
資本支出	建設計費	16,701	—	16,701	16,700	0
資本収支差金		16,701	—	16,701	16,700	0

(受託業務等勘定)
(事業収支)

款	項	算 額			決 算 額 (4)	予 算 残 額 (3)-(4)
		予 初 額 (1)	予 算 総 則 に 基 づ く 増 減 額 第7条増収振当て (2)	合 計 (1)+(2) (3)		
事業収入	受託業務等収入	千円 1,307,966	千円 123,000	千円 1,430,966	千円 1,444,690	千円 △ 13,724
事業支出	受託業務等費	1,307,966	123,000	1,430,966	1,444,690	△ 13,724
		1,097,735	123,000	1,220,735	1,217,589	3,145
事業収支差金		1,097,735	123,000	1,220,735	1,217,589	3,145
		210,231	—	210,231	227,100	△ 16,869

注 事業収支差金227,100千円は、一般勘定へ繰り入れております。

日本放送協会平成29年度財務諸表に添える監査委員会の意見書 放送法第74条第1項に基づき、日本放送協会平成29年度財務諸表に添える当監査委員会の意見は、次のとおりである。 平成30年6月25日		日本放送協会平成29年度財務諸表に添える会計監査人の意見書 独立監査人の監査報告書 平成30年6月20日	
日本放送協会監査委員会 監査委員(常勤) 高橋 正美団 監査委員 佐藤友美子団 監査委員 渡邊 博美団		日本放送協会 会 長 上田 良一殿 新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 原 勝彦団 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 薄井 誠団 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊澤 賢司団 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 安藤 勇団	
(序文) 日本放送協会監査委員会は、放送法第75条により日本放送協会の財務諸表に関する監査を行うことと定められている。 本意見書は、日本放送協会の平成29年度(平成29年4月1日～平成30年3月31日)財務諸表に関する監査について記したものであり、監査結果としては、同法同条により会計監査人の監査があわせて法定されたことに基づき、会計監査人の監査報告の相当性について意見を示す。 1 監査方法およびその内容 監査委員会は、同法第76条に基づき任命された会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視・検証するため、会計監査人から、事前に監査の計画として監査手続等監査の概要、当年度の重点監査項目、監査体制等を、期中には「独立監査人の中間監査報告書」および「中間監査結果説明書」を受け取り、また各四半期を対象期間とする監査実施状況等ならびに検討課題等について報告を受け、必要に応じて質疑応答した。 あわせて、決算日後に会計監査人が行った現金・預貯金および有価証券等の実査の報告を受け、それらの実在性を確認した。 監査委員会は、平成30年6月11日に、会計監査人から「独立監査人の監査報告書」および「監査結果説明書」を受け取り、同人が監査人の独立性として常に公正不偏の態度を保持するとともに独立性に関する方針ならびに手続を遵守したこと、および同人の職務の執行状況等について報告を受けた。これに関して、受信料に関する監査手続、連結子会社の監査に関する監査手続、会計監査人の独立性に関する事項、ITを活用した監査アプローチ、その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項等について質疑応答した。 また、監査委員会は、その後も会計処理の対応等について、必要に応じて会計監査人および経営局から説明を受けた。 以上の方法に基づき、監査委員会は、平成29年度財務諸表につき、検討した。 II 監査意見 会計監査人の監査意見(財務諸表が、放送法、放送法施行規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本放送協会の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める)は、相当と認める。		当監査法人は、放送法第75条の規定に基づく監査証明を行うため、日本放送協会の平成29年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)の協会全体に係る財務諸表、すなわち、財産目録(会計に関する部分に限る。)、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書(会計に関する部分に限る。)について監査を行った。なお、財産目録及びこれらに関する説明書について監査の対象とした会計に関する部分は、財産目録及びこれらに関する説明書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。 財務諸表に対する理事者の責任 理事者の責任は、放送法、放送法施行規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。 監査人の責任 当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。 監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。	
以上			

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、放送法、放送法施行規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本放送協会の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

日本放送協会と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

日本放送協会平成二十九年財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書に関する報告書

一 本件の要旨

本件は、日本放送協会の平成二十九年決算であって、これらに関する説明書並びに監査委員会及び会計監査人の意見書とともに、放送法第七十四条第三項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て、内閣から国会に提出されたものである。

なお、本件には、「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項として」衛星契約への契約種別変更の勧奨を目的とする郵便物の郵送に当たり、割引制度を適切に活用することにより郵便料金の節減を図るよう改善させたもの」を平成二十九年決算検査報告に掲記した。との会計検査院の検査結果が添付されている。

1 財産目録及び貸借対照表

協会全体では、資産総額一兆三千三百七十億三千八千万円、負債総額三千九百七十八億七千八百四十二万二千円、純資産総額七千三百九十一億五千六百六十六万六千円である。

なお、各勘定の状況は次のとおりである。
一般勘定は、資産総額一兆四千四百三十七億九千五百七十七万七千円、負債総額三千九百七十二億七千六百十三万八千円、純資産総額七千四百六十五億千八百八十六万九千円である。
放送番組等有料配信業務勘定は、資産総額二億七千二百三十三万七千円、負債総額七十六億三千九百五十四万六千円、純資産総額△七十三億六千七百二十万八千円である。
受託業務等勘定は、資産総額一億九百九十六万六千円、負債総額一億九百九十六万六千円である。

2 損益計算書

協会全体では、経常事業収入七千七百七十七億三千二百七十六万六千円、経常事業支出七千九十四億五千九百四十二万七千円、経常事業収支差金八十二億七千二百六十四万八千円である。この経常事業収支差金に経常事業外収支差金等を加え又は差し引いた当期事業収支差金は二百二十九億五千六百二十万九千円である。

なお、各勘定の状況は次のとおりである。
一般勘定は、経常事業収入七千五百五十六億五千三百八十九万六千円、経常事業支出七千七百三十三億四千四百二十二万二千円、経常事業収支差金八十三億九百六十七万五千円である。この経常事業収支差金に経常事業外収支差金等を加え又は差し引いた当期事業収支差金は二百二十九億九千三百二十一万五千円であり、これは事業収支剰余金となり、全額を翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越している。

放送番組等有料配信業務勘定は、経常事業収入二十億八千四百七十七万七千円、経常事業支出二十一億二千七百七十九万七千円、経常事業収支差金△三千七百二十二万六千円である。この経常事業収支差金に経常事業外収支差金を加えた経常収支差金と同額の当期事業収支差金は△三千七百五十五万五千円であり、これを欠損金として繰り越している。

受託業務等勘定は、経常事業収入十四億四千四百六十九万九千円、経常事業支出十二億七千五百五十八万九千円、経常事業収支差金二億二千七百一十万九千円である。この経常事業収支差金と同額となる当期事業収支差金は、これを一般勘定へ繰り入れていた。

3 キャッシュ・フロー計算書

事業活動によるキャッシュ・フローは千七百七十五億五千五百八十七万七千円、投資活動によるキャッシュ・フローは△八百九十四億五千二百三十七万七千円、財務活動によるキャッシュ・フローは△九億九千八百九万三千円である。現金及び現金同等物の年度末残高は、百七十一億五百四十一万三千円増加し、五百九十九億八千三百三十一万八千円である。

二 議決の内容

本件については、異議がないと議決した。右報告する。

令和三年五月二十七日

総務委員長 石田 祝稔
衆議院議長 大島 理森殿

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案

右 国会に提出する。

令和三年三月二十六日

内閣総理大臣 菅 義偉

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条―第三条)
- 第二章 基本方針(第四条)
- 第三章 注視区域(第五条―第十一条)
- 第四章 特別注視区域(第十二条―第十三条)
- 第五章 土地等利用状況審議会(第十四条―第二十条)
- 第六章 雑則(第二十一条―第二十四条)
- 第七章 罰則(第二十五条―第二十八条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、重要施設の周辺の区域内及び国境離島等の区域内にある土地等が重要施設又は国境離島等の機能を阻害する行為の用に供されることを防止するため、基本方針の策定、注視区域及び特別注視区域の指定、注視区域内にある土地等の利用状況の調査、当該土地等の利用の規制、特別注視区域内にある土地等に係る契約の届出等の措置について定め、もって国民生活の基盤の維持並びに我が国の領海等の保全及び安全保障に寄与することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において「土地等」とは、土地及び建物をいう。
2 この法律において「重要施設」とは、次に掲げる施設をいう。

一 自衛隊の施設並びに日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第一項の施設及び区域(第四項第一号において「防衛関係施設」という。) 二 海上保安庁の施設 三 国民生活に関連を有する施設であつて、その機能を阻害する行為が行われた場合に国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生ずるおそれがあると認められるもので政令で定めるもの(第四項第三号及び第十四条第二項第一号において「生活関連施設」という。)	5 この法律において「離島機能」とは、次に掲げる機能をいう。 一 第三項第一号に掲げる離島の領海及び接続水域に関する法律第一条第一項の海域又は排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第一条第二項の海域若しくは同法第二条第一号の海域の境界を画する基礎としての機能 二 有人国境離島地域離島の領海等の保全に関する活動の拠点としての機能 三 内閣総理大臣は、第二項第三号の政令の制定又は改廃の立案をするときは、あらかじめ、土地等利用状況審議会の意見を聴かなければならない。 四 この法律の規定による措置の実施に当たつての留意事項)	6 内閣総理大臣は、この法律の規定による措置を実施するに当たつては、個人情報保護の措置を十分配慮しつつ、注視区域内にある土地等が重要施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供されることを防止するために必要な最小限度のものとなるようにしなければならない。 第二章 基本方針 第四条 政府は、重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針(以下この条において「基本方針」という。)を定めなければならない。 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本的な方向 二 注視区域及び特別注視区域の指定に関する基本的な事項(当該指定に関し経済的社会的観点から留意すべき事項を含む。) 三 注視区域内にある土地等の利用の状況等についての調査に関する基本的な事項 四 注視区域内にある土地等の利用者(所有者又は所有権以外の権原に基づき使用若しくは	収益をする者をいう。以下同じ。)に対する勧告及び命令に関する基本的な事項(当該勧告及び命令に係る重要施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する行為の具体的内容に関する事項を含む。) 五 前各号に掲げるもののほか、重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関し必要な事項 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。 第三章 注視区域 (注視区域の指定) 第五条 内閣総理大臣は、重要施設の敷地の周囲におおむね千メートルの区域内及び国境離島等の区域内の区域で、その区域内にある土地等が当該重要施設の施設機能又は当該国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供されることを特に防止する必要があるものを、注視区域として指定することができる。 2 内閣総理大臣は、注視区域を指定する場合に、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、土地等利用状況審議会の意見を聴かなければならない。 3 内閣総理大臣は、注視区域を指定する場合には、その旨及びその区域を官報で公示しなければならない。 4 注視区域の指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。 5 内閣総理大臣は、第三項の規定による公示をしたときは、速やかに、その指定された区域その他内閣府令で定める事項を関係地方公共団体の長に通知しなければならない。 6 第二項から前項までの規定は、注視区域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。
二 領海及び接続水域に関する法律(昭和五十二年法律第三十号)第一条第一項の海域の限界を画する基礎となる基線(同法第二条第一項に規定する基線をいい、同項の直線基線の基点を含む。)を有する離島 二 前号に掲げるもののほか、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成二十八年法律第三十三号)第二条第一項に規定する有人国境離島地域を構成する離島(第五項第二号において「有人国境離島地域離島」という。) 4 この法律において「施設機能」とは、次に掲げる機能をいう。 一 防衛関係施設の我が国を防衛するための基盤としての機能 二 海上保安庁の施設の領海、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律(平成八年法律第七十四号)第一条第一項の排他的経済水域又は同法第二条の大陸棚(次項第一号において「領海等」という。)の保全に関する活動の基盤としての機能 三 生活関連施設の国民生活の基盤としての機能	6 内閣総理大臣は、第二項第三号の政令の制定又は改廃の立案をするときは、あらかじめ、土地等利用状況審議会の意見を聴かなければならない。 (この法律の規定による措置の実施に当たつての留意事項) 第三章 注視区域 (注視区域の指定) 第五条 内閣総理大臣は、重要施設の敷地の周囲におおむね千メートルの区域内及び国境離島等の区域内の区域で、その区域内にある土地等が当該重要施設の施設機能又は当該国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供されることを特に防止する必要があるものを、注視区域として指定することができる。 2 内閣総理大臣は、注視区域を指定する場合に、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、土地等利用状況審議会の意見を聴かなければならない。 3 内閣総理大臣は、注視区域を指定する場合には、その旨及びその区域を官報で公示しなければならない。 4 注視区域の指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。 5 内閣総理大臣は、第三項の規定による公示をしたときは、速やかに、その指定された区域その他内閣府令で定める事項を関係地方公共団体の長に通知しなければならない。 6 第二項から前項までの規定は、注視区域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。	6 内閣総理大臣は、この法律の規定による措置を実施するに当たつては、個人情報保護の措置を十分配慮しつつ、注視区域内にある土地等が重要施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供されることを防止するために必要な最小限度のものとなるようにしなければならない。 第二章 基本方針 第四条 政府は、重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針(以下この条において「基本方針」という。)を定めなければならない。 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本的な方向 二 注視区域及び特別注視区域の指定に関する基本的な事項(当該指定に関し経済的社会的観点から留意すべき事項を含む。) 三 注視区域内にある土地等の利用の状況等についての調査に関する基本的な事項 四 注視区域内にある土地等の利用者(所有者又は所有権以外の権原に基づき使用若しくは	る。この場合において、注視区域の指定の解除について準用するときは、第三項中「その旨及びその区域」とあり、及び前項中「その指定された区域その他内閣府令で定める事項」とあるのは、「その旨」と読み替えるものとする。 (土地等利用状況調査) 第六条 内閣総理大臣は、注視区域内にある土地等の利用の状況についての調査(次条第一項及び第八条において「土地等利用状況調査」という。)を行うものとする。 (利用者等関係情報の提供) 第七条 内閣総理大臣は、土地等利用状況調査のために必要がある場合においては、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の関係者に関する情報のうちその者の氏名又は名称、住所その他政令で定めるものの提供を求めることができる。 2 関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関は、前項の規定による求めがあつたときは、同項に規定する情報を提供するものとする。 (報告の徴収等) 第八条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定により、同項に規定する情報の提供を求めた結果、土地等利用状況調査のためなお必要があると認めるときは、注視区域内にある土地等の利用者その他の関係者に対し、当該土地等の利用に関し報告又は資料の提出を求めることができる。(注視区域内にある土地等の利用者に対する勧告及び命令) 第九条 内閣総理大臣は、注視区域内にある土地等の利用者が当該土地等を重要施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供し、又は供する明らかなおそれがあると認めるときは、土地等利用状況審議会の意見を聴いて、当該土地等の利用者に対し、当該土地等を当該行為の用に供しないことその他必要な措

置をとるべき旨を勧告することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該者に對し、当該措置をとるべきことを命ずることができる。
(損失の補償)

第十条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による勧告又は同条第二項の規定による命令(以下この項及び次条第一項において「勧告等」という。)を受けた者が当該勧告等に係る措置をとつたことによりその者が損失を受け、又は他人に損失を与えた場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。ただし、当該勧告等に係る行為をするについて、他の法律(法律に基づく命令及び条例を含む。)で行政庁の許可その他の処分を受けるべきことを定めているもの(当該許可その他の処分を受けることができないために損失を受けた者に対して、その損失を補償すべきことを定めているものを除く。)がある場合において、当該許可その他の処分の申請が却下されたとき、又は却下されるべき場合に該当するときにおける当該勧告等に係る措置については、この限りでない。

2 前項の規定による損失の補償については、内閣総理大臣と損失を受けた者が協議しなければならぬ。

3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、内閣総理大臣又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

(土地等に関する権利の買入れ)
第十一条 内閣総理大臣は、注視区域内にある土地等について、その所有者から勧告等に係る措置によつて当該土地等の利用に著しい支障を来すこととなることにより当該土地等に関する権利(土地の所有権又は建物の所有権(当該建物の

所有を目的とする地上権又は土地の賃借権を含む。)をいう。以下この条において同じ。)を買い入れるべき旨の申出があつた場合においては、第三項の規定による買入れが行われる場合を除き、特別の事情がない限り、これを買い入れるものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の申出があつた場合において、当該権利の買入れを希望する国の行政機関があるときは、当該国の行政機関の長を当該権利の買入れの相手方として定めることができる。

3 前項の場合においては、当該権利の買入れの相手方として定められた国の行政機関の長が、当該権利を買い入れるものとする。

4 第一項又は前項の規定による買入れをする場合における権利の価額は、時価によるものとする。

第四章 特別注視区域

(特別注視区域の指定)

第十二条 内閣総理大臣は、注視区域に係る重要施設が特定重要施設(重要施設のうち、その施設機能が特に重要なもの又はその施設機能が阻害することが容易であるものであつて、他の重要施設によるその施設機能の代替が困難であるものをいう。次条第一項において同じ。)である場合又は注視区域に係る国境離島等が特定国境離島等(国境離島等のうち、その離島機能が特に重要なもの又はその離島機能を阻害することが容易であるものであつて、他の国境離島等によるその離島機能の代替が困難であるものをいう。同項において同じ。)である場合には、当該注視区域を、特別注視区域として指定することができる。

2 内閣総理大臣は、特別注視区域を指定する場合に、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、土地等利用状況審議会の意見を聴かなければならない。

3 内閣総理大臣は、特別注視区域を指定する場合に、その旨及びその指定に係る注視区域を

官報で公示しなければならない。

4 特別注視区域の指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による公示をしたときは、速やかに、その指定に係る注視区域その他内閣府令で定める事項を関係地方公共団体の長に通知しなければならない。

6 特別注視区域の指定は、その指定に係る注視区域の区域が変更されたときは、当該変更後の注視区域の区域に変更されたものとみなす。この場合においては、内閣総理大臣は、その旨を官報で公示しなければならない。

7 第二項から第五項までの規定は、特別注視区域の指定の解除について準用する。この場合において、第三項中「その旨及びその指定に係る注視区域」とあり、及び第五項中「その指定に係る注視区域その他内閣府令で定める事項」とあるのは、「その旨」と読み替へるものとする。

8 特別注視区域として指定された注視区域についてその指定が解除されたときは、当該特別注視区域は、その指定が解除されたものとみなす。この場合においては、第六項後段の規定を準用する。

(特別注視区域内における土地等に関する所有権等の移転等の届出)

第十三条 特別注視区域内にある土地等(その面積(建物にあつては、床面積。第二号において同じ。)が二百平方メートルを下回らない範囲内で政令で定める規模未満の土地等を除く。以下この項及び第三項において同じ。)に関する所有権又はその取得を目的とする権利(以下この項において「所有権等」という。)の移転又は設定をする契約(予約を含み、当該契約に係る土地等に関する所有権等の移転又は設定を受ける者が国、地方公共団体その他政令で定める者である契約その他当該契約による土地等に関する所有権等の移転又は設定後における当該土地等が特定重要施設の施設機能又は特定国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供されるおそれが

少ないものとして政令で定める契約を除く。以下この条及び第二十六条第一号において「土地等売買等契約」という。)を締結する場合には、当事者は、次に掲げる事項を、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 当事者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該土地等売買等契約の対象となる土地等の所在及び面積

三 当該土地等売買等契約の目的となる土地等に関する所有権等の種別及び内容

四 当該土地等売買等契約による土地等に関する所有権等の移転又は設定後における当該土地等の利用目的

五 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 前項の規定は、民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)による調停その他の政令で定める事由により土地等売買等契約を締結する場合に、適用しない。

3 特別注視区域内にある土地等について、前項に規定する事由により土地等売買等契約を締結したときは、当事者は、当該土地等売買等契約を締結した日から起算して二週間以内に、第一項各号に掲げる事項を、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に届け出なければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項又は前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る第一項各号に掲げる事項についての調査を行うものとする。

5 第七条及び第八条の規定は、前項の規定による調査について準用する。

第五章 土地等利用状況審議会

(土地等利用状況審議会の設置)

第十四条 内閣府に、土地等利用状況審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 生活関連施設に関し、第二条第六項に規定する事項を処理すること。 二 注視区域の指定に関し、第五条第二項(同条第六項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理すること。 三 注視区域内にある土地等の利用者に対する勧告に関し、第九条第一項に規定する事項を処理すること。 四 特別注視区域の指定に関し、第十二条第二項(同条第七項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理すること。 五 前各号に掲げるもののほか、重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する重要事項を調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、意見を述べること。 (組織) 第十五条 審議会は、委員十人以内で組織する。 2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。 (委員等の任命) 第十六条 委員は、法律、国際情勢、内外の社会経済情勢、土地等の利用及び管理の動向等に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。 2 専門委員は、前条第二項の専門の事項に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。 (委員の任期等) 第十七条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任されることができる。 3 専門委員は、その者の任命に係る第十五条第二項の専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。 4 委員及び専門委員は、非常勤とする。 (会長) 第十八条 審議会に会長を置き、委員の互選によ	り選任する。 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。 (資料の提出等の要求) 第十九条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。 (政令への委任) 第二十条 この法律に定めるもののほか、審議会に必要事項は、政令で定める。 第六章 雑則 第二十一条 内閣総理大臣は、注視区域内において重要施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用を防止するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、当該施設機能又は離島機能の阻害の防止に資する情報の提供をすることができる。 2 内閣総理大臣は、注視区域内において重要施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置があり、その防止を図るため、当該措置が速やかに実施されることが必要であると認めるときは、当該措置の実施に関する事務を所掌する大臣に対し、当該措置の速やかな実施を求めることができる。 3 内閣総理大臣は、前項の規定により同項の措置の速やかな実施を求めたときは、同項の大臣に対し、当該措置の実施状況について報告を求めることができる。 (関係行政機関等の協力) 第二十二条 内閣総理大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、資料の提供、意見の開陳その他の協力を求めることができる。	(国による土地等の買取り等) 第二十三条 国は、注視区域内にある土地等であつて、重要施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供されることを防止するため国が適切な管理を行う必要があると認められるものについては、当該土地等の所有権又は地上権その他の使用及び収益を目的とする権利の買取りその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 (内閣府令への委任) 第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、内閣府令で定める。 第七章 罰則 第二十五条 第九条第二項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 第二十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 一 第十三条第一項の規定に違反して、届出をしないで土地等売買等契約を締結したとき。 二 第十三条第三項の規定に違反して、届出をしなかったとき。 三 第十三条第一項又は第三項の規定による届出について、虚偽の届出をしたとき。 第二十七条 第八条(第十三条第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は第八条の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出したときは、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 第二十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。	附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条第六項、第二章、第五章及び第二十四条並びに附則第三条及び第四条の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 (検討) 第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (内閣法の一部改正) 第三条 内閣法(昭和二十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。 第十六条第二項第一号中「安全保障」の下に「次号及び」を加え、「もの並びに」を「もの」に改め、「属するもの」の下に「並びに次号に掲げるもの」を加え、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。 二 第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務であつて、国家安全保障に関する重要事項のうち、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律(令和三年法律第 号)に基づき重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する政策の基本方針に関するもの (内閣府設置法の一部改正) 第四条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。 第四条第一項に次の一号を加える。 三十一 重要施設周辺及び国境離島等におけ
--	--	--	---

る土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律(令和三年法律第 号)に基づく重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止のための基本的な政策に関する事項

第四条第三項第二十七号の六の次に次の一号を加える。

土地等利用状況審議会
重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律

理 由

我が国を取り巻く安全保障環境の変化を踏まえ、重要施設の周辺の区域内及び国境離島等の区域内にある土地等が重要施設又は国境離島等の機能を阻害する行為の用に供されることを防止するため、基本方針の策定、注視区域及び特別注視区域の指定、注視区域内にある土地等の利用状況の調査、当該土地等の利用の規制、特別注視区域内にある土地等に係る契約の届出等の措置について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、我が国を取り巻く安全保障環境の変化を踏まえ、重要施設の周辺の区域内及び国境離島等の区域内にある土地等が重要施設又は国境離島等の機能を阻害する行為の用に供されることを防止するため、基本方針の策定、注視区域及び特別注視区域の指定、注視区域内にある土地等の利用状況の調査、当該土地等の利用の規制、特別注視区域内にある土地等に係る契約

二十七の七、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律に基づく土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する事項

第三十七条第三項の表子ども・子育て会議の項の次に次のように加える。

の届出等の措置について定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

1 政府は、重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本的な方針を定めるものとする。

2 内閣総理大臣は、重要施設の敷地の周囲におおむね千メートルの区域内及び国境離島等の区域内の区域で、その区域内にある土地等が当該重要施設又は当該国境離島等の機能を阻害する行為の用に供されることを特に防止する必要があるものを、注視区域として指定することができることとし、注視区域内にある土地等の利用の状況についての調査を行うものとする。

3 内閣総理大臣は、注視区域内にある土地等の利用者が当該土地等を重要施設又は国境離島等の機能を阻害する行為の用に供し、又は供する明らかなおそれがあると認めるときに、当該利用者に対し、当該土地等を当該行為の用に供しないこと等を勧告するとともに、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該措置をとるべきことを命令することができるものとする。

4 内閣総理大臣は、注視区域に係る重要施設

又は国境離島等について、その機能が特に重要であり、又はその機能を阻害することが容易であつて、他の重要施設又は国境離島等による代替が困難である場合には、当該注視区域を、特別注視区域として指定することができることとし、特別注視区域内にある一定面積以上の土地等について、所有権等の移転等をする契約を締結する場合には、原則として、その当事者があらかじめ内閣総理大臣に届け出なければならないものとする。

5 内閣府に、土地等利用状況審議会を設置すること。

6 その他所要の規定の整備を行うこと。

7 施行期日等

(一) この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(二) 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

二 議案の可決理由

我が国を取り巻く安全保障環境の変化を踏まえ、重要施設の周辺の区域内及び国境離島等の区域内にある土地等が重要施設又は国境離島等の機能を阻害する行為の用に供されることを防止するため、基本方針の策定、注視区域及び特別注視区域の指定、注視区域内にある土地等の利用状況の調査、当該土地等の利用の規制、特別注視区域内にある土地等に係る契約の届出等の措置について定める本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、国民民主党・無所属クラブの提案に係る修正案が提出されたが、否決された。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を

付することに決した。

右報告する。

令和三年五月二十八日

内閣委員長 木原 誠二
衆議院議長 大島 理森殿

(別紙)

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

一 注視区域及び特別注視区域の指定に当たっては、あらかじめ当該区域に属する地方公共団体の意見を聴取する旨を基本方針において定めること。

二 基本方針の決定並びに注視区域及び特別注視区域の指定に当たっては、当該決定及びそれらの指定の後、速やかに国会に報告すること。

三 本法における「機能を阻害する行為」については、基本方針においてその類型を例示しつつ、明確かつ具体的に定めること。その際、本法の目的と無関係な行為を対象としないこと。

四 本法第二条に基づき「生活関連施設」を政令で定めるに当たっては、本法の目的を逸脱しないようにするとともに、その対象を限定的に列挙すること。

五 本法の規定による措置を実施するに当たっては、思想、宗教、集会、結社、表現及び学問の自由並びに勤労者の団結し、及び団体行動をする権利その他日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に制限することのないよう留意すること。

六 本法第四条第二項第二号の「経済的社会的観点から留意すべき事項」を具体的に明示すること。その際、本条における市街地の位置付けを明確にすること。

七 本法第四条第二項第三号の「注視区域内にある土地等の利用の状況等についての調査に関する

基本的な事項」を定めるに当たっては、調査対象となる者、調査方法、調査項目等を具体的に明示すること。

八 本法第六条に基づく土地利用状況調査を行うに当たっては、本法の目的外の情報収集は行わないこと。また、収集した個人情報について、目的外利用となる他の行政機関への提供は慎むとともに、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に則った情報管理を徹底し、情報漏洩防止等のセキュリティ対策に万全を期すこと。

九 本法第八条に基づく報告又は資料の提出の求めについては、基本方針において運用の考え方を具体的に明示すること。また、同条の対象となる「利用者その他の関係者」についても、基本方針において具体的に例示すること。

十 本法第九条に基づく勧告及び命令については、基本方針において、その対象となり得る行為を例示するとともに、運用基準を具体的に明示すること。また、勧告及び命令の実施状況を毎年度、国会を含め、国民に公表すること。

十一 土地等利用状況審議会の委員及び専門委員の任命に当たっては、重要施設及び国境離島等が全国各地に所在していることに鑑み、多様な主体の参画を図ること。

十二 本法第二十一条に基づく情報の提供については、その要件を基本方針において具体的に明示すること。その際、本法の目的の範囲を逸脱しないよう留意すること。

十三 本法第二十六条に基づく罰則の適用については、限定的なものとすること。また、本法第二十七条に基づく罰則の適用に当たっては、思想信条の自由、表現の自由、プライバシーの権利等を侵害することのないよう、十分配慮すること。

十四 本法第九条の勧告及び命令に従わない場合には、重要施設等の機能を阻害する行為を中止させることが困難であることに鑑み、本法の実効性を担保する観点から、収用を含め、更なる

措置の在り方について、附則第二条の規定に基づき検討すること。

十五 我が国の安全保障の観点から、水源地や農地等資源や国土の保全にとつて重要な区域に関する調査及び規制の在り方について、本法や関係法令の執行状況、安全保障を巡る内外の情勢などを見極めた上で、附則第二条の規定に基づき検討すること。

十六 注視区域及び特別注視区域の対象に、重要施設の敷地内の民有地を加えることについて、附則第二条の規定に基づき検討すること。

国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。
令和三年六月一日

提出者 議長運営委員長 高木 毅

国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律

(国会職員法の一部改正)

第一条 国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「条件附」を「国会職員であつた者又はこれに準ずる者のうち、両議院の議長が協議して定める者を採用する場合その他両議院の議長が協議して定める場合を除き、条件付」に、「その国会職員が六月を下らない期間」を「国会職員が、その職において六月の期間(六月の期間とすることが適当でない」と認められる国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員にあつては、両議院の議長が協議して定める期間」に改め、同条第二項中「条件付採用」を「前項に定めるもののほか、条件付採用に」に、「又は条件付採用期間であつて六月をこえる期間を要するものについては、各本属長がこれを」を「は、両議院の議長が協議して」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四条の二 各本属長は、年齢六十年に達した日以後にこの法律の規定により退職(各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長及び専門調査員並びに臨時の職員、法律により任期を定めて任用される国会職員及び非常勤の職員が退職する場合を除く)をした者(以下この条及び第二十八条第二項において「年齢六十年以上退職者」という)を、

両議院の議長が協議して定めるところにより、従前の勤務実績その他の両議院の議長が協議して定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める国会職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める国会職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この項及び第三項において同じ)において一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)別表第十一に規定する指定職俸給表に相当する給料表の適用を受ける国会職員が占める職として両議院の議長が協議して定める職(第四項及び第四章において「指定職」という)を除く。以下この項及び第三項において同じ)を採用することができ、ただし、年齢六十年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める国会職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における第十五条の六第一項に規定する定年退職日をいう。次項及び第三項において同じ)を経過した者であるときは、この限りでない。

前項の規定により採用された国会職員(以下この条及び第二十八条第二項において「定年前再任用短時間勤務職員」という)の任期

は、採用の日から定年退職日相当日までとする。

各本属長は、年齢六十年以上退職者のうちその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日を経過していない者以外の者を当該短時間勤務の職に採用することができず、定年前再任用短時間勤務職員のうち当該定年前再任用短時間勤務職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日を経過していない定年前再任用短時間勤務職員以外の国会職員を当該短時間勤務の職に昇任し、降任し、又は転任することができない。

各本属長は、定年前再任用短時間勤務職員を、指定職又は指定職以外の常時勤務を要する職に昇任し、降任し、又は転任することができない。

第九条第二項中「国会職員は」の下に「この法律で定める事由又は」を加え、同条第三項中「ときは」の下に「第十五条の二第三項に規定する他の職への降任等に伴う降給をする場合その他」を加える。

第十五条の六中「降給され、降任され、休職され、免職されを」降給(他の職への降任等に伴う降給を除く)、降任(他の職への降任等に該当する降任を除く)、休職若しくは免職をされ」に改め、同条を第十五条の八とする。

第十五条の四及び第十五条の五を削る。

第十五条の三第一項中「その国会職員の職務の特殊性又はその国会職員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由がある」を「次に掲げる事由がある」と認め、

「その国会職員に」を「当該国会職員に」に、「その国会職員を当該を」を「当該国会職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続き」を「引き続き」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第十五条の五第一項から第四項ま

での規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む）を延長した国会議員であつて、定年退職日において管理監督職を占めている国会議員については、同条第一項又は第二項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該国会議員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

一 前条第一項の規定により退職すべきこととなる国会議員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該国会議員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として両議院の議長が協議して定める事由

二 前条第一項の規定により退職すべきこととなる国会議員の職務の特殊性を勘案して、当該国会議員の退職により、当該国会議員が占める職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として両議院の議長が協議して定める事由

第十五条の三第二項中「前項の事由を」前項各号に掲げる事由に、「存すると認められる十分な理由があるときは」を「あると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して」に改め、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の下に「（同項ただし書に規定する国会議員にあつては、当該国会議員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条に次の一項を加える。

前二項に定めるもののほか、これらの規定による勤務に關し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

第十五条の三を第十五条の七とする。
第十五条の二第一項中「以下」を「次条第一項及び第二項ただし書において」に改め、同条第二項を次のように改める。
前項の定年は、年齢六十五年とする。ただ

し、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより定年を年齢六十五年とすることが著しく不適当と認められる職を占める国会議員として両議院の議長が協議して定める国会議員の定年は、六十五年を超え七十年を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める年齢とする。

第十五条の二第三項中「については」を「及び非常勤の職員には」に改め、同条を第十五条の六とする。

第十五条の次に次の四条を加える。
第十五条の二 各本属長は、管理監督職（指定職その他管理又は監督の地位にある国会議員が占める職のうち両議院の議長が協議して定める職（これらの職のうち、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることによりこの条の規定を適用することが著しく不適当と認められる職として両議院の議長が協議して定める職を除く。）をいう。以下この章において同じ。）を占める国会議員でその占める管理監督職に係る管理監督職務上上限年齢に達している国会議員について、異動期間（当該管理監督職務上上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいう。以下この章において同じ。）（第十五条の五第一項から第四項までの規定により延長された期間を含む。以下この項において同じ。）に、管理監督職以外の職又は管理監督職務上上限年齢が当該国会議員の年齢を超える管理監督職（以下この項及び第三項においてこれらの職を「他の職」という。）への降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）をするものとする。ただし、異動期間に、この法律の他の規定により当該国会議員について他の職への昇任、降任若しくは転任をした場合若しくは他の法律の規定により他の職に任用した場合又は第十五条の七第一項の規定により当該国会議員を管理監督職を占めたまま引き続き勤務させることとした場合は、この限りでない。

前項の管理監督職務上上限年齢は、年齢六十年とする。ただし、次の各号に掲げる管理監督職を占める国会議員の管理監督職務上上限年齢は、当該各号に定める年齢とする。

一 各議院事務局の事務次長、各議院法制局の法制次長及び国立国会図書館の副館長並びにこれらに準ずる管理監督職のうち両議院の議長が協議して定める管理監督職 年齢六十二年

二 前号に掲げる管理監督職のほか、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより管理監督職務上上限年齢を年齢六十年とすることが著しく不適当と認められる管理監督職として両議院の議長が協議して定める管理監督職 六十年を超え六十四年を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める年齢

第一項本文の規定による他の職への降任又は転任（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たつて各本属長が遵守すべき基準に關する事項その他の他の職への降任等に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

第十五条の三 各本属長は、採用し、昇任し、降任し、又は転任しようとする管理監督職に係る管理監督職務上上限年齢に達している者を、その者が当該管理監督職を占めているものとした場合における異動期間の末日の翌日（他の職への降任等をされた国会議員にあつては、当該他の職への降任等をされた日）以後、当該管理監督職に採用し、昇任し、降任し、又は転任することができない。

第十五条の四 前二条の規定は、法律により任期を定めて任用される国会議員には適用しない。
第十五条の五 各本属長は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める国会議員について、次に掲げる事由があると認めるときは、

当該国会議員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に次条第一項に規定する定年退職日（以下この項及び次項において「定年退職日」という。）がある国会議員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日まで）の期間内。第三項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める国会議員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

一 当該国会議員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該国会議員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として両議院の議長が協議して定める事由

二 当該国会議員の職務の特殊性を勘案して、当該国会議員の他の職への降任等により、当該管理監督職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として両議院の議長が協議して定める事由

各本属長は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める国会議員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある国会議員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日まで）の期間内。第四項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該国会議員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

各本属長は、第一項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職

への降任等をすべき特定管理監督職群職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職(指定職を除く。以下この項及び次項において同じ。)であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として両議院の議長が協議して定める管理監督職をいう。以下の項において同じ。)に属する管理監督職を占める国会議員について、当該国会議員の他の職への降任等により、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として両議院の議長が協議して定める事由があると認めるときは、当該国会議員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている国会議員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該国会議員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

各本属長は、第一項若しくは第二項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める国会議員について前項に規定する事由があると認めるとき(第二項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前三項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める国会議員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

この章の規定(第十条の規定を除く。)は、臨時の議員の分限には適用しない。

第九條、第十一條から第十五條まで及び前條の規定は、条件付採用期間中の議員の分限には適用しない。

臨時の議員及び条件付採用期間中の議員の分限については、両議院の議長が協議して必要な事項を定めることができる。

第二十八條第二項中「以下」の下に「この項において」を加え、「国会議員が、第十五條の四第一項又は第十五條の五第一項の規定により採用された場合において、定年退職者等」を「定年前再任用短時間勤務職員が、年齢六十一年以上退職者」に、「含む」のうち前項を「含む」のうち同項に、「第十五條の四第一項若しくは第十五條の五第一項」を「第四條の二第一項」に、「国会議員として在職していた」を「定年前再任用短時間勤務職員として在職していた」に改める。

附則第一項に項番号を付し、附則第二項及び第三項を次のように改める。

2 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

一日までの間における第十五條の六第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「六十五年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同項ただし書中「七十年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

3 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

職手当法の一部を改正する法律(令和三年法律第 号。以下「令和三年国会議員法等改正法」という。)第一条の規定による改正前の第十五條の二第二項第一号に掲げる国会議員に相当する国会議員として両議院の議長が協議して定める国会議員に対する第十五條の六第二項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条第二項ただし書中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十一年	六十六年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十二年	六十七年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年	六十八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年	六十九年

令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十五年を超え七十年を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める年齢	年齢六十六年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	七十年	六十七年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	七十年	六十八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	七十年	六十九年

4 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

第一条の規定による改正前の第十五條の二第二項第二号に掲げる国会議員に相当する国会議員として両議院の議長が協議して定める国会議員に対する第十五條の六第二項の規定の適用については、附則第二項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条第二項中「六十五年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同項ただし書中「七十年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十二年	六十六年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十三年	六十七年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十四年	六十八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年	六十九年

5 令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで

一条の規定による改正前の第十五條の二第二項第三号に掲げる国会議員に相当する国会議員とし

て両議院の議長が協議して定める国会職員に対する第十五条の六第二項の規定の適用については、附則第二項の規定にかかわらず、同条第二項中「年齢六十五年」とあるのは「六十歳を超え六十五歳を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める年齢」と、同項ただし書中「六十五歳を超え七十歳を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める年齢」とあるのは「年齢六十六歳」とする。

6 令和七年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における前項に規定する国会職員に対する第十五条の六第二項の規定の適用については、附則第二項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条第二項中「年齢六十五年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同項ただし書中「七十歳」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十一年を超え六十五年を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める年齢	六十七年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十二年を超え六十五年を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める年齢	六十八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十三年を超え六十五年を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める年齢	六十九年

7 各本属長は、当分の間、国会職員(各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長及び専門調査員並びに臨時の職員、法律により任期を定めて任用される国会職員及び非常勤の職員並びに令和三年国会職員法等改正法第一条の規定による改正前の第十五条の二第二項第一号に掲げる国会職員に相当する国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員及び同項第三号に掲げる国会職員に相当する国会職員のうち両議院の議長が協議して定める国会職員その他両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢六十歳(同条第二項第二号に掲げる国会職員に相当する国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢六十歳(同条第二項第二号に掲げる国会職員に相当する国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。以下この項において同じ。)

職員にあつては同号に定める年齢とし、同項第三号に掲げる国会職員に相当する国会職員のうち両議院の議長が協議して定める国会職員にあつては同号に定める年齢とする。以下この項において同じ。に達する日の属する年度の前年度(当該前年度に国会職員でなかつた者その他の当該前年度においてこの項の規定による情報の提供及び意思の確認を行うことができない国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員にあつては、両議院の議長が協議して定める期間)において、当該国会職員に対し、両議院の議長が協議して定めるところにより、当該国会職員が年齢六十歳に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする。同様に、同日の翌日以後における勤務の意思を確認する

よう努めるものとする。

8 令和三年国会職員法等改正法による定年の引上げに伴う第二十五条第三項の規定に基づく定めにおいて定める給与に関する特例措置により降給をする場合における第九條第二項及び第三項並びに第十五条の八の規定の適用については、第九條第二項中「又は」とあるのは「第二十五條第三項の規定に基づく定めにおいて定める事由又は」と、同条第三項中「する場合」とあるのは「する場合、国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律(令和三年法律第 号)による定年の引上げに伴う第二十五條第三項の規定に基づく定めにおいて定める給与に関する特例措置(第十五条の八において「定年の引上げに伴う給与に関する特例措置」という。))による降給をする場合」と、第十五条の八中「伴う降給」とあるのは「伴う降給及び定年の引上げに伴う給与に関する特例措置による降給」とする。

(国家公務員退職手当法の一部改正)

第二条 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)第十五条の四第一項若しくは第十五条の五第一項又は」を削る。

第三条第二項中「国会職員法の下に(昭和二十二年法律第八十五号)を加える。

附則第十二項第一号イ中「ハ」を「ニ」に改め、同号ハ中「次号ロ及び附則第十四項第八号」を「次号ハ及び附則第十四項第九号」に改め、同号中ハを「ロ」とし、ロの次に次のように加える。

ハ 国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律(令和三年法律第 号。附則第十五項において「令和三年国会職員法等改正法」という。))第一条の規定による改正前の国会職員法(次号ロ及び附則第十四項第七号において「令和五年旧国会職員法」という。))第十

五条の二第二項第二号に掲げる国会職員(国会職員法第一条に規定する国会職員をいう。以下この項及び附則第十四項において同じ。)に相当する国会職員として内閣官房令で定める国会職員

附則第十二項第二号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 令和五年旧国会職員法第十五条の二第二項第三号に掲げる国会職員に相当する国会職員のうち、内閣官房令で定める国会職員

附則第十四項第七号を次のように改める。

七 令和五年旧国会職員法第十五条の二第二項第一号に掲げる国会職員に相当する国会職員として内閣官房令で定める国会職員及び同項第三号に掲げる国会職員に相当する国会職員のうち内閣官房令で定める国会職員

附則第十四項第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

ハ 国会職員法第十五条の六第二項ただし書に規定する国会職員

附則第十五項中「規定の下に」を「令和三年国会職員法等改正法による定年の引上げに伴う給与に関する特例措置を加える。

附則第十六項中「該当する職員」の下に「国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律(令和三年法律第 号)第一条の規定による改正前の国会職員法第十五条の二第二項本文の適用を受けていた者であつて附則第十四項第八号に掲げる国会職員に該当する国会職員」を加え、「附則第十四項第九号」を「附則第十四項第十号」に、「及び同項第八号」を「同項第七号に掲げる国会職員及び同項第九号」に、「同項第十一号」を「同項第十二号」に改める。

附則

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行

する。ただし、次条及び附則第八条の規定は、公布の日から施行する。

(実施のための準備等)

第二条 第一条の規定による改正後の国会職員法(以下「国会職員法」という。)の規定による国会職員(国会職員法第一条に規定する国会職員(各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長及び専門調査員を除く。)をいう。以下同じ。)の任用、分限その他の人事行政に関する制度の円滑な実施を確保するため、各本属長は、長期的な人事管理の計画的推進その他必要な準備を行うものとする。

2 各本属長は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間に、施行日から令和六年三月三十一日までの間に年齢六十年に達する国会職員(当該国会職員が占める職に係る第一条の規定による改正前の国会職員法(以下「旧国会職員法」という。))第十五条の二第二項に規定する定年が年齢六十年である国会職員に限る。)に対し、新国会職員法附則第七項の規定の例により、当該国会職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする。同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(経過措置)

第三条 新国会職員法第四条の二の規定は、施行日以後に退職をした同条第一項に規定する年齢六十一年以上退職者(次項において「年齢六十一年以上退職者」という。)について適用する。

2 各本属長は、基準日(令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新国会職員法定年相当年齢

(新国会職員法第四条の二第一項に規定する短時間勤務の職であつて同項に規定する指定職(次条第一項及び附則第六条第三項において「指定職」という。))以外のもの(附則第六条第二項を除き、以下この項及び附則第五条から第七条までにおいて「短時間勤務の職」という。)を占める国会職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新国会職員法第十五条の六第二項に規定する定年をいう。以下この項及び附則第五条第二項において同じ。)が基準日の前日における新国会職員法定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新国会職員法定年相当年齢が新国会職員法第十五条の六第二項本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の両議院の議長が協議して定める短時間勤務の職(以下この項において「新国会職員法原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。))に、基準日の前日までに年齢六十一年以上退職者となつた者(基準日前から新国会職員法第十五条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新国会職員法原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新国会職員法定年相当年齢に達している者(当該両議院の議長が協議して定める短時間勤務の職にあつては、両議院の議長が協議して定める者)を、新国会職員法第四条の二第二項の規定により採用することができず、新国会職員法原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、同条第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。))のうち基準日の前日において同日における当該新国会職員法原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新国会職員法定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該両議院の議長が協議して定め

る短時間勤務の職にあつては、両議院の議長が協議して定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 平成十一年十月一日前に新国会職員法第二十八條第二項前段に規定する退職又は先の退職がある定年前再任用短時間勤務職員について、同項後段の規定を適用する場合には、同項後段に規定する引き続き国会職員としての在職期間には、同日前の当該退職又は先の退職の前の国会職員としての在職期間を含まないものとする。

4 暫定再任用職員(次条第一項若しくは第二項又は附則第五条第一項若しくは第二項の規定により採用された国会職員をいう。附則第六条及び第七条において同じ。)として在職していた期間がある定年前再任用短時間勤務職員に対する新国会職員法第二十八條第二項後段の規定の適用については、同項後段中「又は」とあるのは、「又は国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律(令和三年法律第 号)附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五條第一項若しくは第二項の規定によりかつて採用されて同法附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員として在職していた期間若しくは」とする。

5 施行日前に旧国会職員法第十五条の三第一項又は第二項の規定により勤務することとされ、かつ、旧国会職員法勤務延長期限(同条第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限をいう。以下この項及び次項において同じ。)が施行日以後に到来する国会職員(次項において「旧国会職員法勤務延長職員」という。))に係る当該旧国会職員法勤務延長期限までの間に同条第一項又は第二項の規定による勤務にかかわらず、なお従前の例による。

6 各本属長は、旧国会職員法勤務延長職員について、旧国会職員法勤務延長期限又はこの項の

規定により延長された期限が到来する場合において、新国会職員法第十五条の七第一項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧国会職員法勤務延長職員に係る旧国会職員法第十五条の二第一項に規定する定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

7 新国会職員法第十五条の二第一項の規定は、施行日において第五項の規定により同条第一項に規定する管理監督職を占めたまま引き続き勤務している国会職員には適用しない。

8 各本属長は、基準日(施行日、令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新国会職員法定年(新国会職員法第十五条の六第二項に規定する定年をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。)が基準日の前日における新国会職員法定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧国会職員法第十五条の二第二項に規定する定年)を超える職(基準日における新国会職員法定年が新国会職員法第十五条の六第二項本文に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の両議院の議長が協議して定める職に、基準日から基準日の翌年の三月三十一日までの間に新国会職員法第十五条の七第一項若しくは第二項の規定又は第五項若しくは第六項の規定により勤務している国会職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新国会職員法定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧国会職員法第十五条の二第二項に規定する定年)に達している国会職員(当該両議院の議長が協議して定める職にあつては、両議院の議長が協議して定める国会職

員を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

9 第五項から前項までに定めるもののほか、第五項又は第六項の規定による勤務に關し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

第四条 各本属長は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日(以下この条及び次条において「年齢六十五年到達年度の末日」という。)までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職(指定職を除く。以下この項及び次項並びに附則第六条第四項において同じ。)に係る旧国会職員法第十五条の二第二項に規定する定年(施行日以後に設置された職その他の両議院の議長が協議して定める年齢に達している者、を、両議院の議長が協議して定めるところにより、従前の勤務実績その他の両議院の議長が協議して定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

一 施行日前に旧国会職員法第十五条の二第一項の規定により退職した者

二 旧国会職員法第十五条の三第一項若しくは第二項又は前条第五項若しくは第六項の規定により勤務した後退職した者

三 施行日前に旧国会職員法の規定により退職した者(前二号に掲げる者を除く。)のうち、勤続期間その他の事情を考慮して前二号に掲げる者に準ずる者として両議院の議長が協議して定める者

2 令和十四年三月三十一日までの間、各本属長は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新国会職員法定年に達している者を、両議院の議長が協議して定めるところにより、従前の勤務実績その他の両議院の議長が協議して定める情

報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

一 施行日以後に新国会職員法第十五条の六第一項の規定により退職した者

二 施行日以後に新国会職員法第十五条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した者

三 施行日以後に新国会職員法第四条の二第一項の規定により採用された者のうち、同条第二項に規定する任期が満了したことにより退職した者

四 施行日以後に新国会職員法の規定により退職した者(前三号に掲げる者を除く。)のうち、勤続期間その他の事情を考慮して前三号に掲げる者に準ずる者として両議院の議長が協議して定める者

3 前二項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、両議院の議長が協議して定めるところにより、一年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前二項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢六十五年到達年度の末日以前でなければならない。

第五条 各本属長は、新国会職員法第四条の二第三項の規定にかかわらず、前条第一項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧国会職員法定年相当年齢(短時間勤務の職を占める国会職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合に於ける旧国会職員法第十五条の二第二項に規定する定年(施行日以後に設置された職その他の両議院の議長が協議して定める年齢)をいう。)に達している者を、両議院の議長が協議して定めるところにより、従前の勤務実績その

他の両議院の議長が協議して定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和十四年三月三十一日までの間、各本属長は、新国会職員法第四条の二第三項の規定にかかわらず、前条第二項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新国会職員法定年相当年齢に達している者(新国会職員法第四条の二第一項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができ、当該短時間勤務の職に採用することができ

3 前二項の規定により採用された国会職員の任期については、前条第三項の規定を準用する。

第六条 施行日前に旧国会職員法第十五条の四第一項又は第十五条の五第一項の規定により採用された国会職員(以下この項及び次項において「旧国会職員法再任用職員」という。)のうち、この法律の施行の際現に常時勤務を要する職を占める国会職員は、施行日に、附則第四条第一項の規定により採用されたものとみなす。この場合において、当該採用されたものとみなされる国会職員の任期は、同項の規定にかかわらず、施行日における旧国会職員法再任用職員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 旧国会職員法再任用職員のうち、この法律の施行の際現に旧国会職員法第十五条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める国会職員は、施行日に、前条第一項の規定により採用されたものとみなす。この場合において、当該採用されたものとみなされる国会職員の任期は、同項の規定にかかわらず、施行日における旧国会職員法再任用職員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

会職員法再任用職員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 各本属長は、暫定再任用職員を指定職に昇任し、又は転任することができない。

4 各本属長は、附則第四条第一項又は前条第一項の規定により採用した国会職員のうち当該国会職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする常時勤務を要する職に係る旧国会職員法第十五条の二第二項に規定する定年(施行日以後に設置された職その他の両議院の議長が協議して定める年齢)に達した国会職員以外の国会職員及び附則第四条第二項又は前条第二項の規定により採用した国会職員のうち当該国会職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする常時勤務を要する職に係る新国会職員法第十五条の六第二項に規定する定年に達した国会職員以外の国会職員を、当該常時勤務を要する職に昇任し、降任し、又は転任することができない。

5 前二条の規定が適用される場合における新国会職員法第四条の二第三項の規定の適用については、同項中「経過していない定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「経過していない定年前再任用短時間勤務職員、国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律(令和三年法律第 号。以下この項において「令和三年国会職員法等改正法」という。)附則第四條第一項又は第五條第一項の規定により採用した国会職員のうち当該国会職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の職に係る旧国会職員法定年相当年齢(短時間勤務の職を占める国会職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における令和三年国会職員法等改正法第一条の規定による改正前の第十五条の二第二項に規定する定年(令和三年国会職員法等改正法の施行の日以後に設置された職その他の両議院の議長が協議して定める職に

あつては、両議院の議長が協議して定める年齢をいう。)に達している国会職員及び令和三年国会職員法等改正法附則第四条第二項又は第五條第二項の規定により採用した国会職員のうち当該国会職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の職に係る国会職員法定年相当地年齢(短時間勤務の職を占める国会職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における第十五條の六第二項に規定する定年をいう。)に達している国会職員とする。

6 各本属長は、基準日(前二條の規定が適用される間における各年の四月一日(施行日を除く。))をいう。以下この項において同じ。から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における国会職員法定年(国会職員法第十五條の六第二項に規定する定年(短時間勤務の職にあっては、当該短時間勤務の職を占める国会職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における同項に規定する定年)をいう。以下この項において同じ。))が基準日の前日における国会職員法定年を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の両議院の議長が協議して定める職(以下この項において「国会職員法定年引上げ職」という。))に、附則第四条第二項各号に掲げる者のうち基準日の前日において同日における当該国会職員法定年引上げ職に係る国会職員法定年に達している者(当該両議院の議長が協議して定める職にあっては、両議院の議長が協議して定める者を、同項又は前条第二項の規定により採用しようとする場合には、当該者は当該者を採用しようとする国会職員法定年引上げ職に係る国会職員法定年に達しているものとみなして、これらの規定を適用し、国会職員法定年引上げ職に、附則第四条第二項又は前条第二項の規定により採用された国会職員のうち基準日

の前日において同日における当該国会職員法定年引上げ職に係る国会職員法定年に達している国会職員(当該両議院の議長が協議して定める職にあっては、両議院の議長が協議して定める国会職員)を、昇任し、降任し、又は転任しようとする場合には、当該国会職員は当該国会職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする国会職員法定年引上げ職に係る国会職員法定年に達しているものとみなして、第四項の規定及び前項の規定により読み替えて適用する国会職員法第四條の二第三項の規定を適用する。

7 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、国会職員法第二十八條第二項後段の規定を適用する。この場合において、同項後段中「年齢六十一年以上退職者」とあるのは「国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律(令和三年法律第 号。以下この項において「令和三年国会職員法等改正法」という。))附則第四条第一項各号若しくは第二項第一号、第二号若しくは第四号に掲げる者となつた日若しくは同項第三号に掲げる者に該当する場合における年齢六十一年以上退職者」と、「同項」とあるのは「前項」と、「又は」とあるのは「又は令和三年国会職員法等改正法第一条の規定による改正前の第十五條の四第一項若しくは第十五條の五第一項の規定によりかつて採用されて国会職員として在職していた期間、令和三年国会職員法等改正法附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五條第一項若しくは第二項の規定によりかつて採用されて令和三年国会職員法等改正法附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員として在職していた期間若しくは」とする。

8 平成十一年十月一日前に国会職員法第二十八條第二項前段に規定する退職又は先の退職がある暫定再任用職員について、前項の規定により定年前再任用短時間勤務職員とみなして同条

第二項後段の規定を適用する場合には、同項後段に規定する引き続き国会職員としての在職期間には、同日前の当該退職又は先の退職の前の国会職員としての在職期間を含まないものとする。

第七條 暫定再任用職員に対する第二條の規定による改正後の国家公務員退職手当法第二條第一項の規定の適用については、同項中「第四十五條の二第一項」とあるのは、「第四十五條の二第一項又は国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律(令和三年法律第 号。附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五條第一項若しくは第二項とする。))第五條第一項若しくは第二項とする。

2 短時間勤務の職を占める暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、附則第九條の規定による改正後の国会職員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第八十八號)第二條第一項の規定を適用する。

3 前三條及び前二項に定めるもののほか、暫定再任用職員の任用その他暫定再任用職員に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。(その他の経過措置の両院議長協議決定への委任)

第八條 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、両議院の議長が協議して定める。(国会職員の育児休業等に関する法律の一部改正)

第九條 国会職員の育児休業等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十九條 第一項中「第十五條の五第三項」を「第四條の二第三項」に改める。

(教育公務員特例法の一部改正) 第十條 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一號)の一部を次のように改正する。

附則第八條の表国家公務員退職手当法の項中「該当する職員」の下に、「国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律(令和三年法律第 号)第一条の規定による改正前の国会職員法第十五條の二第二項本文の適用を受けていた者であつて附則第十四項第八号に掲げる国会職員に該当する国会職員」を加え、「附則第十四項第九号を「附則第十四項第十号」に、「及び同項第八号」を、「同項第七号に掲げる国会職員及び同項第九号」に、「同項第十一号」を「同項第十二号」に改める。

(国家公務員法等の一部を改正する法律の一部改正) 第十一條 国家公務員法等の一部を改正する法律(令和三年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第七條第八項及び第十二條第六項中「又は自衛隊法」とあるのは、「自衛隊法」と、「第四十五條の二第一項」とあるのは「を」を「第四十五條の二第一項」とあるのは、「に」に改める。

理 由

一般職の国家公務員に準じて、国会職員の定年を段階的に年齢六十五年に引き上げるとともに、管理監督職務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度を設けるほか、年齢六十歳を超える国会職員に係る退職手当に関する特例を設ける等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。